

# 情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 23 年度)

春日井市

## 目次

---

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1  | 制度のあらまし                | 1  |
| 第2  | 情報公開制度の施行状況            | 8  |
| 第3  | 個人情報保護制度の施行状況          | 13 |
| 第4  | 情報提供制度の施行状況            | 14 |
| 第5  | 会議公開制度の施行状況            | 15 |
| 資料1 | 平成23年度情報公開実施状況一覧表      | 16 |
| 資料2 | 平成23年度個人情報保護実施状況一覧表    | 35 |
| 資料3 | 平成23年度会議公開実施状況一覧表      | 37 |
| 資料4 | 平成23年度情報公開・個人情報保護審査会答申 | 40 |

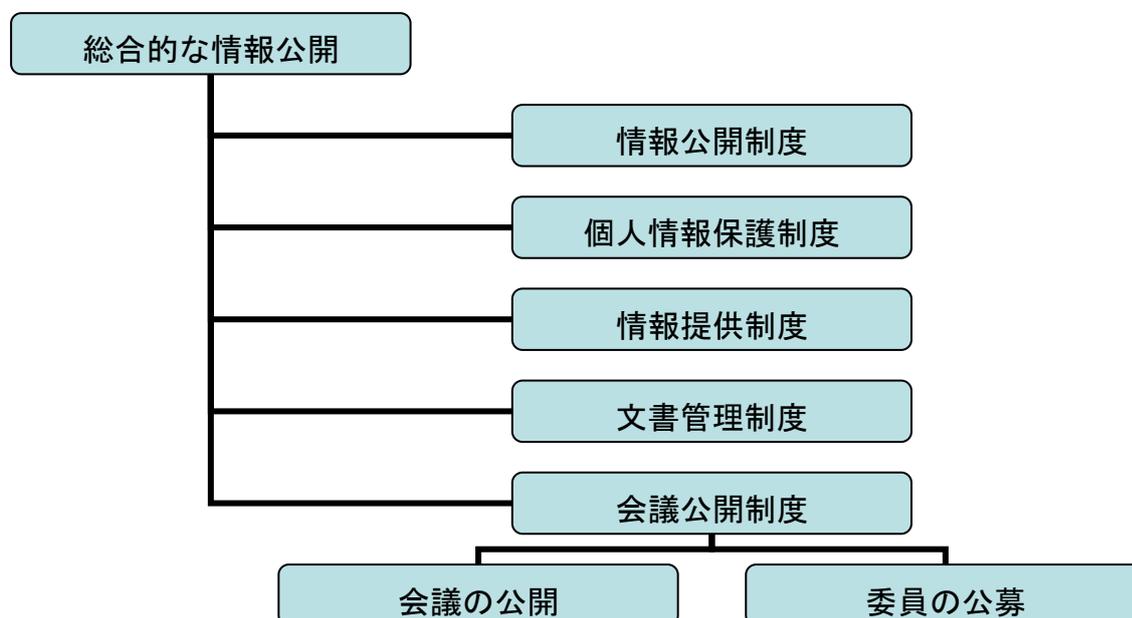
## 第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

### 【総合的な情報公開のイメージ】



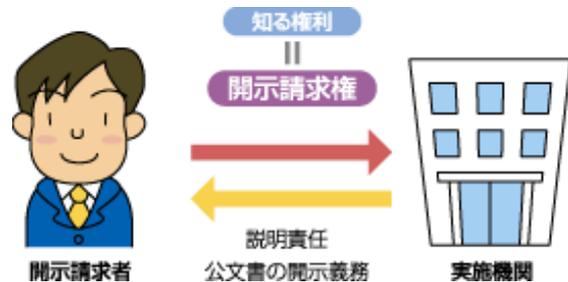
## 1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### 【情報公開制度のイメージ】



#### (1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

#### (2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

#### (3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

#### (4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 法令秘情報 (1号)   | 法令や条例で不開示とされている情報              |
| 個人情報 (2号)    | 個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報  |
| 法人情報 (3号)    | 法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など       |
| 公共安全情報 (4号)  | 犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報       |
| 国等協力関係情報(5号) | 国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報   |
| 審議検討情報 (6号)  | 審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど |
| 事務事業情報 (7号)  | 事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  |

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

## 2 個人情報保護制度

---

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### (1) 目的

#### ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

#### イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

#### ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

### (2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

### (3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

#### ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

#### イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

#### ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

#### (6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

### 3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

---

#### (1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

#### (2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

#### (3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



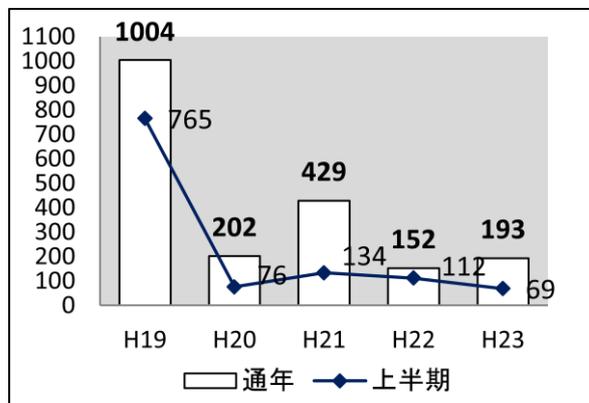
## 第2 情報公開制度の施行状況

### 1 開示請求件数

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、193件（請求146件、申出47件）です。

平成23年度は前年度と比較して41件増加しています。

図1 本市の請求件数の推移



### 2 国、地方公共団体

#### (1) 国、主な都府県

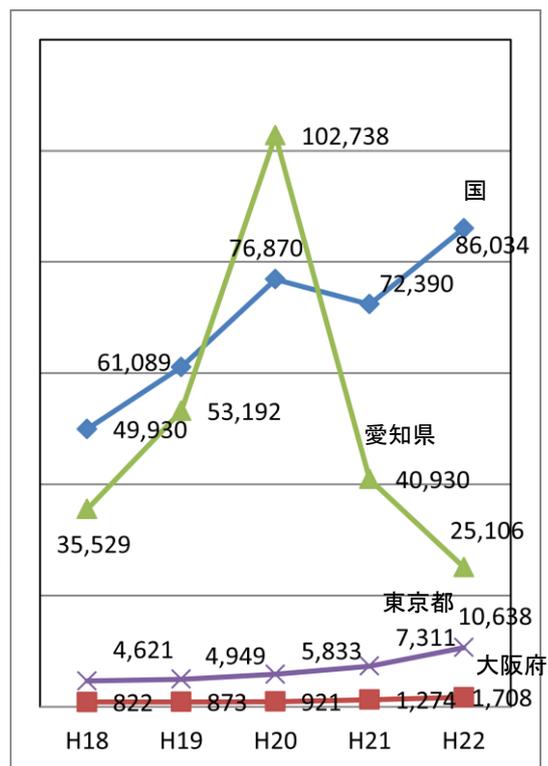
国と主な都府県における平成18年～22年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

平成22度については、愛知県以外の請求件数が増加しています。

|     | H18    | H19    | H20     | H21    | H22    |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|
| 国   | 49,930 | 61,089 | 76,870  | 72,390 | 86,034 |
| 大阪府 | 822    | 873    | 921     | 1,274  | 1,708  |
| 愛知県 | 35,529 | 53,192 | 102,738 | 40,930 | 25,106 |
| 東京都 | 4,621  | 4,949  | 5,833   | 7,311  | 10,638 |

（備考）平成23年度の状況は、まだ公表されていないため、平成22年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移

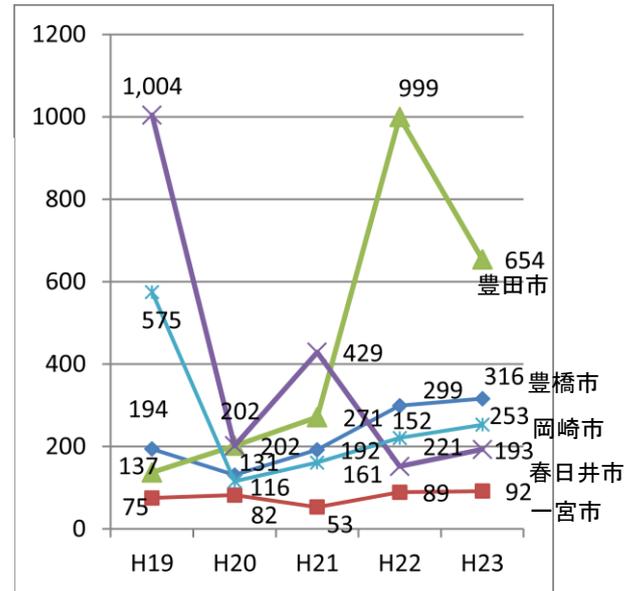


## (2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成19年～23年度の開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

|      | H19   | H20 | H21 | H22 | H23 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 豊橋市  | 194   | 131 | 192 | 299 | 316 |
| 一宮市  | 75    | 82  | 53  | 89  | 92  |
| 豊田市  | 137   | 202 | 271 | 999 | 654 |
| 春日井市 | 1,004 | 202 | 429 | 152 | 193 |
| 岡崎市  | 575   | 116 | 161 | 221 | 253 |

図3 県内市の請求件数の推移



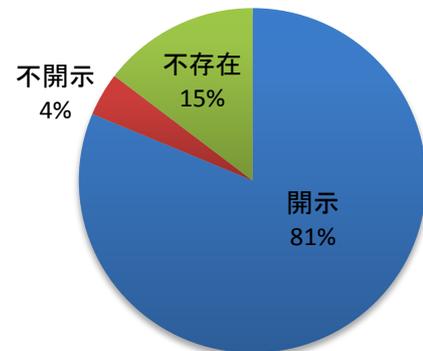
## 3 開示決定等の件数

平成23年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は81%となっています。

| 処理区分     | 件数  |
|----------|-----|
| 開示       | 200 |
| （うち全部開示） | 94  |
| （うち一部開示） | 106 |
| 不開示      | 10  |
| 不存在      | 36  |

※取下げ 4件

図4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

#### 4 開示決定等の件数の推移

平成19年～23年度の開示決定等の件数の推移は、右表のとおりで、平成23年度は、過去5年間で公開率がもっとも高くなっています。

| 年度  | 請求件数 | 処 理 状 況 |      |     |     |     | 公開率 |
|-----|------|---------|------|-----|-----|-----|-----|
|     |      | 全部開示    | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |     |
| H19 | 1004 | 47      | 44   | 919 | 15  | 6   | 9%  |
| H20 | 202  | 43      | 56   | 95  | 17  | 3   | 47% |
| H21 | 429  | 64      | 61   | 294 | 48  | 2   | 27% |
| H22 | 152  | 64      | 76   | 5   | 53  | 1   | 71% |
| H23 | 193  | 94      | 106  | 10  | 36  | 4   | 81% |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

#### 5 部局別の処理状況

平成23年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

| 部局名       | 請求件数 | 処 理 状 況 |      |     |     |     | 公開率  |
|-----------|------|---------|------|-----|-----|-----|------|
|           |      | 全部開示    | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |      |
| 教育委員会     | 48   | 26      | 23   | 5   | 7   | 2   | 80%  |
| 総務部       | 33   | 12      | 25   | 2   | 6   | 0   | 82%  |
| まちづくり推進部  | 22   | 13      | 6    | 0   | 4   | 0   | 83%  |
| 上下水道部     | 22   | 12      | 14   | 0   | 5   | 0   | 84%  |
| 環境部       | 17   | 13      | 11   | 3   | 1   | 0   | 86%  |
| 市民生活部     | 8    | 3       | 5    | 0   | 1   | 0   | 89%  |
| 企画政策部     | 6    | 4       | 5    | 0   | 0   | 0   | 100% |
| 建設部       | 5    | 3       | 0    | 0   | 2   | 0   | 60%  |
| 会計管理者     | 5    | 0       | 5    | 0   | 1   | 0   | 83%  |
| 健康福祉部     | 4    | 3       | 3    | 0   | 0   | 0   | 100% |
| 公平委員会     | 4    | 0       | 3    | 0   | 1   | 0   | 75%  |
| 財政部       | 3    | 2       | 1    | 0   | 1   | 0   | 75%  |
| 市民病院      | 3    | 1       | 0    | 0   | 2   | 1   | 33%  |
| 消防本部      | 3    | 2       | 1    | 0   | 0   | 0   | 100% |
| 議会事務局     | 2    | 0       | 1    | 0   | 1   | 0   | 50%  |
| 文化スポーツ部   | 2    | 0       | 1    | 0   | 0   | 1   | 100% |
| 選挙管理委員会   | 2    | 0       | 1    | 0   | 1   | 0   | 50%  |
| 農業委員会     | 2    | 0       | 1    | 0   | 1   | 0   | 50%  |
| 監査事務局     | 1    | 0       | 0    | 0   | 1   | 0   | 0%   |
| 固定資産評価委員会 | 1    | 0       | 0    | 0   | 1   | 0   | 0%   |
| 合 計       | 193  | 94      | 106  | 10  | 36  | 4   | 81%  |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

## 6 部局別請求件数の推移

平成19年～23年度の部局別の上位3をみると、教育委員会に対する請求が最も多く、全体の75%を占めています。

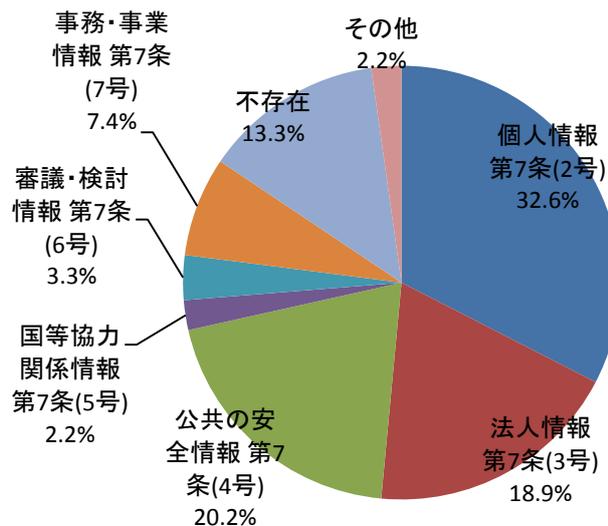
| 年度  | 1                   | 2                     | 3                     |
|-----|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| H19 | 教育委員会<br>(926件、92%) | 建設部<br>(23件、2%)       | 市民経済部<br>(13件、1%)     |
|     | 教育委員会<br>(137件、68%) | 建設部<br>(15件、7%)       | 総務部<br>(11件、5%)       |
| H21 | 教育委員会<br>(328件、76%) | 市民生活部<br>(31件、7%)     | まちづくり推進部<br>(23件、5%)  |
|     | 教育委員会<br>(43件、28%)  | まちづくり推進部<br>(20件、13%) | 総務部<br>(13件、8%)       |
| H23 | 教育委員会<br>(48件、25%)  | 総務部<br>(33件、17%)      | まちづくり推進部<br>(22件、11%) |

## 7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図5のとおりです。

図5 不開示情報割合

| 不開示情報            | 件数  |
|------------------|-----|
| 個人情報 第7条(2号)     | 88  |
| 法人情報 第7条(3号)     | 51  |
| 公共の安全情報 第7条(4号)  | 54  |
| 国等協力関係情報 第7条(5号) | 6   |
| 審議・検討情報 第7条(6号)  | 9   |
| 事務・事業情報 第7条(7号)  | 20  |
| 第2条第2号の公文書に該当しない | 3   |
| 条例施行前文書          | 3   |
| 不存在              | 36  |
| 計                | 270 |



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

## 8 不服申立て・審査会答申の状況

平成19年～23年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

平成23年度は、市長に対して1件、教育委員会に対して2件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、40ページ以降及び市のホームページをご覧ください。

| 年度  | 不服<br>申立て<br>件数 | 諮問<br>された<br>件数 | 諮問され<br>なかった<br>件数 | 処理 |    |          |     |     | 未処理 |
|-----|-----------------|-----------------|--------------------|----|----|----------|-----|-----|-----|
|     |                 |                 |                    | 決定 |    |          |     | 取下げ | 審議中 |
|     |                 |                 |                    | 棄却 | 認容 | 一部<br>認容 | その他 |     |     |
| H19 | 3               | 3               | 0                  | 1  | 0  | 1        | 0   | 1   | 0   |
| H20 | 2               | 2               | 0                  | 1  | 1  | 0        | 0   | 0   | 0   |
| H21 | 3               | 3               | 0                  | 0  | 2  | 1        | 0   | 0   | 0   |
| H22 | 5               | 5               | 0                  | 3  | 0  | 0        | 0   | 2   | 0   |
| H23 | 3               | 1               | 1                  | 0  | 0  | 1        | 0   | 0   | 0   |

### 第3 個人情報保護制度の施行状況

#### 1 開示等請求件数

平成19年度～23年度の開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成23年度の本人開示請求件数は13件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

| 年度  | 開示 | 訂正 | 利用停止 | 合計 |
|-----|----|----|------|----|
| H19 | 16 | 0  | 0    | 16 |
| H20 | 12 | 0  | 0    | 12 |
| H21 | 27 | 0  | 0    | 27 |
| H22 | 10 | 0  | 0    | 10 |
| H23 | 13 | 0  | 0    | 13 |

#### 2 開示決定等

平成19年～23年度の開示決定等の状況は、下表のとおりです。

| 年度  | 請求件数 | 処 理 状 況 |      |     |     |     |      |
|-----|------|---------|------|-----|-----|-----|------|
|     |      | 全部開示    | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 不訂正 | 訂正却下 |
| H19 | 16   | 8       | 5    | 0   | 3   | 0   | 0    |
| H20 | 12   | 8       | 3    | 0   | 2   | 0   | 0    |
| H21 | 27   | 6       | 12   | 0   | 13  | 0   | 0    |
| H22 | 10   | 4       | 3    | 0   | 4   | 0   | 0    |
| H23 | 13   | 7       | 4    | 0   | 9   | 0   | 0    |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

#### 3 不服申立て・審査会答申の状況

平成19年度～23年度の不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。

平成19年度以降は、不服申立てはありません。

| 年度  | 不服申立て件数 | 諮問された件数 | 諮問されなかった件数 | 処 理 |    |      |     | 取下げ | 未処理<br>審議中 |
|-----|---------|---------|------------|-----|----|------|-----|-----|------------|
|     |         |         |            | 決 定 |    |      |     |     |            |
|     |         |         |            | 棄却  | 認容 | 一部認容 | その他 |     |            |
| H19 | 0       | 0       | 0          | 0   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0          |
| H20 | 0       | 0       | 0          | 0   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0          |
| H21 | 0       | 0       | 0          | 0   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0          |
| H22 | 0       | 0       | 0          | 0   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0          |
| H23 | 0       | 0       | 0          | 0   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0          |

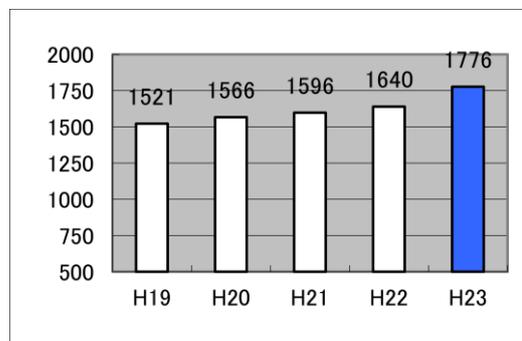
## 第4 情報提供制度の施行状況

### 1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成19年～23年度の行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



### 2 部局別の登録状況

平成23年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。行政資料の一覧は、市のホームページを御覧ください。

【部局別の登録状況】

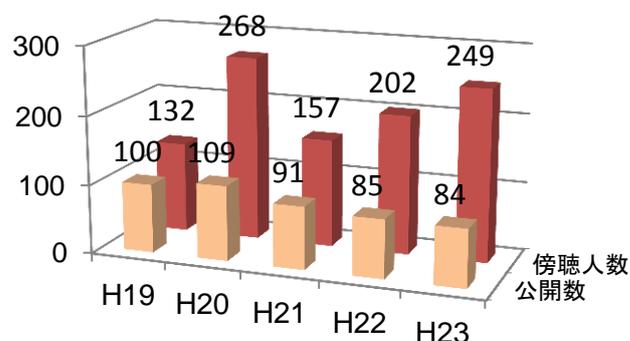
| 部局名       | 件数  |
|-----------|-----|
| 総務部       | 290 |
| 教育委員会     | 268 |
| 議会事務局     | 210 |
| 企画政策部     | 203 |
| 健康福祉部     | 178 |
| 市民生活部     | 134 |
| 環境部       | 127 |
| まちづくり推進部  | 101 |
| 青少年子ども部   | 75  |
| 文化スポーツ部   | 70  |
| 上下水道部     | 30  |
| 財政部       | 27  |
| 監査事務局     | 19  |
| 産業部       | 17  |
| 建設部       | 12  |
| 市民病院(事務局) | 12  |
| 消防本部      | 3   |

## 第5 会議公開制度の施行状況

### 1 会議公開の実施状況

平成19年～23年度に公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

図7 公開数・傍聴人数の推移

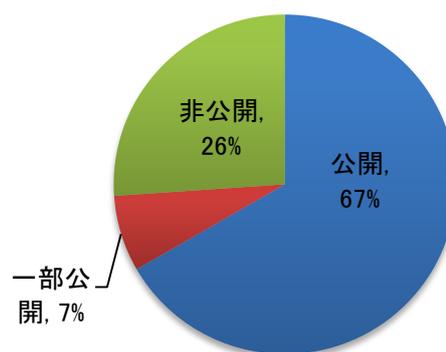


### 2 公開・非公開の決定状況

平成23年度における会議の公開・非公開の決定状況は、73の附属機関等のうち公開43、一部公開5、非公開18、未決定4です。

決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、74%です。

図8 公開・非公開の決定状況



### 3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、障がい程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となっています。

資料1 平成23年度情報公開実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)   | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定  | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|---|----|
| 1    | 4月1日  | 申出 | まちづくり推進部<br>都市整備課 | 「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づく春日井市内の「土地区画整理事業」(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに換地処分がなされた事業についての、換地図その1(従前の土地図)、換地図その2(換地処分後の土地図)及び施行地区位置図(A3程度の案内図的な簡易な図面があれば、そちらを優先して開示していただきたいです。)*施行地区区域図、*従前の土地の地番及び形状を表示した図面または新旧地番対照表があれば、そちらも開示していただきたいです。*対象となる事業一覧(事業名・施工者・対象となる地域の名称・換地処分日などが入ったもの)のリストの添付希望。<br>*個人・組合・地方公共団体・会社・機構・公社など全て対象。図面等を持っていない事業(市認可や都市再生機構施行の事業)もリストに加えて下さい。 | 勝川駅前、前高、篠原、堀ノ内、南気埵、神領、大留上の7地区の土地区画整理事業換地図(従前の土地図)、換地図(換地後の土地図)及び春日井土地区画整理施行区域図  | 4月7日         | 全部開示     |              |                 |   |    |
| 2    | 4月1日  | 申出 | まちづくり推進部<br>勝川管理課 | 「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づく春日井市内の「土地区画整理事業」(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに換地処分がなされた事業についての、換地図その1(従前の土地図)、換地図その2(換地処分後の土地図)及び施行地区位置図(A3程度の案内図的な簡易な図面があれば、そちらを優先して開示していただきたいです。)*施行地区区域図、*従前の土地の地番及び形状を表示した図面または新旧地番対照表があれば、そちらも開示していただきたいです。*対象となる事業一覧(事業名・施工者・対象となる地域の名称・換地処分日などが入ったもの)のリストの添付希望。<br>*個人・組合・地方公共団体・会社・機構・公社など全て対象。図面等を持っていない事業(市認可や都市再生機構施行の事業)もリストに加えて下さい。 | 春日井都市計画松新地区、勝川地区第一種市街地再開発事業の施行地区位置図・施行地区区域図及び勝川駅北地区市街地再開発事業パンフレット   | 4月13日        | 全部開示     |              |                 |   |    |
| 3    | 4月4日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成23年1月7日入札執行の春日井市小中学校学習机等(小学校)株栗田商会落札(中学校)トミタ家具株落札の売買契約の写しの開示請求を致します。  | 物品購入契約書   | 4月18日        | 一部開示     | 法人印影         | 条例第7条第3号及び第4号該当 | 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。 |    |
| 4    | 4月5日  | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 1999(平成11)年10月27日開催の定例教育委員会及び秘密会議録  | 平成11年10月27日開催の春日井市教育委員会定例会及び秘密会(非公開とした会議)の会議録   | 4月19日        | 不開示      | 全部           | —               | 春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外  |    |
| 5    | 4月14日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 春日井市小中学校のスズメバチ駆除に関する支出負担行為(H20.H21.H22年度分)  | 支出負担行為決議書   | 5月2日         | 一部開示     | 法人の印影        | 条例第7条第3号及び第4号該当 | 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪防止のため   | 延長 |
| 6    | 4月18日 | 請求 | 文化スポーツ部<br>生涯学習課  | 複写機の賃貸借 入札施行日 平成23年3月29日(青年の家)の入札実施の仕様書の開示を請求いたします。   |   |              | 取下げ      |              |                 |   |    |
| 7    | 4月18日 | 請求 | 教育委員会<br>図書館      | 複写機の賃貸借 入札施行 平成22年3月25日(図書館)の入札実施の開示請求を致します   |   |              | 取下げ      |              |                 |   |    |
| 8    | 4月18日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 複写機の賃貸借 入札施行日、平成22年3月22日(教育研究所)の入札実施の仕様書の開示請求致します   | デジタル複写機仕様書(教育研究所納入分)  | 4月28日        | 全部開示     |              |                 |   |    |
| 9    | 4月18日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 春日井市立白山小学校始め19小学校に設置してあるデジタル印刷機デュプロDP-S550用の消耗品(インク マスター)について、平成23年4月1日以後(有)イナガキ事務機以外からの、購入した時に徴した見積書(最新の物)1物件を開示請求を致します  |   |              | 取下げ      |              |                 |   |    |
| 10   | 4月22日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。<br>※建築基準法第18条の条例に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。<br>※指定確認検査機関分も含む。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)   | 建築計画概要書の2面及び3面(平成23年1月1日から3月31日までに確認がおりた分)  | 5月19日        | 全部開示     |              |                 |   | 延長 |
| 11   | 4月27日 | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | 春日井IC入口(大泉寺交差点より)の付近に設置の「カーテンジュータン王国」について屋外広告物設置許可に関する資料。   | 春日井IC入口(大泉寺交差点より)の付近に設置の「カーテンじゅうたん王国」について屋外広告物設置許可に関する資料  | 5月9日         | 不開示(不存在) | —            | 不存在             | 当該広告物の屋外広告物許可申請書が提出されていないため申出に係る公文書を作成していないため                         |    |
| 12   | 4月27日 | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | 平成22年10月22日付けで、違法広告物と認識されました春日井IC出口付近に設置されている「強巴林」について行われたと思われる改善又は除却指導の記録。   | 平成22年10月22日付けで、違法広告物と認識されました春日井IC出口付近に設置されている「強巴林」について行われたと思われる改善又は除却指導の記録。   | 5月9日         | 不開示(不存在) | —            | 不存在             | 申出に係る公文書を作成していないため  |    |
| 13   | 4月27日 | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | R19、浅山町歩道橋手前(春日井ICより)の民地内に設置されている、屋外広告物「AOKI」「ラーメンらの巻」原真店」に関する設置許可資料(3基分)。  | R19、浅山町歩道橋手前(春日井ICより)の民地内に設置されている屋外広告物「AOKI」「ラーメンらの巻」原真店」に関する設置許可資料(3基分)。   | 5月9日         | 不開示(不存在) | —            | 不存在             | 当該広告物の屋外広告物許可申請書が提出されていないため申出に係る公文書を作成していないため                         |    |
| 14   | 4月28日 | 請求 | 会計管理者<br>会計課      | 物件 学習机 椅子 春日井市教育委員会 平成23年2月18日見積徴収7物件 落札業者 栗田商会小牧営業所 栗田商会 トミタ家具(2件) 市原商店 カナメ 東海OA 此の支出命令書の開示請求を致します。  | 支出命令書   | 5月10日        | 一部開示     | 法人の印影及び口座情報  | 条例第7条第3号及び第4号該当 | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため   |    |
| 15   | 5月9日  | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 1995年度の教育委員会会議録   | 1995年度の教育委員会会議録   | 5月23日        | 不開示      | 全部           | —               | 春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外  |    |
| 16   | 5月9日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 1.2010年度の春日井市教職員研修委員会に関するすべての文書。<br>2.2010年度県教委が開催した人事担当者会議に関するすべての文書。  | 1.平成22年度市長村教育委員会人事担当者会参加者名簿<br>2.平成22年度市町村教育委員会人事担当者会質疑事項<br>3.平成22年度市町村教育委員会人事担当者会の実施について(通知)<br>4.第1回春日井市教職員研修委員会の開催について(同)(21春教学第212号)<br>5.平成22年度第1回教職員研修委員会要項<br>ほか10件 | 5月23日        | 全部開示     |              |                 |   |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等                | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)   | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分             | 開示しないこととした根拠規定       | 当該規定を適用する理由   | 備考   |
|------|-------|----|---------------------|--|---|--------------|--------------|--------------------------|----------------------|---|------|
| 17   | 5月9日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課      | 1. 2010年度の学校衛生委員会設置校における同委員会の会議録等すべての文書。及び同委員会の産業医が出席した事実を示す文書。又産業医の巡視実態を示す文書。<br>2. 2010年度、2011年度の産業医の委嘱に関するすべての文書。   | 1学校衛生委員会議録(柏原中学校)(平成22年度第1回～第5回)<br>2春日井小学校衛生委員会(春日井小学校)(平成22年度第1回～第8回)<br>3東部中学校衛生委員会議録(東部中学校)(平成22年度第1回～第3回)<br>4西部中学校衛生委員会委員名簿<br>5西部中学校衛生委員会要項(平成22年度第1回～第4回)<br>ほか9件   | 6月3日         | 全部開示         |                          |                      |   | 延長   |
|      |       |    |                     |  | 2A. 産業医の委嘱について(伺)(22春教学第259号)   | 5月23日        | 一部開示         | 産業医の生年月日                 | 条例第7条第2号に該当          | 生年月日は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。  |      |
|      |       |    |                     |  | 2B. 1 産業医の推薦について(伺)(22春教学第57号)<br>2 産業医の委嘱について(伺)(23春教学第171号)   | 5月23日        | 全部開示         |                          |                      |   |      |
| 18   | 5月11日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課      | 4月の全教職員の勤務時間記録と割り振り簿(東部中、松原中、勝川小、小野小、出川小、篠木小)  | 1労働時間等の記録(勝川小学校)<br>2労働時間等の記録(篠木小学校)<br>3労働時間等の記録(小野小学校)<br>4労働時間等の記録(出川小学校)<br>5労働時間等の記録(東部中学校)<br>6労働時間等の記録(松原中学校)<br>7勤務時間等の割り振り変更簿(東部中学校)<br>8勤務時間等の割り振り変更簿(松原中学校)  | 6月24日        | 一部開示         | 「労働時間等の記録」のうち休暇欄及び備考欄の記述 | 条例第7条第2号に該当          | 個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>休暇及び休業の内容を示す情報は当該職員の健康や私生活の内容に関わるものであり、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないため。 | 延長   |
|      |       |    |                     |  | 勤務時間の割り振り変更簿(勝川小、篠木小、小野小、出川小)   | 6月24日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                  | 勝川小学校、篠木小学校、小野小学校、出川小学校については勤務時間の割り振り変更となる事案がないため、当該文書は作成されておらず、保有もしていないため。                                 | 延長   |
| 19   | 5月16日 | 請求 | 健康福祉部<br>生活保護課      | 平成22年度及び23年度春日井地区の赤十字下記に関する文書<br>・委嘱状<br>・約款又は規則<br>・市長から部長への命令書<br>・町内会に募金をお願いすることを決定した文書<br>・交付金を請求した文書<br>・災害救済資料の入札結果調書<br>・年間の運営費の分る文書(人件費・光熱費・地代・通信費等) | 委嘱状<br>日本赤十字社定款<br>平成22年度日赤活動資金募集説明会の開催案内について(伺)<br>平成23年度日赤活動資金募集説明会の開催案内について(伺)<br>平成22年度交付金、助成金申請事務にかかる書類の提出について(伺)<br>平成22年度地区区分特別事業等事業実施報告書等について(伺)<br>平成22年度地区区分交付金第2回交付申請書の提出について(伺)<br>平成22年度地区区分特別事業等事業実施報告書等の提出について(伺)<br>平成23年度地区区分交付金について<br>平成23年度地区区分特別事業等助成金について | 5月30日        | 全部開示         |                          |                      |   |      |
|      |       |    |                     |  | 金銭出納帳<br>災害対策用防災資機材の購入について(依頼)  | 5月30日        | 一部開示         | 個人氏名<br>法人代表者及び担当者の印影    | 条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当 | ・個人の氏名及び担当者の印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため<br>・法人代表者印影は、法人の内部管理情報であるため及び犯罪防止のため。                        |      |
| 20   | 5月16日 | 請求 | 選挙管理委員会<br>(総務部総務課) | 春日井市議選(平成23年4月)立候補者が使用したガソリン代及びポスター一代の限度額 90%から100%以内の人達の方る文書。ただし供託物没収者を除く。  | 春日井市議選(平成23年4月)立候補者が使用したガソリン代及びポスター一代の限度額90%から100%以内の人達の方る文書、ただし供託物没収者を除く   | 5月30日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                  | 限度額の90%から100%を使用した立候補者がいないため。<br>※ポスター代:契約書により使用金額を確認した結果該当者無し<br>※ガソリン代:請求書により使用金額を確認した結果該当者無し             |      |
| 21   | 5月23日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課      | 2011.3.18の教育委員会会議において審議された教員の処分に関するすべての文書。   | 3月臨時教育委員会会議録  | 6月6日         | 全部開示         |                          |                      |   | 異議申立 |
|      |       |    |                     |  | 2011.3.18の教育委員会会議において審議された教員の処分に関するすべての文書(3月臨時教育委員会会議録を除く)  | 6月6日         | 不開示          |                          |                      | 第7条第2号及び第5号に該当  |      |
| 22   | 5月27日 | 請求 | 市民生活部<br>男女共同参画課    | 平成23年度第1回春日井市男女共同参画推進会議及び<br>平成23年度第1回春日井市男女共同参画研究会に関する資料(開催通知、資料、議事要旨)  | 男女共同参画推進会議の開催について(伺)<br>男女共同参画研究会の開催について(伺)<br>第1回男女共同参画推進会議議事要旨について(報告)<br>平成23年度第1回男女共同参画研究会議事要旨について(報告)  | 6月6日         | 全部開示         |                          |                      |   |      |
| 23   | 6月2日  | 請求 | 総務部<br>人事課          | 懲戒取扱規則を変更した時の起案文書一式。<br>平成13年度以降に懲戒処分、分限処分(病気は除く)を受けた職員の処分説明書、懲戒審査委員会の議事録  | 平成19年4月1日付け懲戒処分説明書2件に係る春日井市懲戒審査委員会議事要旨  | 6月16日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                  | 開示請求に係る公文書を保有していないため  |      |
|      |       |    |                     |  | 平成17年3月3日付け情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則について(伺)<br>平成18年12月13日付け春日井市長の職務を代理する事務吏員を定める規則等の一部を改正する規則について(伺)<br>平成21年2月12日付け春日井市行政組織規則の一部改正について(伺)<br>平成22年1月18日付け春日井市行政組織規則の一部改正について(伺)<br>平成22年3月10日付け春日井市職員の懲戒処分等に関する基準について(伺)<br>ほか31件   | 6月16日        | 一部開示         | 職員の氏名、級及び号給              | 条例第7条第2号に該当          | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   |      |
| 24   | 6月2日  | 申出 | 上下水道部<br>業務課        | 春日井市排水設備指定工事人規則から春日井市排水設備指定工事店規則に変わった際の会議・協議・検討資料  | 春日井市排水設備指定工事人規則から春日井市排水設備指定工事店規則に変わった際の会議、協議、検討資料   | 6月14日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                  | 申出に該当するファイルは既に廃棄されているため。  |      |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定                                       | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|--------------|---|--|---|----|
| 25   | 6月2日  | 申出 | 総務部<br>人事課        | 懲戒取扱規則を定めた時、変更した時の起案文書一式  | ・昭和43年2月12日付け春日市職員懲戒取扱規則(案)の制定について(伺)<br>・昭和44年3月31日付け春日市行政組織規則の制定について(伺)<br>・昭和44年7月18日付け春日市職員懲戒取扱規則の一部を改正する規則の制定及び公布について<br>・昭和63年3月19日付け春日市職員懲戒取扱規則の一部を改正する規則について(伺)<br>・平成4年3月19日付け春日市公印規則等の一部改正について(伺)<br>・平成6年3月28日付け春日市職員懲戒取扱規則等の一部改正について<br>・平成10年10月28日付け春日市行政組織規則の一部改正について(伺)<br>・平成13年1月31日付け春日市行政組織規則の一部改正について(伺) | 6月16日        | 全部開示         |   |  |   |    |
| 26   | 6月6日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成20年8月7日入札執行全自動印刷機の賃貸借(味美小学校始め19校)入札に施す前の仕様書の開示請求を致します   | 仕様書(平成20年8月7日に入札に係る全自動印刷機の仕様書)  | 6月20日        | 全部開示         |   |  |   |    |
| 27   | 6月9日  | 請求 | 会計管理者<br>会計課      | 味美小学校始め19校リコーSatello A410印刷機の消耗品 マスターインク購入について支払日が平成22年12月1日-23年5月31迄6ヶ月間の購入品仕入れ先名 品名 品番 数量 単価 金額の分かる純正 汎用品全ての支出命令書(マスター、インク各校1件で足りる)開示請求を致します。 | 味美小学校のインク購入に係る支出命令書<br>味美小学校及び石尾台小学校のマスター購入に係る 支出命令書  | 6月22日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 不存在のため  |    |
|      |       |    |                   |   | 支出命令書   | 6月22日        | 一部開示         | 法人の印影及び口座情報   | 条例第7条第3号<br>項第4号に該当                                  | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため   |    |
| 28   | 6月9日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 春日市市教職員研修委員会の完了報告書、委託金会計報告書、活動実績報告書(2003年度～2009年度分)   | 完了報告書(平成15年度～平成17年度)<br>委託金会計報告書(平成15年度～平成17年度)<br>活動実績報告書(平成15年度～平成17年度)   | 6月22日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 開示請求対象文書は、当該保存期間(5年間)を経過したことから既に廃棄済みであり、保存していないため。  |    |
|      |       |    |                   |   | 完了報告書(平成18年度～平成21年度)<br>委託金会計報告書(平成18年度～平成21年度)<br>活動実績報告書(平成18年度～平成21年度)   | 6月22日        | 全部開示         |   |  |   |    |
| 29   | 6月9日  | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | 春日井インター上り料金所際に設置しております日本道路案内標識の広告物設置許可に関する資料  | 22春都政第2-96号(平成22年10月12日付許可申請分)<br>19春都政第2-63号(平成19年10月2日不許可申請分)   | 6月22日        | 一部開示         | (1)法人の印影<br>(2)契約書の相手方の住所、氏名、電話番号及び印影<br>(3)契約金額<br>(4)法人の担当者の氏名  | (1)第7条第3号及び第4号に該当<br>(2)(4)第7条第2号に該当<br>(3)第7条第3号に該当 | (1)法人に関する情報であって、法人の権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪防止のため<br>(2)及び(4)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。<br>(3)法人及び事業を営む個人の情報であって、法人等の権利利益を害するおそれがあるため。 |    |
| 30   | 6月9日  | 申出 | 総務部<br>総務課        | 庁舎内に設置しております長田広告扱いの広告施設設置前に春日井市が行った審査基準等の分かる書類  | 事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書について(伺)<br>広告掲出事業契約書  | 6月20日        | 一部開示         | (1)担当者名及び担当者メールアドレス<br>(2)法人の印影   | (1)第7条第2号に該当<br>(2)第7条第3号及び第4号に該当                    | (1)個人に関する情報であって特定の個人を識別する情報であるため<br>(2)法人に関する情報であって法人の権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪防止のため   |    |
| 31   | 6月15日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 出川小学校<br>上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」   | 土質柱状図(調査地点位置図を含む)<br>(出川小学校校舎新築工事しゅん工図90頁)  | 6月28日        | 一部開示         | 照査技術者、現場作業責任者、コア鑑定者及びボーリング責任者の氏名  | 条例第7条第2号に該当  | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   |    |
| 32   | 6月15日 | 申出 | 建設部<br>道路課        | 出川大橋、大清水橋<br>上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」   | 出川大橋及び大清水橋のボーリング調査に伴う「柱状図」及び「調査位置図」   | 6月27日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 両橋は、出川中部土地区画整理事業にて整備された後に当課へ移管されているが、移管図書にボーリング調査に係るものは含まれていないため保有していない。  |    |
| 33   | 6月15日 | 申出 | 建設部<br>公園緑地課      | 北ノ坪公園コミュニティプール<br>上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」  | 北ノ坪公園コミュニティプールに係わるボーリング調査に伴う「柱状図」及び「調査位置図」  | 6月28日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 北の坪公園コミュニティプールは、地中に埋設する構造ではないため、ボーリング調査を実施していない。このことから、ボーリング調査に係る柱状図及び調査位置図は保有していない   |    |
| 34   | 6月17日 | 申出 | 総務部<br>人事課        | 春日市市職員懲戒審査委員会議事要旨<br>懲戒処分説明書<br>(平成元年度から平成12年度までの分)   | 平成元年6月9日付け春日市職員懲戒審査委員会議事録<br>平成元年6月22日付け懲戒処分説明書2件<br>平成3年3月26日付け懲戒処分説明書<br>平成6年3月30日付け春日市職員懲戒審査委員会議事録<br>平成6年9月5日付け懲戒処分説明書<br>ほか7件  | 6月30日        | 一部開示         | 1.懲戒処分対象者の氏名、級及び号給、病名、家族の状況<br>2.平成6年8月30日開催の春日市懲戒審査委員会委員長の発言の一部  | 条例7条第2号に該当   | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため  |    |
|      |       |    |                   |   | 平成3年3月26日、平成8年3月5日、平成8年8月1日、平成9年9月29日、平成11年12月22日、平成12年2月29日付け懲戒処分説明書に係る春日市懲戒審査委員会議事要旨  |              | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 開示申出に係る公文書を保有していないため  |    |
| 35   | 6月20日 | 請求 | 産業部<br>農業委員会      | 農地法第5条に係る申請書<br>(中部電力大手変電所西側で実施された宅地造成の案件)  | 農地法第5条に係る申請書  | 7月4日         | 一部開示         | ①譲渡人及び相続人の戸籍全部事項証明、除籍謄本、改正原戸籍謄本、附票全部証明、住民票<br>②譲渡人の住所、氏名、年齢、職業、印影及び個人コード<br>③耕作者及び所有者の氏名<br>④譲渡人、相続人及び耕作者の印影<br>⑤相続人の氏名、住所、印影及び持分割合<br>⑥法人の担当者名<br>⑦法人及び個人事業主の印影<br>⑧許可申請書の「5資金調達」についての計画の金額及び金融機関名<br>⑨事業計画書の「(3)③採算による要因」の金額及び「(4)住宅販売計画の現状」の買取希望会社名<br>⑩定款の第6条以降<br>⑪貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の資本金を除く金額<br>⑫残高証明書の金融機関名及び残高<br>⑬金融機関ごとの残高証明書<br>⑭融資証明書 | ①～⑥条例7条第2号に該当<br>7～⑩条例7条第3号に該当<br>⑪～⑭条例7条第4号に該当      | ①～⑥個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>⑦～⑭法人の内部情報であって法人の権利利益を害するおそれがあるため<br>⑦犯罪予防のため                         |    |
| 36   | 6月21日 | 請求 | 健康福祉部<br>高齢福祉課    | 総合福祉センターの耐震診断報告書  | 総合福祉センターB棟 耐震診断報告書 (20年度実施)<br>総合福祉センターA棟 耐震改修診断報告書(21年度実施)   | 6月28日        | 全部開示         |   |  |   |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)   | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定                                | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|-------------------|---|--|--------------|--------------|---|---|---|----|
| 37   | 6月21日 | 請求 | 公平委員会<br>(総務部総務課) | 平成17年以降の公平委員会議事録不服申立てがあった際に不服申立人、処分者から提出された書類(不服申立書、反論書、準備書面等)  | 平成17年第1回春日井市公平委員会議事録<br>平成17年第2回春日井市公平委員会議事録<br>不服申立書<br>平成18年第1回公平委員会議事録<br>不服申立ての受理について(通知)<br>ほか94件   | 7月5日         | 一部開示         | 1.不服申立人の氏名、印鑑、住所、生年月日、年齢、病歴、病院名、家族状況、級及び号給、事件関係者の氏名、職員番号、傷病名、負傷に関する情報及び病名、過去の被処分者の生年月日及び採用年月日<br>2.弁護士印                           | (1)第7条第2号に該当<br>(2)第7条第3号及び第4号に該当             | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び個人に関する情報ではないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>2.法人等の権利等を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。   |    |
| 38   | 6月23日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 勝川小学校南館の耐震補強工事実施設計の施工例、負担行為、契約書、成果物、完了報告書   | 勝川小学校南館耐震補強工事実施設計委託の施行例、負担行為決議書、委託契約書、耐震補強報告書、しゅん工(完了)届  | 7月7日         | 一部開示         | 1.法人代表者印の印影<br>2.請負業者の担当者等の氏名及び印影   | 1.条例7条第3号及び第4号に該当<br>2.条例7条第2号に該当             | 1.法人の内部情報及び犯罪の予防のため<br>2.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため  |    |
| 39   | 6月23日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 労働時間等の記録<br>(2011年2月、4月、5月)<br>(全市立小中学校の全教職員分)  | 市立小中学校の教職員に係る労働時間等の記録(平成22年2月、平成23年4月、平成23年5月)(全市立小中学校の全教職員分)  | 8月8日         | 一部開示         | 「労働時間等の記録」に記述のある休暇及び休業の内容   | 第7条第2号に該当                                     | 個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。休暇及び休業の内容を示す情報は、当該職員の健康や私生活の内容に關わるものであり、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるといえないため  | 延長 |
| 40   | 6月24日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 1995年度の教育委員会会議録   | 1995年度の教育委員会会議録  | 7月5日         | 不開示          | 全部  | —   | 春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外  |    |
| 41   | 6月30日 | 申出 | 総務部<br>人事課        | 平成6年9月5日、平成8年8月1日、平成9年8月8日 平成9年9月29日 平成12年1月25日付の懲戒処分に関する、報告書、身上調査書、調査報告書、家族構成の説明(平成6年9月5日に限る)過去の懲戒処分例の説明   | 平成6年8月22日付け報告書、平成6年8月22日付け身上調査書、平成6年8月24日付け調査報告書(家族構成含む)及び懲戒処分例、平成6年7月25日付け報告書、平成6年7月25日身上調査書、平成6年7月25日付け調査報告書及び懲戒処分例、平成9年8月4日付け調査報告書及び懲戒処分例、平成9年8月12日付け調査報告書、平成11年12月22日付け調査報告書 | 7月14日        | 一部開示         | 1.懲戒処分対象者の氏名、住所、生年月日、採用年月日、経歴の一部、級及び号給、病名、家族情報、印影、勤務・平素・病気休暇の状況、関係者の氏名等<br>2.懲戒処分例における懲戒処分者の氏名、生年月日、採用年月日、病名、関係者の氏名<br>3.事務担当表の一部 | 第7条第2号  | 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため。   |    |
|      |       |    |                   |   | 平成9年8月4日付け調査報告書、平成9年8月12日付け調査報告書、平成11年12月22日付け調査報告書に係る報告書及び身上調査書   | 7月14日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在   | 開示申出に係る公文書を保有していないため  |    |
| 42   | 6月30日 | 申出 | 市民病院事務局<br>管理課    | 平成14年3月19日以降平成23年3月31日までに春日井市民病院に管轄の労働基準監督署から交付された是正勧告書(指導票等他の文書は不要です)  | 平成14年3月19日以降平成23年3月31日までに春日井市民病院に管轄の労働基準監督署から交付された是正勧告書(指導票等他の文書は不要です)   | 7月11日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在   | 平成14年3月19日から平成23年3月31日までに労働基準監督署からは是正勧告を受けていないため、該当文書は保有していない。  |    |
| 43   | 7月5日  | 請求 | 消防本部<br>消防総務課     | 平成17年第1号事案の処分者と処分者が委任した弁護士の相談記録   | 平成18年2月6日山路法律事務所相談記録   | 7月8日         | 全部開示         |   |   |   |    |
| 44   | 7月6日  | 請求 | 議会事務局<br>議事課      | H22年度の政務調査費の収支報告書   | 政務調査費収支報告書(平成22年度)   | 7月15日        | 一部開示         | ①法人印影<br>②捺込先口座情報(口座名義を除く)<br>③法人担当者の氏名及び印影   | ①条例第7条第3号、第4号該当<br>②条例第7条第3号該当<br>③条例第7条第2号該当 | ①第3号: 該当法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。<br>②第4号: 犯罪予防のため。<br>③当該当法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。<br>③個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 |    |
| 45   | 7月7日  | 申出 | 市民生活部<br>市民活動推進課  | 自治会活動保険における下記書類<br>1)平成22年、23年度の保険証券の写し<br>2)平成22年、23年度の保険料算出の際の仕様書   | 平成23年度の保険証券の写し   | 7月14日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在   | 平成23年度の契約は平成23年7月20日午後4時からであるため、開示申出日現在において開示申出に係る公文書を保有していないため。  |    |
|      |       |    |                   |   | ・賠償責任保険証券(平成22年度)<br>・春日井市自治会活動保険仕様書(平成22年度)<br>・春日井市自治会活動保険仕様書(平成23年度)  | 7月14日        | 全部開示         |   |   |   |    |
| 46   | 7月14日 | 申出 | 総務部<br>人事課        | 昭和43年度から昭和63年度の間の処分説明書議事録、調査報告書、身上調査書(懲戒・分限を含む)<br>交通事故・違反関係は除く<br>昭和43年度以降の懲戒処分・分限処分の一覧表   | ・懲戒簿<br>・昭和43年8月7日付け懲戒処分説明書<br>・昭和43年7月13日・16日付け報告書<br>・昭和43年7月13日・16日付け身上調査書<br>・昭和44年7月17日・19日付け懲戒処分説明書<br>ほか47件   | 7月28日        | 一部開示         | 懲戒処分対象者の氏名、住所、生年月日、採用年月日、経歴の一部、級及び号給、病状に関する情報、家族情報、印影、勤務・平素・病気休暇の状況、関係者の氏名等   | 第7条第2号  | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため  |    |
|      |       |    |                   |   | 昭和43年7月付け調査報告書、昭和44年7月付け身上調査書、昭和53年8月付け調査報告書、各懲戒審査委員会に係る議事録  | 7月28日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在   | 開示申出に係る公文書を保有していないため  |    |
| 47   | 7月14日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 出川小学校の土質柱状図   | 出川小学校校舎新築工事しゅん工図90頁 土質柱状図  | 7月25日        | 一部開示         | 照査技術者、現場作業責任者、コア鑑定者及びボーリング責任者の氏名  | 第7条第2号に該当                                     | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   |    |
| 48   | 7月15日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 平成23年4月1日から平成23年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。<br>※建築基準法第18条の条例に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。<br>※指定確認検査機関分も含む。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)   | 建築計画概要書の2面及び3面(平成23年4月1日から6月30日までに確認がおりた分)   | 8月24日        | 全部開示         |   |   |   | 延長 |
| 49   | 7月21日 | 請求 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 大規模盛土造成地分布図   | 大規模盛土造成地分布図  | 7月26日        | 全部開示         |   |   |   |    |
| 50   | 7月29日 | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | 原則、平成23年1月1日から23年6月30日までに付定であった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付帯通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います)。<br>代替案1: 新築届、付帯通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号の明記されている資料(※1)で地番のない資料(※2)と該当の住居表示台帳又は位置図(※2との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います)。<br>代替案2: 新設建物の付定日・地番のある住居表示台帳(別紙見本参照)<br>代替案3: 新設建物の付定日付のある住居表示台帳(別紙見本参照) | 建物等異動届出書(平成23年1月1日～平成23年6月30日)   | 8月8日         | 一部開示         | 1)届出書 届出人の住所、氏名、印影<br>2)位置図 請求対象期間以外の届出人の氏名   | 条例第7条第2号及び第4号に該当<br>条例第7条第2号に該当               | 1)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪防止のため<br>2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。  |    |

| 整理番号 | 受付日  | 区分 | 担当課等           | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定   | 当該規定を適用する理由  | 備考 |  |
|------|------|----|----------------|---|---|--------------|----------|---|------------------|--|----|--|
| 51   | 8月1日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課 | 入札執行日 平成23年7月6日件名全自動印刷機の賃貸借(小学校)場所春日井市立味美小学校始め11校 此の物件の賃貸借契約書の開示請求を致します                                       | 賃貸借契約書  | 8月15日        | 一部開示     | 法人印影  | 条例7条第3号及び4号      | 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。   |    |  |
| 52   | 8月3日 | 請求 | 総務部<br>人事課     | 訓告簿(H20年度～H22年度)<br>相談整理簿(H20年度～H22年度)<br>県からの通知文(人事関係に限る。H18年度～H22年度)<br>処分、任用に係るもの<br>人事担当に関する引き継ぎ書(現職員のもの) | 訓告簿<br>平成20年度相談整理簿36件<br>平成21年度相談整理簿31件<br>平成22年度相談整理簿33件<br>職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について(通知)【平成18年11月7日付け18市第765号】<br>ほか13件   | 8月17日        | 一部開示     | 訓告簿に記載されている職員の氏名、相談整理簿に記載されている職員の氏名、相談者の氏名、住所、電話番号、勤務先、関係者の氏名、所属、補職名称(ただし、個人が特定できるものに限る)、関係事業者名、車両ナンバー、学校名及び病名に関する事 | 条例第7条第2号及び7号     | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 |    |  |
| 53   | 8月3日 | 請求 | 建設部<br>住宅施設課   | 住宅施設課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ<br>住宅施設課の作成した要綱、要領、内規のうち電子データで保有するもの   | 工事設計・監督委託について<br>施設点検シート<br>春日井市施設安全ガイドライン<br>特定製品の長期使用製品安全点検・表示制度について別表1及び2<br>春日井市コミュニティ住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要綱<br>ほか6件  | 8月17日        | 全部開示     |   |                  |  |    |  |
| 54   | 8月3日 | 請求 | 総務部<br>人事課     | 人事課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ<br>労働安全衛生委員会(H20年度からH22年度)の議事録の電子データ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出:免許資格一覧表、保養所受付票・受付票記入例、H23夏季保養所の利用について、H23各保養所利用上の注意、組合員貯金申込者口座届出書、特別積立申込書記入例</li> <li>通知:春日井市職員再任用条例の制定について、育児休業中の配偶者に係る扶養手当の取扱いについて、育児休業及び部分休業制度の改正について、公益法人等への派遣について、人材ライブラリの登録者ほか24件</li> <li>様式:児童手当所得計算書、葬祭報告書、通勤届、通勤状況認定簿、退職者手続一覧ほか44件</li> <li>職員名簿:20110404消防補助員(前期)配信用、平成23年6月1日職員配置表</li> <li>コード表:平成23年4月1日所属コード一覧表</li> <li>要綱:臨時職員要綱(平成23年4月1日)、臨時職員要綱(様式)、嘱託職員取扱要綱(平成21年12月1日)、再雇用嘱託職員取扱要綱(平成21年12月1日改正)、セクシャル・ハラスメント要綱2204ほか9件</li> <li>給料表:給料表(H22.12.1～)</li> <li>健保様式:協会けんぽ任意継続被保険者資格取得申請</li> <li>研修:平成23年度研修計画、新規採用職員養成者提出書類</li> <li>施設一覧:施設一覧</li> <li>春日井市職員行動指針:春日井市職員行動指針</li> <li>春日井市特定事業主行動計画(新):春日井市特定事業主行動計画資料編</li> <li>庶務事務システム:庶務事務システムQ&amp;A、庶務事務システムの導入による処理フロー、庶務事務システム操作マニュアル</li> <li>人材ライブラリ:23年4月人材ライブラリ名簿</li> <li>人材育成基本方針:人材育成アンケート結果について、個別設問の年齢別分析(1個人能力特性)、個別設問の年齢別分析(2職場特性)、個別設問の年齢別分析(3意欲を持つために重要なもの)、人材育成に関するアンケートデータ、人材育成基本方針、資料編人材育成アンケート結果について</li> <li>人事評価制度:人事評価未実施者リスト、平成23年度人事評価シート(様式)、人事評価マニュアル(平成23年度版)、(H21年度通知)個人目標難易度の再調整(配信用)(別紙)評価の流れ、人事評価制度相談窓口の試行について(通知)、人事評価相談・質問書、人事評価相談対応報告書</li> <li>懲戒基準:春日井市職員の懲戒処分に関する基準</li> <li>都市共済宿泊助成対象施設一覧:都市共済平成22年度保養所・契約施設一覧表</li> <li>扶養状況確認:雇用証明書、所得証明書交付申請書・支払い一覧表、被扶養者現況届、被扶養者状況確認票(記入例)、扶養手当被扶養者現況届</li> <li>労働安全衛生:23年度安全衛生便り4・5合併号、23年度安全衛生だより6月号、23年度安全衛生だより7月号、23年度安全衛生だより8月号、23年度安全衛生だより9月号ほか4件</li> </ul> | 8月17日        | 全部開示     |   |                  |  |    |  |
|      |      |    |                |   | 平成23年6月1日職員名簿   | 8月17日        | 一部開示     | 職員コード   | 条例7条第2号          | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため   |    |  |
|      |      |    |                |   | (1)カフェテリアプラン(キャッシュバック申請書、事業実施要綱、グループ申請書、メニューの取扱い変更について、ガイドブック、旅行プランの利用について)<br>(2)共済会(規約、様式、運営審議会委員選挙規程、審議会委員選挙様式、登録クラブ、同好会連絡先、決算書、事業計画書及び予算書、貸付駐車場交代報告書、平成23年度貸付駐車場(各駐車場配産図)、平成23年度貸付駐車場位置置図(全体図)、平成23年度貸付駐車場利用者一覧)、クラブ補助(支給要綱)、登録申請者、請求書、実績報告書、廃止届)、貸付(規定、様式)、公務災害見舞金支給要綱   | 8月17日        | 不開示      |   | 条例第2条第2号に該当しないため | 春日井市職員共済会の事務に従事し取得した文書のため  |    |  |
|      |      |    |                |   | 平成20年度及び平成21年度の労働安全衛生委員会議事録   | 8月17日        | 不開示(不存在) | —   | 不存在              | 2.開示請求に係る公文書の電子データを保有していないため。  |    |  |

| 整理番号 | 受付日  | 区分 | 担当課等           | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)      | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 | 当該規定を適用する理由 | 備考 |
|------|------|----|----------------|------------------------------------|---|--------------|----------|--------------|----------------|-------------|----|
| 55   | 8月3日 | 請求 | 総務部<br>情報システム課 | 情報システム課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算関連(様式等)</li> <li>端末機臨時設置依頼書、端末資格変更依頼書、端末機時間外使用依頼書、端末操作職員登録依頼書、端末操作職員異動届ほか14件</li> <li>・財務会計</li> <li>財務会計端末運用変更依頼書、財務会計システム用語登録依頼書、作業依頼書(財務会計)、作業依頼書(財務会計)記入例、作業依頼書の内容確認等について(通知)、財務会計初年度通知変更依頼書</li> <li>一人1台パソコン(内部情報端末機)</li> <li>内部情報システム端末機運用変更依頼書、内部情報端末機使用者報告書、内部情報端末機使用者報告書(記入例)、内部情報端末機・グループウェアパスワード初期化設定依頼書、ウェブフィルタリング規制解除依頼書ほか5件</li> <li>・情報セキュリティ対策</li> <li>情報資産管理台帳作成要領、管理台帳様式(A3)(B4)、実施手順書(各課共通項目編)、実施手順書各課作成サンプル、緊急時対応計画書ほか10件</li> <li>・要綱</li> <li>情報化推進委員会要綱(H210401)、春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱(H210401)、春日井市情報セキュリティ監査実施要綱</li> <li>通知</li> <li>ファイルサーバの運用について(通知)、ファイルサーバの運用について画面イメージ、財務会計用プリンタ等の消耗品の取扱いについて(通知)</li> <li>グループウェア</li> <li>グループウェアライブラリ作成依頼書、外字配信ソフトウェア、外字コード表、メール転送の設定方法</li> <li>・統合型GIS(地理情報システム)</li> <li>春日井市統合型GIS運用管理事務取扱要領、要領イメージ、H22庁内GIS部会設置要領、庁内で利用されている地図一覧</li> <li>・電子申請・届出システム等</li> <li>オンライン化三法の概要、電子申請システムの概要、実施業務の決定方法、オンライン化実施に向けた検討(中間報告)、中間報告関係資料</li> <li>・e-Planかすがい</li> <li>e-PlanかすがいⅡ、e-PlanかすがいⅢ・全編、e-PlanかすがいⅢ</li> </ul>   | 8月17日        | 全部開示     |              |                |             |    |
| 56   | 8月3日 | 請求 | 総務部<br>総務課     | 総務課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子文書交換システム操作マニュアル</li> <li>電子文書交換システム操作マニュアル</li> <li>・会議公開</li> <li>制度案内リーフレット(改正版)、(第2版)附属機関等の会議の公開に関する手引、附属機関等の会議の公開について(通知)21春総第78号、(別紙)附属機関等の会議の公開について、傍聴要領 ほか11件</li> <li>・議案規格</li> <li>契約変更、新規契約、選任同意 教育委員会委員、選任同意 固定資産評価審査委員、選任同意 公平委員会 ほか7件</li> <li>・苦情相談関係</li> <li>苦情相談票、職員からの苦情相談に関する規則、職員からの苦情相談制度について</li> <li>・個人情報保護</li> <li>個人情報保護条例の一部改正について(通知)、委託業者・指定管理者への説明、実施機関、附属機関の委員への説明、個人情報保護制度の改正に関する説明会次第ほか9件</li> <li>・後援等取扱</li> <li>起案文書、春日井市後援等取扱要綱の運営について、申請書、春日井市後援等取扱要綱(H21.4.1改正)、後援等申請書ほか4件</li> <li>公用車駐車場所</li> <li>公用車駐車場所一覧</li> <li>行政手続関係</li> <li>調査票(審査基準)広報広聴課、調査票(処分基準)企画課、調査票(審査基準)企画課、調査票(処分基準)総務課、調査票(審査基準)総務課ほか277件</li> <li>・行政組織</li> <li>(参考)所属配付文書(ライブラリ登録)、①-1行政組織規則(新旧)、①行政組織規則(新旧)、春日井市行政組織図(平成18年度)、電子メールが利用できない所属ほか56件</li> <li>・市民向け案内用地図</li> <li>愛知県庁周辺図、アクセスマップ 勤福、アクセスマップ プール、アクセスマップ 市民球場、小牧税務署ほか4件</li> <li>・情報公開</li> <li>情報公開事務取扱要領、情報公開各種様式記載例、情報公開条例施行規則様式、1公文書開示請求取下書(様式)開示請求用兼任意の開示申出用、2修正書(様式)開示請求用ほか5件</li> <li>・選挙</li> <li>投票区別選挙人名簿分冊一覧表、投票所・投票区域一覧、投票所一覧、投票区一覧表、投票区一覧表(農業委員会委員選挙)</li> <li>・庁舎防火マニュアル</li> <li>庁舎防火マニュアル(H22)</li> <li>・通知</li> <li>コピー機の保守点検及び消耗品の注文手続きについて、コピー機設置状況、プロポーザル方式による契約事務手続きの流れ、プロポーザル方式による事務手続きについて(通知)、会議のあり方について(H6)ほか25件</li> <li>・電話番号表</li> <li>一般電話短縮ダイヤル一覧表、庁内電話番号表(H23・5・9)、無線電話代表番号一覧表(H19)、無線電話短縮ダイヤル一覧表(H19)</li> </ul> | 8月17日        |          |              |                |             |    |

| 整理番号 | 受付日  | 区分 | 担当課等           | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)   | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分        | 開示しないこととした根拠規定           | 当該規定を適用する理由  | 備考 |  |
|------|------|----|----------------|----------------------------------|---|--------------|----------|---------------------|--------------------------|--|----|--|
|      |      |    |                |                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札及び契約に関するガイドライン</li> <li>業務委託に関する引継ぎのための仕組みづくり(H22.2.12)、業務委託に関する仕様書作成のガイドライン(H22.2.12)、業務委託に関する仕様書作成のガイドライン項目一覧(H22.2.12)</li> <li>・入札業者審査委員会</li> <li>計画策定評価報告書、H23審査委員会日程(ライブラリ用)、000000(〇〇課)</li> <li>入札業者選定依頼連絡表</li> <li>・入札参加資格者</li> <li>変更届一覧表 平成21年度、変更届一覧表 平成22年度、変更届一覧表 平成23年度</li> <li>・附属機関等</li> <li>1 春日井市附属機関等の設置に関する要綱(H21改正後)、春日井市附属機関等の設置に関する要綱新旧対照表、2 附属機関等の設置等に関する要綱に基づく事務要領(改正後)、3 春日井市附属機関等委員の公募基準、4 附属機関等委員応募申込書ほか3件</li> <li>・文書管理</li> <li>文書管理システム登録依頼書、例外的取扱文書報告書、文書分類基準表登録等依頼書(依頼書及び記載例)、tofu、文書管理システムの借覧ほか15件</li> <li>・文書事務の手引き</li> <li>文書事務の手引き</li> <li>・法制執務研修資料</li> <li>議案書式サンプル、第1回法制執務研修テキスト、第1回法制執務研修資料、物品購入サンプル、平成19年第1回法制執務研修シナリオほか14件</li> <li>・郵便</li> <li>郵便料金削減のため郵便物の差し出し方法について(通知)、内訳票、差出票の作成について、受取人払い封筒印刷、受取人払理由書ほか6件</li> <li>・様式</li> <li>庁用車使用(変更)申込書、バス運転依頼書、公用車整備台帳(ライブラリ)、要望、苦情ほか17件</li> <li>・要綱</li> <li>不当要求要綱、議事録等の作成に関する指針、行政資料の収集等要綱、情報提供の推進に関する指針、参考要綱(委員会要綱)ほか6件</li> </ul> |              | 全部開示     |                     |                          |  |    |  |
|      |      |    |                |                                  | 新文書管理システム操作マニュアル<br>引継ぎ済みの他課ファイルについて  | 8月17日        | 一部開示     | 1.職員番号<br>2.初期パスワード | 1.条例第7条第2号<br>2.条例第7条第4号 | 1 特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため。公務員の情報であるが、職務遂行情報ではないため<br>2 犯罪防止のため                            |    |  |
|      |      |    |                |                                  | 春日井市個人情報保護条例、春日井市個人情報保護条例施行規則、春日井市の個人情報保護制度(リーフレット)、個人情報事務の手引、平成22年度個人情報取扱事務の一覧(目次)、春日井市行政組織図、情報公開事務の手引、平成22年度情報公開・個人情報保護施行状況報告書、情報提供の推進に係る指針、行政資料の収集要綱、行政資料一覧  | 8月17日        | 不開示      |                     | 条例第2条第2号<br>アに該当         | 当該公文書については、市役所2階情報コーナー及び春日井市ホームページにおいて既に公開されているため。   |    |  |
| 57   | 8月3日 | 請求 | 環境部<br>環境政策課   | 環境政策課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各課組織目標</li> <li>環境政策課</li> <li>○環境方針、周知依頼文</li> <li>環境方針、環境方針携帯カード、協力団体への周知文書</li> <li>○主な用語の解説</li> <li>主な用語の解説</li> <li>○ISO様式</li> <li>4.3.1(第3号様式)著しい環境側面登録簿、4.3.1(第1号様式)環境側面及び環境影響調査表、4.3.1(第2号様式)著しい環境側面特定表(オフィス共通項目を除く)、4.3.2(第1号様式)法的及びその他の要求事項調査表、4.3.2(第2号様式)法的及びその他の要求事項登録簿ほか35件</li> <li>○登録簿</li> <li>平成23年度オフィス共通項目に係る環境目的、環境目標及び環境マネジメントプログラム、環境マネジメントシステム/KEMS平成22年度版</li> <li>○法的要求事項関係</li> <li>主な環境関連法令一覧、法的及びその他の要求事項一覧表(オフィス共通項目)、4.3.2(第1号様式)法的及びその他の要求事項調査表(オフィス共通項目)</li> <li>○内部監査関係</li> <li>平成22年度内部監査実施結果一覧表</li> <li>○地球温暖化対策実行計画</li> <li>実行計画</li> <li>○緑のカーテン</li> <li>緑のカーテン設置報告書(H22年度)</li> <li>○グリーン調達</li> <li>平成23年度グリーン調達計画、平成23年度環境物品等調達基本方針</li> <li>○省エネルギー診断結果</li> <li>省エネルギー診断結果</li> </ul>  | 8月17日        | 全部開示     |                     |                          |  |    |  |
|      |      |    |                |                                  | ESCO導入研究会提案報告書  |              | 一部開示     | 個人の氏名               | 条例第7条第2号<br>に該当          | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。  |    |  |
|      |      |    |                |                                  | 1 環境基本計画<br>2 環境報告書(平成19年度～平成22年度分)<br>3 土砂等の埋立てに関する条例(仮称)の基本方向(答申)   |              | 不開示      |                     | 条例第2条第2号<br>アに該当         | 当該公文書は、春日井市ホームページに掲載するとともに、上記1、2は図書館や市役所情報コーナー(2の平成19年度環境報告書は除く)等に設置しているため、春日井市情報公開条例第2条第2号本文の公文書に該当しない。 |    |  |
| 58   | 8月3日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課 | 企画経営課のk-worksのライブラリに掲載されている電子データ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号様式(企画経営課)</li> <li>・「あいちの水」申込書</li> </ul>  | 8月17日        | 全部開示     |                     |                          |  |    |  |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分             | 開示しないこととした根拠規定                      | 当該規定を適用する理由  | 備考   |  |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|--------------|--------------------------|-------------------------------------|--|------|--|
| 59   | 8月8日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | ①2011年度の春日井市教職員研修委員会に関するすべての文書(2011.4.1～2011.7.31)<br>②2010.4.1～2011.7.31の校長会議に関するすべての文書。   | ①施行例(23春教学第242号)、支出負担行為決議書、委託契約書、平成23年度第1回教職員研修委員会の開催について(問)、平成23年度第1回教職員研修委員会議事録ほか4件<br>②臨時校長会議記録及び会議要項(平成22年4月1日)、臨時校長会議記録及び会議要項(平成22年4月1日)、校長会議記録及び会議要項(平成22年4月30日)、校長会議記録及び会議要項(平成22年4月30日)、校長会議記録及び会議要項(平成22年6月4日)ほか12件  | 8月22日        | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 60   | 8月8日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 2011.3.18の教育委員会会議において審議された教員の処分に関する右の文書<br>・非遵行為に関する通報・非遵行為について(報告)・解雇予告除外認定について・教員の処分について(内申)・教員の処分について(報告)・教員の処分について(協議)・教職員の処分について(報告) | 2011.3.18の教育委員会会議において審議された教員の処分に関する右の文書<br>・非遵行為に関する通報・非遵行為について(報告)・解雇予告除外認定について・教員の処分について(内申)・教員の処分について(報告)・教員の処分について(協議)・教職員の処分について(報告)   | 8月22日        | 不開示          |                          | 条例第7条第2号及び第5号に該当                    | (1)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる。及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>(2)愛知県教育委員会が規定する「懲戒処分の公表基準」に基づき、公表しないものとした案件の情報であって、公にすることにより、愛知県教育委員会との信頼関係が著しく損なわれると認められるため。 | 異議申立 |  |
| 61   | 8月18日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 春日井市上野町字南平409-1 他所在地に係る建築計画概要書、及び排水同意書  | 春日井市上野町字南平409-1他所在地に係る排水同意書<br><br>建築計画概要書  | 8月23日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                                 | 保存期間(10年保存)満了により平成18年に廃棄済のため   |      |  |
| 62   | 8月25日 | 請求 | 市民生活部<br>市民活動推進課  | 平成23年度春日井市自治会活動保険賠償責任保険証券   | 賠償責任保険証券(平成23年度)  | 9月1日         | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 63   | 9月9日  | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課 | 「愛知県春日井市浅山町1丁目1-8」が記載されている住居表示台帳の写し。1通(個人情報不要)  | 住居表示台帳(浅山地区)  | 9月13日        | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 64   | 9月9日  | 請求 | 総務部<br>人事課        | K-WORKSで人事課が他の官公庁に係る送受信メールアドレスのうち開示請求時点で存在するもの  | 行政文書に記録された情報の公表状況等について(回答)<br>平成23年地方公共団体役員管理調査関係資料のご恵与について(回答)<br>地方公務員制度実態調査について(回答)<br>資料提供について(回答)<br>行政文書に記録された情報の公表状況等についてほか18件   | 9月26日        | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 65   | 9月9日  | 申出 | 総務部<br>情報システム課    | 春日井市の統合型GIS構築を民間業者に委託した際に交わした業務委託契約書・仕様書、及びその後同システムの修正・保守・運用のために交わした業務委託契約書・仕様書で直近に交わしたものを。   | 春日井市統合型地理情報システム開発委託契約書<br>統合型GIS管理運用業務委託契約書<br>春日井市公開型GIS開発委託契約書<br>公開型GIS管理運用業務委託契約書   | 9月26日        | 一部開示         | 法人の印影                    | 条例7条第3号及び第4号に該当                     | 法人の権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪の防止のため  | 延長   |  |
| 66   | 9月9日  | 申出 | 財政部<br>資産税課       | 資産税課の個別GISである「固定資産税地図表示システム」の再構築の際に民間業者と交わした業務委託契約書・仕様書、及びその後同システムの修正・保守・運用のために交わした業務委託契約書・仕様書で直近に交わしたものを                                 | 資産税課の個別GISである「固定資産税地図表示システム」の再構築の際に民間業者と交わした業務委託契約書・仕様書<br><br>地理情報システム異動加除業務委託契約書及び仕様書<br>固定資産税地理情報システム運用保守業務委託契約書及び仕様書  | 9月22日        | 不開示<br>(不存在) | —                        | 不存在                                 | 「固定資産税地図表示システム」の再構築の業務委託契約を交わしていないため。  |      |  |
| 67   | 9月14日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成23年度9月7日入札執行のデジタル印刷機春日井市立中学校15枚入札仕様書を開示請求いたします。   | 全自動印刷機仕様書<br>(同等機種一覧を含む)  | 9月28日        | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 68   | 9月22日 | 申出 | 環境部<br>環境政策課      | 春日井市役所本庁舎の省エネルギー診断報告書   | 春日井市役所本庁舎の省エネルギー診断報告書   | 9月30日        | 一部開示         | 個人名(診断実施者及び担当者氏名)        | 条例第7条第2号に該当                         | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。  |      |  |
| 69   | 9月26日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 2010.4.1～2011.9.23の愛日地方教育事務協議会に関するすべての文書。   | ・平成22年度 4月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成22年度 5月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成22年度 7月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成22年度 10月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成22年度 1月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成22年度 3月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成23年度 4月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成23年度 5月愛日地方教育事務協議会要項<br>・平成23年度 7月愛日地方教育事務協議会要項  | 11月7日        | 全部開示         |                          |                                     |  |      |  |
| 70   | 10月4日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成22年度及び平成23年度において春日井市が契約する損害保険契約の証券の全ての写し。(但し自賠責は除く)   | 【教育総務課】<br>22年度(1)貸紙常類・有価証券年健運送保険証券(新マネーガード)<br>23年度(1)貸紙常類・有価証券年健運送保険証券(新マネーガード)<br>【学校教育課】<br>22年度(1)団体総合保障制度費用保険証券(なかよし教室関係)<br>(2)ボランティア活動保険証券(行事参加者関係)<br>(3)団体総合保障制度費用保険証券(行事参加者関係)<br>(4)団体総合保障制度費用保険証券(学習指導協力員関係)<br>23年度(1)団体総合保障制度費用保険証券(親子ふれあいデイ関係)<br>(2)ボランティア活動保険証券(放課後子ども教室推進事業関係)<br>(3)団体総合保障制度費用保険証券(行事参加者関係)<br>(4)団体総合保障制度費用保険証券(学習指導協力員関係)<br>【野外教育センター】<br>22年度(1)賠償責任保険証券(少年自然の家関係)<br>23年度(1)賠償責任保険証券(少年自然の家関係)<br>【文化財課】<br>22年度(1)賠償責任保険証券(内津文化財祭関係)<br>(2)普通傷害保険証券(内津文化財祭関係)<br>(3)レジャーサービス施設費用保険証券(内津文化財祭関係)<br>(4)賠償責任保険証券(ハニワまつり関係)<br>(5)普通傷害保険証券(ハニワまつり関係)<br>ほか17件 | 10月18日       | 一部開示         | (1)法人の印影<br>(2)取扱代理店の担当者 | (1)条例第7条第3号及び第4号該当<br>(2)条例第7条第2号該当 | (1)法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。<br>(2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。  |      |  |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容                 | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定                 | 当該規定を適用する理由  | 備考 |  |
|------|--------|----|-------------------|---|---|--------------|--------------------------|---|--------------------------------|--|----|--|
| 71   | 10月4日  | 請求 | 消防本部<br>消防総務課     | 平成22年度及び平成23年度において春日井市が契約する損害保険契約の証券の全ての写し。(但し自賠責は除く)   | 普通損害保険(平成22年度及び平成23年度)  | 10月18日       | 全部開示                     |   |                                |  |    |  |
| 72   | 10月4日  | 請求 | 総務部<br>総務課        | 平成22年度及び平成23年度において春日井市が契約する損害保険契約の証券の全ての写し。(但し自賠責は除く)   | ①企画課 普通傷害保険22年度<br>②企画課 普通傷害保険22年度<br>③企画課 賠償責任保険22年度<br>④広報広聴課 普通傷害保険22年度<br>⑤広報広聴課 普通傷害保険23年度<br>ほか84件  | 10月18日       | 一部開示                     | 1 法人の印影<br>2 取扱代理店担当者の氏名及び保険対象者の氏名  | 1 条例第7条3号及び4号該当<br>2 条例第7条2号該当 | 1 法人に関する情報であって権利利益を害する恐れがあるため及び犯罪防止のため<br>2 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため       |    |  |
| 73   | 10月13日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。<br>※ 建築基準法第18条の条例に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。<br>※ 指定確認検査機関分も含む。<br>(可能であれば、電磁的記録の交付を希望) | 建築計画概要書の2面及び3面(平成23年7月1日から9月30日までに確認がおりた分)  | 11月25日       | 全部開示                     |   |                                |  | 延長 |  |
| 74   | 10月20日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 1、特別支援教育就学奨励に関するすべての文書(2011年度分)<br>2、要保護及び準要保護就学奨励に関するすべての文書(2011年度分)   | 1.平成23年度就学援助費「学用品費(第1期分)・「新入学児童生徒学用品費」の交付について(伺)(23春教学第455号)<br>2.平成23年度特別支援教育就学奨励費に係る児童生徒の認定等について(伺)(23春教学第654-2号)<br>3.平成23年度特別支援教育就学奨励費(給食費・通学費)の交付について(伺)(23春教学第1073号)<br>4.平成23年度就学援助費「学用品費」(第2期分)の交付について(伺)(23春教学第1031号)<br>5.平成23年度就学援助費「校外活動費(宿泊を伴うもの)」の交付について(伺)(23春教学第704号)<br>6.平成23年度就学援助費「学校給食費(第1期分)」の交付について(伺)(23春教学第597号)<br>7.平成23年度就学援助費「修学旅行費(中学校)」の交付について(伺)(23春教学第512号)<br><br>1、平成23年度特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準等算見表等について(通知)(平成23年2月17日)、平成23年度特別支援教育就学奨励費事業の支給科目及び支給単価について(伺)(23春教学第317号)、特別支援教育就学奨励費事業の事務説明会の開催について(伺)(23春教学第318号)、特別支援教育就学奨励事務の様式及び説明資料の春日井教育ネットワークINFOの書庫へのアップロードについて(伺)(23春教学第381号)、平成23年度特別支援教育就学奨励費に係る児童生徒の認定等について(伺)(23春教学第654号)ほか22件<br>2、要保護及び準要保護児童生徒援助事業に執行について(伺)(23春教学第14号)、要保護及び準要保護児童生徒援助事業の事務説明会の開催について(伺)(23春教学第27号)、就学援助事務の様式および説明資料の教育ネットワークINFOの書庫へのアップロードについて(伺)(23春教学第67号)、就学援助事務の取扱いの変更について(伺)(23春教学第128号)、平成23年度就学援助費「学用品費(第1期分)・「新入学児童生徒学用品費」の交付について(伺)(23春教学第455号)、平成23年度就学援助費「校外活動費(宿泊を伴うもの)」の交付に係る実績報告書等の提出について(依頼)(平成23年10月17日) | 11月4日        | 一部開示                     | ・児童生徒の学校番号、学校名、学年、組、性別、氏名、生年月日、通番、学番<br>・保護者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯員の氏名、世帯番号、生年月日、満年齢、性別、続柄、職業、在学名、印影<br>・納税義務者の氏名、職業、控除保険料、所得金額<br>・学校長認印の印影 | 条例第7条第2号該当                     | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。  |    |  |
| 75   | 10月20日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 2011.10.19の教育委員会会議の録音物  | 2011.10.19の教育委員会会議の録音物  | 11月4日        | 全部開示                     |   |                                |  |    |  |
| 76   | 10月20日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 以下の春日井市教育委員会会議録<br>①1965年4月<br>②1990年4月<br>③1998年4月   | 1 昭和40年4月定例会教育委員会会議録<br>2 平成2年4月定例会教育委員会会議録<br>3 平成10年4月定例会教育委員会会議録   | 11月21日       | 不開示(不存在)<br>一部開示<br>全部開示 | —<br>委員の氏名及び発言内容、学校教育課長及び教育長の発言内容   | 不存在<br>第7条第6号該当                | 公文書を保有していないため<br>公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。                               |    |  |
| 77   | 10月25日 | 請求 | 総務部<br>人事課        | 平成23年6月以降で職員が処分された事案の関係書類   | 23春人第885号起案<br>23春人第885号報告書<br>23春人第885号身上調査書<br>23春人第885号調査書報告書<br>23春人第885号職員の処分について(通知)<br>23春人第1329号起案<br>23春人第1329号報告書<br>23春人第1329号身上調査書<br>23春人第1329号調査報告書   | 11月8日        | 一部開示                     | 処分対象者の氏名、生年月日、採用年月日、級及び号給、印影、勤務・平素・病気休暇の状況、関係者の氏名、住所、所属、文書番号及び件名、開示請求日、開示決定日、開示請求書、起案書、報告書別紙、上申書の本人の心情が記載されている部分                        | 第7条第2号該当                       | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため |    |  |
| 78   | 10月25日 | 請求 | 総務部<br>人事課        | k-worksで人事課が送受信したメールアドレスのうち開示請求時点で存在するもの  | 【人事担当課(定員管理担当者様)】地方公共団体における定員管理の計画に関する調査について(回答)<br>定員管理に関する資料の御恵与について(回答)<br>【公正な採用選考を目指して(平成23年度版)】の送付について<br>【勤務条件担当者様】人事院規則運用通知の改正について<br>【情報提供】定年延長に関する意見の申出について<br>ほか18件  | 11月8日        | 全部開示                     |   |                                |  |    |  |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等                   | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)   | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分                                       | 開示しないこととした根拠規定        | 当該規定を適用する理由  | 備考 |
|------|--------|----|------------------------|---|--|--------------|--------------|--|-----------------------|--|----|
| 79   | 10月26日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課      | 平成23年春日井市告示163号に基づく縦覧図書のうち土地利用計画平面図 及び建築物の1階平面図   | 平成23年春日井市告示第163号に基づく縦覧図書のうち土地利用計画平面図及び建築物の1階平面図  | 11月4日        | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 80   | 11月2日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課         | 平成23年9月7日入札執行の全自動印刷機の賃貸借(中学校) 東部中学校始め15校 賃貸借契約書の写しの開示請求致します   | 賃貸借契約書   | 11月7日        | 一部開示         | 法人印影   | 第7条第3号及び第4号該当         | 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪防止のため。  |    |
| 81   | 11月14日 | 申出 | 財政部<br>収納課             | 春日井市が東尾張地方税滞納整理機構に参加しなかった理由がわかる文書。  | 地方税滞納整理機構設立に向けた研究会への参加について(伺)  | 11月22日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 82   | 11月17日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課         | 平成23年11月8日執行の件名事務機器の春日井市立小中学校入札仕様書の開示請求を致します  | 事務用機器仕様書   | 11月29日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 83   | 11月18日 | 申出 | 上下水道部<br>水道工務課         | 春日井市が平成23年度公共事業で発注した土木工事<br>・ 上下水道水管布設工事(桃山町その3)／開札日:10. 14<br>金入り設計書一式(代価表含む)                                  | 平成23年度設計(上下水道水管布設工事(桃山町その3))   | 11月30日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 84   | 11月18日 | 申出 | 上下水道部<br>下水建設課         | 春日井市が平成23年度公共事業で発注した土木工事<br>・ 都市下水路堀/内雨水1号幹線(第2工区)築造工事／開札日:9. 6<br>金入り設計書一式(代価表含む)                              | 平成23年度設計書(都市下水路堀/内雨水1号幹線(第2工区)築造工事)  | 11月30日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 85   | 11月18日 | 申出 | まちづくり推進部<br>勝川管理課      | 春日井市が平成23年度公共事業で発注した土木工事<br>・ 松柏1号歩線道路築造工事／開札日:10. 21<br>金入り設計書一式(代価表含む)  | 平成23年度設計書(松柏1号線道路築造工事)   | 11月30日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 86   | 11月18日 | 申出 | 建設部<br>公園緑地課           | 春日井市が平成23年度公共事業で発注した土木工事<br>・ 牛山公園整備工事／開札日:8. 9<br>金入り設計書一式(代価表含む)  | 設計書(牛山公園設備工事)  | 11月30日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 87   | 11月18日 | 申出 | 総務部<br>技術管理課           | ・春日井市が公共工事(一般土木)で使用する設計単備表(特別調査単備一覧表)   | 平成23年度設計単備表(公表用)   | 11月30日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 88   | 11月22日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課      | H23年度、春日井市告示163号に基づく縦覧図書のうち、<br>・土地利用計画平面図<br>・建築物の各階平面図<br>・建築物の立面図<br>・緑化計画平面図                                | 平成23年春日井市告示第163号に基づく縦覧図書のうち、土地利用計画平面図、建築物の各階平面図、建築物の立面図、建築物の各階平面図、建築物の立面図及び緑化計画平面図   | 12月2日        | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 89   | 11月30日 | 請求 | 総務部<br>人事課             | 人事課が送受信したメールアドレスのうち開示請求時点で存在するもの  | (再送)平成23年度勤務成績の評定の実施状況等調査に係る質問回答について<br>愛知県市町村等実務研修生現況調査について(照会)<br>外国人の任用状況に関する調査について(照会)<br>東日本震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査について<br>平成23年度勤務成績の評定の実施状況等調査に係る質問回答について<br>ほか26件 | 12月14日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 90   | 12月2日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課         | 平成23年9月16日入札執行 件名 事務用機器 場所 春日井市立小・中学校 入札仕様書の開示請求を致します   | 事務用機器仕様書   | 12月16日       | 全部開示         |  |                       |  |    |
| 91   | 12月5日  | 請求 | 公平委員会<br>(総務部総務課)      | 平成21年度の索引目次   | 索引目次 平成21年度  | 12月20日       | 一部開示         | 発信/受信者の氏名  | 条例第7条第2号              | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。   |    |
| 92   | 12月5日  | 請求 | 環境部<br>環境保全課           | 水質発生源データ管理システム<br>特定事業場データ入力要領  | 水質発生源データ管理システム特定事業場データ入力要領   | 1月10日        | 全部開示         |  |                       |  | 延長 |
| 93   | 12月5日  | 請求 | 総務部<br>総務課             | 平成21年度の索引目次 人事課、総務課、環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、業務課、企画経営課、下水建設課、勝西浄化センター、南部浄化センター、高蔵寺浄化センター                             | 索引目次(平成21年度)   | 12月19日       | 一部開示         | 1.件名及び発信/受信者欄に記載された個人の氏名及び所属<br>2.発信/受信者欄に記載された法人名 | 条例第7条第2号及び第7号に該当      | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため<br>2.地下水水質調査は任意の協力を得て実施しており、相手方を公開することによって協力が得られなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼし、正確な事実の把握ができなくなるため |    |
| 94   | 12月6日  | 請求 | 総務部<br>総務課             | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 支出負担行為決議書(平成23年4月1日から11月30日迄)  | 1月13日        | 一部開示         | 1 法人代表者の印影及び口座情報<br>2 担当者名及び担当社印                   | 条例第7条第2号及び第3号及び第4号に該当 | 1.法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため<br>2.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   | 延長 |
| 95   | 12月6日  | 請求 | 公平委員会<br>(総務部総務課)      | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 見積徴収した1件30,000円以上の事業用事務に関わる事務用物品及び備品の購入及び賃貸借(リース及びレンタルを含む。)(に開示する全ての参加業者の見積書(平成23年4月1日から同年11月30日までの日付のものに限る。))   | 12月14日       | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                   | 春日井市公平委員会は、平成23年4月1日から同年11月30日までの間において、1件30,000円以上の事務用物品及び備品の購入及び賃貸借(リース及びレンタルを含む。)していないため、開示請求に係る公文書は存在しない。             |    |
| 96   | 12月6日  | 請求 | 固定資産評価審査委員<br>(総務部総務課) | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 見積徴収した1件30,000円以上の事業用事務に関わる事務用物品及び備品の購入及び賃貸借(リース及びレンタルを含む。)(に開示する全ての参加業者の見積書(平成23年4月1日から同年11月30日までの日付のものに限る。))   | 12月14日       | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                   | 春日井市固定資産評価審査委員会は、平成23年4月1日から同年11月30日までの間において、1件30,000円以上の事務用物品及び備品の購入及び賃貸借(リース及びレンタルを含む。)していないため、開示請求に係る公文書は存在しない。       |    |
| 97   | 12月6日  | 請求 | 監査委員会<br>(監査事務局)       | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 平成23年4月1日から平成23年11月30日までの間で、春日井市監査事務局の事業事務に関わる1件3万円以上の事務用物品、備品の購入、及び賃貸借(レンタル、リース)した全ての参加者見積書   | 12月9日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                   | 春日井市監査事務局は、平成23年4月1日から平成23年11月30日までの間において、1件3万円以上の事務用物品、備品の購入及び賃貸借(レンタル、リース)の事実がないため、開示請求に係る公文書は存在しない。                   |    |
| 98   | 12月6日  | 請求 | 議会事務局<br>議事課           | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース、レンタル含む)の全て参加業者の見積書(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付)   | 12月14日       | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                   | 開示請求の要件に該当する支出は存在しないため。  |    |
| 99   | 12月6日  | 請求 | 選挙管理委員会<br>(総務部総務課)    | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関わる事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収)入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付) | 支出負担行為決議書(平成23年4月から11月まで)  | 12月20日       | 一部開示         | 1法人の印影<br>2担当者名                                    | 条例第7条第3号及び第4号及び第2号該当  | 1 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため<br>2 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   |    |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)  | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分   | 開示しないこととした根拠規定                 | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|--------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|--|--------------------------------|---|----|
| 100  | 12月6日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関する事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付))  | 支出負担行為決議書<br>(見積書の日付が平成23年4月1日から平成23年11月30日迄分)   | 1月19日        | 一部開示         | (1)法人の印影<br>(2)担当者名及び担当者印  | 条例第7条第3号及び第4号及び第2号該当           | (1)法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。<br>(2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。   | 延長 |
| 101  | 12月6日  | 請求 | 農業委員会<br>(産業部農政課) | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関する事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付))  | 平成23年4月1日から平成23年11月30日までに、春日井市農業委員会が購入した又は賃貸借をした1件3万円以上の事務用物品、事務用備品の見積参加各社の見積書   | 12月14日       | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                            | 春日井市農業委員会では、予算の執行をしておらず、予算の執行に係る文書を保有していないため。   |    |
| 102  | 12月6日  | 請求 | 消防本部<br>消防総務課     | 請求先の全ての見積徴収にて事業用事務に関する事務用物品 備品購入 賃貸借(リース・レンタル含む)の全て参加業者の見積書の開示請求を致します(見積徴収入札執行は除く<br>平成23年4月1日～11月30日迄(見積書の日付))  | 支出負担行為決議書(平成23年4月1日～11月30日)  | 12月15日       | 一部開示         | 1法人の印影、口座情報<br>2担当者名   | 条例第7条第2号及び第3号及び第4号該当           | 1 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため<br>2 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。   |    |
| 103  | 12月8日  | 請求 | 総務部<br>人事課        | 平成21年度愛知県市町村課からきた調査、回答文書、照会  | 公務員倫理の保持のための施策に関する調査について(照会)<br>平成21年度人材育成に実施状況等調査について(照会)<br>平成22年度初任行政研修「地方自治体実施体験」における市町村の推薦について(照会)<br>平成21年度地方公務員に関する訴訟の係属状況調査等について(照会)<br>インターネットにおける市町村等の職員採用情報の掲載情報のとりまとめについて(照会)<br>ほか60件 | 12月22日       | 一部開示         | 処分者に関する調附表のうち処分者の所属  | 条例第7条第2号該当                     | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため  |    |
| 104  | 12月14日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課      | 春日井市の下水道終末処理場に係る水質汚濁防止法に基づく届出書及びその関係書類<br>※水質試験用試薬類に関する情報を除く   | 春日井市の下水道終末処理場に係る水質汚濁防止法に基づく届出書及びその関係書類<br>※水質試験用試薬類に関する情報を除く   | 1月10日        | 全部開示         | —  |                                |   | 延長 |
| 105  | 12月15日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | H23年12月1日よりH23年12月15日までの建設リサイクル法に基づく届出書の第一面の写し(届出日、工事場所、解体業者名)<br>受付台帳があればこちらでも可能  | 建設リサイクル法に基づく届出台帳(平成23年12月1日から平成23年12月15日までの届出分)  | 12月20日       | 一部開示         | 個人の氏名、電話番号   | 条例第7条第2号該当                     | 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため  |    |
| 106  | 12月19日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 2011.12.15の教育委員会会議の録音物   | 2011.12.15の教育委員会会議の録音物(非公開部分)  | 1月11日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                            | 非公開の教育委員会会議は、非開示とすべき個人情報が含まれており、これらが審議の中で公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、録音していない。  | 延長 |
|      |        |    |                   |  | 2011.12.15の教育委員会会議の録音物(公開部分)   | 1月11日        | 全部開示         |  |                                |   | 延長 |
| 107  | 12月19日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 以下の教育委員会会議録<br>①1970年4月<br>②1997年4月～9月   | ①昭和45年4月定例教育委員会会議録<br>②平成9年4月定例教育委員会会議録<br>④平成9年6月定例教育委員会会議録<br>③平成9年5月定例教育委員会会議録<br>⑤平成9年7月定例教育委員会会議録<br>⑥平成9年8月定例教育委員会会議録<br>⑦平成9年9月臨時教育委員会会議録<br>⑧平成9年9月定例教育委員会会議録                              | 1月11日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                            | 公文書を保有していないため   | 延長 |
|      |        |    |                   |  | ③平成9年5月定例教育委員会会議録<br>⑤平成9年7月定例教育委員会会議録<br>⑥平成9年8月定例教育委員会会議録<br>⑦平成9年9月臨時教育委員会会議録<br>⑧平成9年9月定例教育委員会会議録  | 1月11日        | 一部開示         | ③⑤⑥委員の氏名<br>⑦ア 委員の氏名<br>イ 学校名及び学校教育課長の発言内容<br>⑧学校名   | 条例第7条第2号及び第6号該当                | 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。  | 延長 |
| 108  | 12月20日 | 請求 | 総務部<br>総務課        | 平成21年度総務課文書番号202、747、425、147、95、182、218、369、569、1442、503、111、789、74、357、373、864、917、683、15、65、403、447、700、751、752、874、760、944、111、552、839、876、7、9、91、505、803、169、313、397、31、37、220、713、843、332、503、232   | 情報提供について(伺)<br>照会書に係る回答について(伺)<br>平成22年度コリンズ・テクリス・JCISの契約について<br>着し環境側面に係る運用手順書の制定について(伺)<br>ほか17件   | 2月3日         | 一部開示         | 1.個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業及び生年月日<br>2.法人の印影、顧客ID及び利用者ID<br>3.委員の発着<br>4.職員メールアドレス  | 条例第7条第2号及び第3号及び第4号及び第6号及び第7号該当 | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため<br>2.法人の内部情報であること及び犯罪防止のため<br>3.異議申立人に関する発言であって特定の個人を識別することができるため及び条例に基づいて提出された非公開資料に関する発言のため、公開することによって、委員の思たんのない発言が妨げられ、率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため<br>4.本来の事務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため | 延長 |
|      |        |    |                   |  | 愛知県建設部総合評価審査委員会利用者委託について(伺)<br>愛知県建設部総合評価審査委員会利用業務委託について(伺)<br>愛知県建設部総合評価審査委員会部会への資料提出について(伺)<br>愛知県建設部総合評価審査委員会部会への諮問案件の申込みについて(伺)<br>春日井市入札業者審査委員会及び春日井市入札制度検討委員会に関する情報提供依頼について(伺)<br>ほか35件      | 2月3日         | 全部開示         |  |                                |   | 延長 |
|      |        |    |                   |  | 平成21年度人事課公文書 文書番号2151  | 2月3日         | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                            | 開示請求に係る公文書が存在しないため  | 延長 |
| 109  | 12月20日 | 請求 | 総務部<br>人事課        | 平成21年度人事課文書番号1303、1312、2440、2550、2655、409、410、1125、1567、1593、1668、1691、1746、2607、115、257、1222、1548、45、149、179、652、2777、77、2609、2690、2784、52、122、1496、1780、329、59、148、150、449、1235、1277、1386、1559、1863、1957、2006、2354、2368、2435、2810、139、376、544、1241、1247、1337、1609、1679、2082、2151、2408、2512、2551、2549、252、2572、533、194、1756、1943、2632、189、287、663、98、103、444、2051、2067、2768、2109、407、789、1097、1438、2452、830、2349、292、294、2056、2374、1136 | 1303号職員採用に関する欠格事由の照会について(伺)<br>2440号職員採用に関する欠格事由の照会について(伺)<br>2550号職員採用に関する欠格事由の照会について(伺)<br>2655号職員採用のための欠格事由照会について(伺)<br>1125号市町村等人事担当課会議の開催について(報告)<br>ほか86件                                    | 2月3日         | 一部開示         | 1 採用予定者の職員番号、氏名、生年月日、年齢、性別、受験番号、本籍地、郵便番号、住所、印影、筆頭者氏名、欠格事項の有無、所属等<br>2 職員の個人メールアドレス等<br>3 分限処分者の職員番号、氏名、生年月日、住所、印影、病状等<br>4 職員の職員番号、氏名、生年月日、年齢、住所、採用、退職年月日、前職情報等<br>5 職員労働組合の印影<br>6 情報開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号<br>7 人事評価の評価点<br>8 昇格予定者の勤怠情報<br>9 給与に関する情報<br>10 退職予定者の職員番号、氏名、職名、年齢、所属、共済番号、退職理由<br>11 研修講師名 等 | 条例7条第2号、第3号、4号、及び第7号           | 2号)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>3号、4号)団体の内部管理情報であり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため<br>7号)人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため  | 延長 |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定   | 当該規定を適用する理由  | 備考 |    |
|------|--------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|---|--|--|----|----|
| 110  | 12月20日 | 請求 | 環境部<br>環境政策課      | 環境政策課平成21年度文書番号90、85、104、118、147、228、751、766、787、48、192、648、532、649、489、505、528、516、517、568、520、610、533、521、522、647、528-2、665、738、8、772、783、124、155、154、238、242、347、12、136、168、379、421、629、631、65、77、278、279、591、284-1、284-2、282、304、531-1、531-2、537、579、697、208、244、291、329、355、390、413、439、573、632、774、775、776、777、778、191、286、458、710、241、287、371、372、385、387、404、55、395、481、659、134、380、538、502、600、679、691 | 航空機騒音測定の結果に係る情報提供について(同)<br>愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金住宅防音工事単価表について(通知)<br>平成21年度愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付申請書の提出期限について(通知)<br>平成21年度愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付申請書について(同)<br>平成22年度住宅騒音防止対策事業計画概要書の提出について(同)<br>ほか62件  | 2月3日         | 全部開示     |   |  |  |    | 延長 |
|      |        |    |                   |   | 平成21年度愛知県住宅騒音防止対策補助事業内容変更承認申請書について<br>平成21年度愛知県住宅騒音防止対策補助事業実績報告について(同)<br>第1回サーベイランス(維持審査)受審部局事前説明会及び事前巡回の資料について(同)<br>第1回サーベイランス(維持審査)に係るクロージング・ミーティングについて(同)<br>第1回サーベイランス(維持審査)の進行について(同)<br>ほか29件                                   | 2月3日         | 一部開示     | ①個人の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、生年月日、職業、続柄、財産、印影、学歴、民防申請者の住民票及び家屋証明書、開取り<br>②法人印影<br>③生活環境保全専門委員会議事録の発議の氏名<br>④候補者の団体名称 | ①条例第7条第2号該当<br>②条例第7条第3号該当<br>③条例第7条第6号該当<br>④条例第7条第7号該当 | ①個人に関する情報であって特定の個人を特定できるため。<br>②特定の事業者を識別でき、法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるため。<br>③審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。<br>④事務又は事業の適正は遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。  | 延長 |    |
| 111  | 12月20日 | 請求 | 環境部<br>ごみ減量推進課    | ごみ減量推進課の平成21年度文書番号で、585、638、545、640、22、216、189、234、366、634、688、689、259、280、555、577、618、642、550、551、21、15、40、43、135、149、150、151、152、177、188、239、240、510、560、692、42、715、740、746、410、443、122、123、345、391、449、440、658、698、297、254、340、434、664、804、246、444、559、702、546、579、692、309、310、360、436、387、426、427、568、168、2、4、208、257、164、65、272、273、644、687、733  | 捜査関係事項照会書(122、123、345号)<br>捜査関係事項照会書の回答について(同)(122、123、345)<br><br>ごみ減量化講演会及び市町村等一般廃棄物担当者会議の開催について(通知)<br>平成21年度愛知県都市清掃事業協議会総会の開催について<br>平成21年度愛知県都市清掃事業協議会総会の情報交換事項について(社)全国都市都市清掃会議と委員間の文書交換について<br>平成21年度災害時の支援情報に関する調査について<br>ほか11件 | 2月3日         | 一部開示     | —   | 条例第7条第4号   | 犯罪の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるため。  | 延長 |    |
|      |        |    |                   |   | 尾張地域広域処分場確保連絡調整協議会の開催について<br>平成21年度尾張地域広域処分場確保連絡調整協議会費について<br>平成21年度愛知県地域グリーンニューディール基金不法投棄・散乱ごみ監視等事業について<br>尾張都市清掃事業連絡会議の開催について(通知)<br>尾張都市清掃事業連絡会議の議程について<br>ほか59件   | 2月3日         | 全部開示     | ①氏名、住所(本籍地)、生年月日、メールアドレス<br>②法人印影<br>③職員のメールアドレス  | 条例第7条第2号第3号第4号第7号  | ①個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため。<br>②法人に関する情報であって権利利益を害するおそれがある及び犯罪防止のため。<br>③当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  | 延長 |    |
| 112  | 12月20日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課    | 企画経営課平成21年度文書番号40、41  | ・平成21年度 受付番号40号<br>下水道総合地震対策事業実施要綱について<br>・平成21年度 受付番号41号<br>下水道総合地震対策事業実施要綱の運用について   | 1月4日         | 全部開示     |   |  |  |    |    |
| 113  | 12月21日 | 請求 | 公平委員会<br>(総務部総務課) | 平成13年度～平成20年度<br>平成22年度～開示請求日<br>の索引目次  | 索引目次 平成13年度から平成20年度まで及び平成22年度から平成23年度の<br>開示請求日まで   | 1月4日         | 一部開示     | 発信/受信者の氏名   | 条例第7条第2号<br>該当   | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。   |    |    |
| 114  | 12月21日 | 請求 | 総務部<br>人事課        | 開示請求日時点におけるk-worksで送受信したメールアドレス(人事課)  | 人事行政に関する意見交換の実施について<br>外国人の任用状況に関する調査について(送付)<br>人事院規則15-16の一部改正について<br>地方公務員の再任用及び退職状況等調査の結果の送付について<br>年末年始における綱紀の厳正な保持について<br>ほか15件   | 1月4日         | 全部開示     |   |  |  |    |    |
| 115  | 12月21日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課    | 平成21年度日本下水道事業団下水道技術研修について<br>調査事項について(同)<br>上下水道事業の組織統合の状況について(照会)<br>「ヒヤリハット事例集—下水道事業・下水道事業—」及び「ヒヤリハット報告活動」に係る実態調査結果報告書—下水道事業・下水道事業—の送付について<br>平成21年度技術技能研修の開催について(ご案内)<br>ほか60件   | 【都市局会検】公表議事録の送付<br>【会計検査関係】特別調査について<br>公務災害防止のためのヒヤリハット報告活動に係る実態調査について(依頼)<br>「下水処理場調査用紙」の修正と一部原稿の作成について<br>下水処理場への生ごみ等受入に関する意識調査<br>ほか41件  | 2月3日         | 全部開示     |   |  |  | 延長 |    |
|      |        |    |                   |   |   | 2月3日         | 一部開示     | 講評<br>補足 調査<br>担当者名、個人メールアドレス<br>法人代表印の印影、アンケート様式、回答、担当者名<br>担当者名、個人、メールアドレス                                    | 条例第7条第2号、3号、4号、5号、6号、7号                                  | (5号、6号)国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められ、また会計検査の課程に関する情報は公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある、かつ、検査に係る事務に該当し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。<br>(2号、7号)特定の個人を識別することが出来る情報であるため。本来の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(3号、4号)法人の内部情報及び犯罪防止のため。法人の適正な権利利益を害するおそれがあるため。 | 延長 |    |
| 116  | 12月22日 | 申出 | 教育委員会<br>教育総務課    | 1999(平成11)年10月27日に開催された「平成11年度第10回春日市教育委員会定例会議録」  | 1999(平成11).10.27開催の10月定例会議録   | 1月13日        | 一部開示     | (1)委員会の氏名<br>(2)個人の氏名及び勤務する学校名  | 条例第7条第2号<br>及び第6号該当                                      | (1)公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。<br>(2)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。   | 延長 |    |
| 117  | 12月27日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課      | 平成21年度 公害苦情調査 調査の手引<br>「公害苦情処理情報システムver.2.1.3CD」内の公害苦情処理情報システム操作の手引き  | 平成21年度 公害苦情調査調査の手引<br>「公害苦情処理情報システムVer.2.1.3CD」内の公害苦情処理情報システム 操作の手引き  | 1月25日        | 全部開示     |   |  |  | 延長 |    |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等            | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分   | 開示しないこととした根拠規定             | 当該規定を適用する理由  | 備考 |
|------|--------|----|-----------------|---|--|--------------|--------------|--|----------------------------|--|----|
| 118  | 12月27日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課  | ・下水道法施行令第5条の四第五号の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成17.10.26告示第1291号)<br>・社会資本整備総合交付金交付要綱(平成23.4.1国官会第2626号)<br>・社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について(平成22.4.1国都下企第65号、国都下事第536号、国都下流第50号)<br>・下水道管渠の耐震設計における区分について(平成13.8.23都市地域整備局下水道部・下水道事業課企画専門官事務連絡)<br>・北海道十勝沖地震を踏まえた下水道施設の耐震対策の留意点について(平成16.4.7下水道事業課企画専門官事務連絡)  | ・社会資本整備総合交付金交付要綱(平成23.4.1国官会第2626号)<br>・下水道法施行令第5条の四第五号の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成17.10.26告示1291号)<br>・下水道管渠の耐震設計における区分について(平成13.8.23都市地域整備局下水道部・下水道事業課企画専門官事務連絡)<br>・北海道十勝沖地震を踏まえた下水道施設の耐震対策の留意点について(平成16.4.7下水道事業課企画専門官事務連絡)                                 | 1月10日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                        | 国・県からの通知を受けていないため取得してないか、もしくは、平成19年度以前の通知に関しては、保存期間満了により廃棄したため。  |    |
|      |        |    |                 |   | 社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について  | 1月10日        | 全部開示         |  |                            |  |    |
| 119  | 12月27日 | 申出 | 上下水道部<br>企画経営課  | ・下水道施設の耐震対策について(平成10.3.24都市局下水道部公共下水道課建設専門官、流域下水道課建設専門官事務連絡)<br>・下水道の地震対策について(平成8年8月30日)  | ・下水道施設の耐震対策について(平成10.3.24都市局下水道部公共下水道課建設専門官、流域下水道課建設専門官事務連絡)<br>・下水道の地震対策についての最終提言(平成8年8月30日)  | 1月10日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                        | 国・県からの通知を受けていないため取得してないか、もしくは、平成19年度以前の通知に関しては、保存期間満了により廃棄したため。  |    |
| 120  | 12月27日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課  | 下水道BCP策定マニュアル(地震編)  | 下水道BCP策定による地震対策の強化について   | 1月10日        | 全部開示         |  |                            |  |    |
| 121  | 12月28日 | 請求 | 上下水道部<br>下水道建設課 | 平成21年度下水道建設課文書番号237、367、373、377、463、542、567、45、67、68、113、522、741、838、1138、752、439、315、440、236、2、3、4、30、1158、180、357、694、694-2、680、181、209、121-4、121-5、222、252、275、664、669、517、519、64、73、215、747、791、699、270、421、530、173、394、937、11、12、121、123、11-2、12-2、189、206、121-2、121-6、121-7、121-3、123-2、228、206-2、457、123-3、228-2、457-2、596、11-3、12-3、123-3、11-4、123-4、12-4、123-5、457-3、206-3 | 平成21年度国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請書の提出について(伺)<br>平成21年度国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請書の提出について(伺)<br>平成21年度都市・地域整備局所管補助金実施計画書の提出について(伺)<br>ガス供給施設防護工事方法等の協議について(伺)(21春下建第11号)<br>ガス供給施設防護工事方法等の協議について(伺)(21春下建第12号)<br>ほか34件  | 2月9日         | 全部開示         |  |                            |  | 延長 |
|      |        |    |                 |   | 防護工事(ガス)の実施について(伺)<br>防護工事の実施について(回答)(21春下建第11-2号)<br>防護工事の実施について(回答)(21春下建第11-3号)<br>物件移転完了届<br>防護工事(ガス)の実施について(伺)<br>ほか40件   | 2月9日         | 一部開示         | 1個人の名、住所、年齢、家族構成、勤務先、職業、電話番号、印影、登録番号、管理番号、職印番号、級、号及び給与額<br>2法人の印影<br>3法人の内部単価                                    | 条例7条2号、3号、4号               | (2号)個人に関する情報であって特定の個人を設定することができるため、及び個人を識別することは出来ないが公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>(3号及び4号)法人の内部事情であるため、及び犯罪防止のため。  | 延長 |
| 122  | 12月28日 | 請求 | 上下水道部<br>業務課    | 平成21年度業務課文書番号71、46、371、573、547、459、614、75、97、98、109、115、127、136、137、228、233、234、243、257、270、271、278、289、345、131、151、70、87、87-2、268、282、283、284、285、303、356、370、380、397、413、425、424、439、469、531  | 報告書<br>下水道技術研修の参加について<br>日本下水道事業団下水道技術研修の受講について(伺)(21春業下第97号)<br>「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者」に関する講習会の受講について(伺)<br>日本下水道事業団下水道技術研修の受講について(伺)(21春業下第109号)<br>ほか10件   | 1月31日        | 一部開示         | 1.氏名、住所、生年月日、通知書番号、使用者番号、OCR、職員番号、電話番号、学歴、免状の交付年月日、交付番号、<br>2.法人の代表者印の印影、振込先口座情報                                 | 条例7条2号、3号、4号               | 1.個人の情報であって、特定の個人が識別されるため及び特定の個人は識別できないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>2.法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため  | 延長 |
|      |        |    |                 |   | 承認工事に係る市道陥没報告書について(報告)<br>平成21年度春日井市下水道事業啓発事業について(伺)<br>平成21年度上下水道部職員による一斉訪宅普及活動の結果について(中間報告)<br>市税等収納事務取扱説明会への参加について(伺)<br>排水設備工事計画確認申請書等の手引書の作成について(伺)<br>ほか29件  | 1月31日        | 全部開示         |  |                            |  | 延長 |
| 123  | 12月28日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課    | 平成21年度環境保全課文書番号708、822、918、999、1024、1187、1271、1200、1383、145、712、339、488、628、639、672、746、796、1137、1194、1372、709、710、1007、1003、1059、1180、927、635、468、113、244、305、326、374、523、934、1011、148、149、590、235、407、945、946、1227、696、415、1190   | 汚染土壌処理業の許可手続きに係る独自対応について(照会)<br>汚染土壌処理業の許可手続きに係る独自対応について(伺)<br>平成21年度土壌汚染対策セミナーへの参加について(依頼)<br>指定調査期間の現状報告について(お知らせ)<br>平成20年度地下水汚染に関するアンケート調査について(依頼)<br>ほか24件  | 2月10日        | 全部開示         |  |                            |  | 延長 |
|      |        |    |                 |   | 捜査関係事項照会書  | 2月10日        | 不開示          | —  | 条例第7条第4号該当                 | 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示   | 延長 |
|      |        |    |                 |   | 平成20年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査について(依頼)<br>平成20年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査について(伺)<br>汚染土壌処理業の許可手続きに係る独自対応について(通知)(吹田市、春日井市以外の自治体情報は開示請求以外から除外)<br>改正土壌汚染対策法の施行に関する地方自治体向け説明会の開催について(お知らせ)<br>改正土壌汚染対策法の施行に関する地方自治体向け説明会の開催について(伺)<br>ほか23件 | 2月10日        | 一部開示         | 事業場担当者の個人名、住所<br>担当者個人メールアドレス<br>春日井市狂犬病予防協会会長印影<br>捜査関係照会事項及び回答書<br>会員専用ページ閲覧ID及びパスワード<br>市職員の学歴<br>事業者名、住所、所在地 | 条例第7条第2号、3号、4号、5号、6号及び7号該当 | (2号)特定の個人を識別することができる<br>(3号)法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため<br>(4号)犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(5号)公にすることにより、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるため<br>(6号)公にすることにより、率直な意見交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため<br>(7号)事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 延長 |
| 124  | 1月4日   | 請求 | 会計管理者<br>会計課    | 平成23年11月1日付 賃貸借契約春日井市立 東部中学校始め15校に据付設置のデジタル印刷機デュプロ デュープリンタDP-U550用の消耗品マスター、インクの支払日が平成23年11月1日—12月31日迄の全中学校15校の購入実績 純正品 汎用品全ての支払い命書等の開示請求を致します   | 支出命書   | 1月18日        | 一部開示         | 法人の印影及び口座情報  | 条例第7条第3号及び第4号該当            | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため  |    |
| 125  | 12月28日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課  | 2010.10.21に実施された藤山台小への「学校訪問」(県教委及び愛日事務協)に関するすべての文書。   | ・県教委訪問資料「市町村の状況について」(伺)<br>・平成22年度幼稚園及び小・中学校訪問について(通知)<br>・学校訪問について(通知)<br>・研究協議録の提出について<br>・学校の状況(様式3)  | 1月6日         | 全部開示         |  |                            |  |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定           | 当該規定を適用する理由  | 備考   |  |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|---|--------------------------|--|------|--|
| 126  | 1月10日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成20年8月25日付全自動印刷機賃借契約書 甲春日井市 乙株式会社 原商店 この時の入札執行に対する入札仕様書の開示請求を致します                         | 全自動印刷機に関する基本的とりきめ   | 1月19日        | 全部開示         |   |                          |  |      |  |
| 127  | 1月10日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 2011.9月～12月において、該当する学校で開催された衛生委員会に関するすべての文書、及び産業界による職場巡視の実態が分かる文書。                         | 中部中学校<br>平成23年度第2回中部中学校衛生委員会、平成23年度第3回中部中学校衛生委員会、平成23年度第4回中部中学校衛生委員会、平成23年度第5回中部中学校衛生委員会、職場巡視チェックリスト、職場巡視チェックリスト(結果)<br>西部中学校<br>平成23年度第2回西部中学校衛生委員会、平成23年度第3回西部中学校衛生委員会、平成23年度第4回西部中学校衛生委員会、平成23年度第2回西部中学校衛生委員会会議録、平成23年度第3回西部中学校衛生委員会会議録、平成23年度第4回西部中学校衛生委員会会議録、職場巡視チェックリスト<br>柏原中学校<br>柏原中学校平成23年度第4回学校衛生委員会会議録、柏原中学校平成23年度第5回学校衛生委員会会議録、柏原中学校平成23年度第6回学校衛生委員会会議録、柏原中学校平成23年度第7回学校衛生委員会会議録 | 1月23日        | 全部開示         |   |                          |  |      |  |
|      |       |    |                   |  | 柏原中学校<br>第1回産業界健康相談<br>第2回産業界健康相談   | 1月23日        | 一部開示         | 健康相談における対象者名  | 条例第7条第1項<br>第2号に該当       | 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述を公にすることにより特定の個人を識別することができるため、及び個人の権利利益を害するおそれがあるため   |      |  |
| 128  | 1月12日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 1.別紙(「市町村の状況」)の1の(2)及び3に関するすべての文書(2009(H21)年度～2011(H23)年度分)<br>2.2011(H23)年度に作成された「市町村の状況」 | (1)別紙(「市町村の状況」)の1の(2)に全ての「多忙化解消に向けた取組」に関するすべての文書。<br>(2)平成23年度に作成された「市町村の状況」。   | 1月26日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在                      | (1)「多忙化解消に向けた取組」に関する文書を作成していないため。<br>(2)平成23年度は愛知県内の学校訪問がなかったため、「市町村の状況」を作成していないため。  |      |  |
| 129  | 1月13日 | 申出 | 健康福祉部<br>生活保護課    | 平成23年度生活保護法等における診療報酬明細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書・契約書及び契約金額   | 生活保護診療報酬明細書等点検(縦覧点検も含む)業務委託請書及び仕様書  | 1月23日        | 一部開示         | 法人の印影部分   | 条例第7条第3号<br>及び第4号に該当     | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪防止のため  |      |  |
| 130  | 1月18日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課    | 平成21年度に耐震工を実施した小中学校のうち、IS値が1番低かった学校の耐震診断書、実施設計、施工に関連する書類及び補助金関係書類                          | 【耐震診断書、実施設計、工事施工に関する書類】<br>○耐震診断報告書 本館南 平成16年10月<br>○松原中学校本館南・北及び中館東・西耐震補強工事設計委託<br>施工計画、支出負担行為決議書、現場代理人及び主任技術者等届、工程表、しゅん工届<br>○耐震診断報告書 本館南 平成21年1月<br>○松原中学校本館・中館耐震補強その他工事<br>施工計画、現場代理人及び主任技術者等届、工程表、工事下請負届、しゅん工届<br>ほか18件  | 3月2日         | 一部開示         | ・法人印影(評価書、評価報告書)<br>・担当者名(評価報告書)<br>・担当者印影(評価報告書)   | 条例第7条第2号、<br>3号、4号に該当    | (3、4号)法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、及び犯罪の予防のため。<br>(2号)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。<br>(2、4号)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び犯罪の予防のため。   | 延長   |  |
| 131  | 1月19日 | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | H23年12月16日よりH24年1月18日まで<br>建設リサイクル法に基づく届出の受付台帳<br>(届出日、工事場所、解体業者名)                         | 建設リサイクル法に基づく届出台帳(平成23年12月16日から平成24年1月18日までの届出分)   | 1月24日        | 一部開示         | 個人の氏名   | 条例第7条第2号<br>に該当          | 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため   |      |  |
| 132  | 1月25日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課      | 環境省・水・大気環境局 水環境課から発信された行政文書の開示請求に関するメール文書(H23.12月以降)                                       | 水質汚濁防止法等の施行状況調査事項に対する行政文書の開示請求について(平成23年12月15日受理)<br>水質汚濁防止法等の施行状況調査事項に対する行政文書の開示請求について(平成24年1月10日受理)   | 2月8日         | 一部開示         | ・事業場名、所在地<br>・立入調査、警察調査、海上保安庁調査、違反摘発、後発、検査、書類送検、起訴、判決の年月日、告発者、違反摘発の契機、違反の内容(数値、原因)、判決(罰則)内容 | 条例第7条第3号、<br>4号、5号、7号に該当 | (3号)公にすることにより、当該法人の権利、利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため<br>(4号)公にすることにより、同種の意見を誘発するなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(5、7号)国等との権力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる。また今後国及び関係都道府県等が行う水質汚濁防止法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  | 異議申立 |  |
|      |       |    |                   |  | 水質汚濁防止法等の施行状況調査事項に対する行政文書の開示請求について(一部資料差し替え)  | 2月8日         | 全部開示         |   |                          |  |      |  |
| 133  | 1月25日 | 請求 | 建設部<br>住宅施設課      | 愛知県公共建築推進協議会で配布された資料<br>(平成20年度以降)   | ・平成20年度愛知県公共建築推進協議会の営繕工事関係資料作成及び耐震アンケートの提出について(依頼)<br>・平成20年度愛知県公共建築推進協議会の議題提出について(依頼)<br>・平成20年度愛知県公共建築推進協議会の開催について(通知)<br>・平成20年度愛知県公共建築推進協議会会議資料<br>・平成20年度第2回愛知県公共建築推進協議会の開催について(通知)<br>・「第2回 愛知県公共建築推進協議会」説明会及び現場見学会資料<br>ほか16件  | 3月6日         | 全部開示         |   |                          |  | 延長   |  |
| 134  | 2月1日  | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課    | 平成20年以降の市町村下水道担当課長会議において配布された資料と複命書  | 平成20年度市町村主管課長会議(第1回)資料<br>平成20年度市町村所管課長会議復命書<br>平成21～23年度市町村下水道担当課長会議資料及び復命書  | 2月13日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在                      | 誤って廃棄したため  |      |  |
|      |       |    |                   |  |   | 2月13日        | 一部開示         | ①個人氏名<br>②個人メールアドレス<br>③会計検査に関すること  | 条例第7条第2号、<br>5号、6号、7号に該当 | (2号)特定の個人を識別することができる<br>(7号)本来の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(5号、6号)国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められ、また会計検査の課程に関する情報が公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、かつ検査に係る事務に該当し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため |      |  |
| 135  | 2月1日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課    | 2011年度2学期に春日井市立小・中学校長が春日井市教育委員会に提出した教材承認願  | ○平成23年度2学期の補助教材の使用届(全54校分)<br>○平成24年度教材承認願(全54校分)   | 2月15日        | 全部開示         |   |                          |  |      |  |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等                | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)   | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分   | 開示しないこととした根拠規定                      | 当該規定を適用する理由  | 備考 |
|------|-------|----|---------------------|--|---|--------------|--------------|--|-------------------------------------|--|----|
| 136  | 2月1日  | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課      | 春日井市立知多中学校2011年12月の全職員の出張に係る文書   | ○派遣文書<br>・市定例校長会議の開催について・校長会研修会(講演会)の開催について・書研究会の開催について・給付関係書類配付について・学校事務研究会(第2班)の開催についてほか5件<br>○復命書<br>・平成24年1月12日付け復命書・平成24年1月4日付け復命書<br>○旅行命令書<br>・平成23年10月7日付け旅行命令書・平成23年11月18日付け旅行命令書(1)・平成23年11月18日付け旅行命令書(2)・平成23年11月25日付け旅行命令書・平成23年12月1日付け旅行命令書ほか17件<br>○旅費確認書<br>・平成23年12月22日付け旅費確認書・平成24年2月2日付け旅費確認書                               | 2月15日        | 全部開示         |  |                                     |  |    |
|      |       |    |                     |  |   | 2月15日        | 一部開示         | 旅行命令書及び旅費確認書の職員番号  | 条例第7条第2号に該当                         | 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。   |    |
| 137  | 2月2日  | 申出 | まちづくり推進部<br>都市政策課   | 平成23年7月1日から平成23年12月31日まで付定であった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分が必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)<br>代替案1:新築届・付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号の明記されている資料(※1)で地番のない資料(※2)と該当の住居表示台帳又は位置図(※2との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)<br>代替案2:新設建物の付定日・地番のある住居表示台帳(別紙見本参照)<br>代替案3:新設建物の付定日付のある住居表示台帳(別紙見本参照) | 建物等異動届出書(平成23年7月1日～平成23年12月31日)   | 2月7日         | 一部開示         | (1)届出書 届出人の住所、氏名<br>(2)位置図 請求対象期間以外の届出人の氏名                                   | (1)条例第7条第2号及び第4号該当<br>(2)条例第7条第2号該当 | (1)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪防止のため。<br>(2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。                  |    |
| 138  | 2月2日  | 請求 | 市民生活部<br>市民活動支援センター | 平成19年度に「さき愛センター」に設置した全自動印刷機の賃貸借にかかる施行例、支出負担行為及び契約書   | 平成19年度に市民活動支援センターに設置した全自動印刷機の賃貸借にかかる施行例、支出負担行為決議書及び契約書  | 2月13日        | 一部開示         | 法人の代表者印の印影   | 条例第7条第3号及び第4号該当                     | 法人の内部管理情報であり、犯罪の予防のため  |    |
| 139  | 2月6日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課      | 2011.12.15の教育委員会会議の非公開部分の会議録   | 2011.12.15の教育委員会の非公開部分の会議録  | 2月13日        | 全部開示         |  |                                     |  |    |
| 140  | 2月7日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課      | 地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～を配布した際の通知文書   | 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックについて(送付)  | 2月17日        | 全部開示         |  |                                     |  |    |
| 141  | 2月7日  | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課      | 事務用品(リース・レンタル含む)にかかる支出負担行為決議書(H19年度～H23年12月)(随意契約分)  | 支出負担行為決議書(H19年度～H23年12月)(随意契約分で支出負担行為額が3万円を超えるもの)   | 3月22日        | 一部開示         | 1.法人印影、口座情報<br>2.担当者名及び担当者印  | 1.条例第7条第3号及び第4号<br>2.条例第7条第2項       | 1.法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。<br>2.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。      | 延長 |
| 142  | 2月7日  | 請求 | 総務部<br>総務課          | 事務用品(リース・レンタル含む)にかかる支出負担行為決議書(H19年度～H23年12月)(随意契約分)  | 支出負担行為決議書(平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度(平成23年4月1日～平成23年12月31日分))   | 3月22日        | 一部開示         | 1.法人代表者の印影及び口座情報<br>2.担当者の氏名、印影、メールアドレス及び携帯番号<br>3.個人の氏名、住所、年齢及び電話番号         | 1.条例第7条第3号及び第4号<br>2.3.条例第7条第2号     | 1.法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため<br>2.3.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   | 延長 |
| 143  | 2月8日  | 請求 | 会計管理者<br>会計課        | 入札執行日平成22年8月5日全自動印刷機(東部中学校始め15校)リコーSatelio A411此の機器に関わるマスター、インク(純正 汎用全)の購入品の支払日が平成23年12月1日～24年1月31日迄の2ヶ月間の支払命令書 請求書の開示請求を致します  | 支出命令書   | 2月21日        | 一部開示         | 法人の印影及び口座情報  | 条例第7条第3号及び第4号該当                     | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため  |    |
| 144  | 2月8日  | 請求 | 市民生活部<br>市民活動支援センター | 市民活動支援センター設置のORPHIS-2970印刷機の保守料金 月額又は年額 開示請求を致します  | 市民活動支援センター設置のORPHIS-HC5500印刷機の保守点検委託契約書   | 2月21日        | 一部開示         | 法人の代表者印の印影   | 条例第7条第3号及び第4号該当                     | 法人の内部管理情報であり、犯罪予防のため。  |    |
| 145  | 2月10日 | 請求 | 市民生活部<br>市民活動支援センター | 市民活動支援センター平成19年4月1日契約デジタル印刷機ORPHIS HC5500印刷機に関わる 全自動印刷機入札仕様書 入札結果調書 賃貸借契約書の開示請求を致します   | 市民活動支援センター、平成19年4月1日契約、印刷機ORPHIS-HC5500の入札仕様書、入札執行調書及び賃貸借契約書  | 2月21日        | 一部開示         | 法人の代表者印の印影   | 条例第7条第3号及び第4号該当                     | 法人の内部管理情報であり、犯罪予防のため。  |    |
| 146  | 2月13日 | 請求 | 環境部<br>ごみ減量推進課      | 一般廃棄物処理施設等事故事例調査の結果をまとめたもので残っている者<br>清掃事業労働災害防止連絡会議で配布された資料で残っているもの  | 一般廃棄物処理施設等事故事例調査の結果<br>清掃事業労働災害防止連絡会議資料   | 2月23日        | 不開示<br>(不存在) | —  | 不存在                                 | 取得していないため  |    |
| 147  | 2月13日 | 請求 | 環境部<br>環境政策課        | 春日井市生活環境保全専門委員会の議事録・尾張地区環境行政連絡協議会の議事録・尾張地域水循環再生地域協議会の議事録・環境委員会の議事録・環境関係部課長会議の議事録・ISOのサーベイランス受信記録で残っているもの(復命書を含む)H21年度分除く   | 18年度第1回春日井市生活環境保全専門委員会議事録<br>18年度第2回春日井市生活環境保全専門委員会議事録<br>18年度第3回春日井市生活環境保全専門委員会議事録<br>18年度第4回春日井市生活環境保全専門委員会議事録<br>19年度第1回春日井市生活環境保全専門委員会議事録<br>ほか15件<br>復命書(5/15平成19年度尾張地区環境行政連絡協議会連絡会議)<br>復命書(5/15平成21年度尾張地区環境行政連絡協議会連絡会議)<br>復命書(5/14平成22年度尾張地区環境行政連絡協議会連絡会議)<br>復命書(5/11平成23年度尾張地区環境行政連絡協議会連絡会議)<br>復命書(4/25第1回尾張地域水循環再生地域協議会)<br>ほか20件 | 2月27日        | 一部開示         | ①個人の氏名<br>②生活環境保全専門委員会議事録の発言者の氏名   | ①条例第7条第2号に該当<br>②条例第7条第6号           | ①個人に関する情報であって、特定の個人を特定できるため。<br>②審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。                     |    |
|      |       |    |                     |  |   | 2月27日        | 全部開示         |  |                                     |  |    |
| 148  | 2月14日 | 請求 | 上下水道部<br>業務課        | 下水道不正使用に係る過料係争事案についての一連の文書   | 春日井市下水道条例に基づく過料の処分に対する弁明について(問)<br>春日井市下水道条例に基づく過料について(問)<br>異議申立書の補正について(問)<br>異議申立書(補正書)について(報告)<br>異議申立てに係る決定書について(問)<br>ほか22件   | 3月28日        | 一部開示         | ①氏名、住所、生年月日、電話番号、診断書、印鑑登録証明書、戸籍謄本、その他特定の個人を識別ができる情報<br>②個人事業主の印影及び弁護士報酬の計算方法 | ①条例第7条第2号に該当<br>②条例第7条第3号及び4号       | ①個人の情報であって特定の個人を識別されるため及び特定の個人を識別できないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>②個人事業主の取引上、金融上の内部情報であり、個人事業主の正当な権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため | 延長 |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等           | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)  | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定                   | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|--------------|---|----------------------------------|---|----|
| 149  | 2月14日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課   | 春日井市土砂等の埋立てに関する条例の制定に係る名古屋地方検察庁との協議に関する書類  | 平成21年8月28日 名古屋地方検察庁との調整記録<br>春日井市土砂等の埋立て等に関する条例の制定に伴う協議に係る資料の送付について(伺)(21春環第423号)<br>平成21年10月17日 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例の制定に伴う協議に係る資料の送付について(修正分)<br>平成21年10月20日名古屋地方検察庁あてファックス送信文書<br>春日井市土砂等の埋立て等に関する条例の制定に係る名古屋地方検察庁との協議の結果について(報告)(21春環第552号)<br>春日井市土砂等の埋立て等に関する条例の制定に係る名古屋検察庁への条例等の送付について(伺)(21春環第693号) | 2月21日        | 全部開示         |   |                                  |   |    |
| 150  | 2月16日 | 請求 | 財政部<br>財政課     | H24年度予算における全ての歳出予算見積書。<br>H24年度予算における全ての歳入予算見積書。<br>(各課が当初に要求した予算見積書)  | 平成24年度当初歳入予算見積書<br>平成24年度当初歳出予算見積書   | 3月16日        | 全部開示         |   |                                  |   | 延長 |
| 151  | 2月16日 | 請求 | 総務部<br>総務課     | 顧問弁護士3人との契約書<br>愛知県総務部市町村課からの照会とそれに対する回答文書(平成20年度以降)<br>愛知県総務部市町村課からの通知文書(平成20年度以降)  | 弁護士顧問契約書(3件)<br>平成23年度地方公務員に関する訴訟の係属状況調査等について(照会)<br>第三セクター等の状況に関する調査について(照会)<br>第三セクター等の状況に関する調査について(伺)<br>平成23年度市町村自衛官募集事務担当者会議について(依頼)<br>自衛官募集事務に係る平成23年度市町村募集事務担当者部隊研修への参加について(依頼)<br>ほか49件   | 3月1日         | 一部開示         | 1.弁護士の口座情報及び弁護士印<br>2.職員の個人メールアドレス<br>3.担当者の氏名<br>4.ユーザーID及びパスワード | 条例第7条第2号及び第3号及び第4号及び7号該当         | 1.法人の権利等を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。<br>2.事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。<br>3.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。<br>4.犯罪の予防のため。          |    |
| 152  | 2月16日 | 請求 | 総務部<br>総務課     | 文書管理システムに登録されていないファイルで総務課がデータを管理しているもの。  | 平成10年以前ファイル検索用   | 3月1日         | 全部開示         |   |                                  |   |    |
| 153  | 2月17日 | 請求 | 会計管理者<br>会計課   | 春日井市民活動支援センター設置の印刷機ORPHIS HC550の支払日が平成19年4月1日～24年1月31日の58ヶ月機器に使用のインクに係る支出命令書   | 支出命令書  | 3月2日         | 一部開示         | 法人の印影及び口座情報   | 条例第7条第3号及び第4号該当                  | 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため   |    |
| 154  | 2月20日 | 請求 | 上下水道部<br>業務課   | 下水道施設調整連絡会の会議録(平成20年度以降)   | 事故に伴う異常水の早期発見について<br>第2回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第3回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第4回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第5回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>ほか16件   | 4月5日         | 全部開示         |   |                                  |   | 延長 |
|      |       |    |                |  | 第3回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第4回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第5回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第6回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>第8回 下水道施設調整連絡会について(報告)<br>ほか7件   | 4月5日         | 一部開示         | 氏名  | 条例第7条第2号該当                       | 個人情報であって、特定の個人が識別されるため  | 延長 |
| 155  | 2月20日 | 請求 | 上下水道部<br>下水建設課 | 下水建設課の特別行政視察(平成18年度以降)、JS東海下水道連絡会議の復命書と配布資料  | 平成21年度特別行政視察復命書(浸水被害の軽減対策)<br>平成22年度特別行政視察復命書(堺市 京都市)<br>平成21年度特別行政視察復命書(老朽化した公共下水道施設の更新、浄化センター水処理施設の高度処理化、技術習得等)  | 4月4日         | 全部開示         |   |                                  |   | 延長 |
|      |       |    |                |  | 1平成18年度、19年度、20年度、23年度における特別行政視察の復命書及び配布資料<br>平成18年度、19年度、20年度、23年度におけるJS東海下水道連絡会議の復命書及び配布資料<br>2平成21年度におけるJS東海下水道連絡会議の復命書及び配布資料   | 4月4日         | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在                              | 1視察の実施、及び会議への参加を行っていないため、復命書を作成していない<br>2出席と回答していたが欠席したため、復命書をさせしていない。  | 延長 |
| 156  | 2月20日 | 請求 | 上下水道部<br>下水建設課 | 平成21年度文書番号第173号第270号(下水建設課)の成果物の電子データ、春日井市下水道総合対策緊急整備計画、春日井市下水道総合対策対策計画、下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託の成果物の電子データ  | 平成21年度 文書番号第747号春日井市下水道総合対策整備計画<br>(成果物)<br>平成20年度下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託<br>平成21年度文書番号第173号公共下水道高規格処理区第3中継ポンプ場耐震補強施設設計業務委託<br>第270号公共下水道浄化センター管理本館機耐震診断業務委託   | 4月4日         | 全部開示         |   |                                  |   | 延長 |
|      |       |    |                |  | 1 個人の氏名、印影 メールアドレス<br>2 法人の印影  | 4月4日         | 一部開示         |   | 1 条例第7条第2号<br>2 条例第7条第3号<br>及び4号 | 1個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため<br>2法人の内部情報であるため、及び犯罪防止のため   | 延長 |
| 157  | 2月21日 | 請求 | 総務部<br>人事課     | 開示請求日現在に残っているk-worksで人事課が送受信したメールアドレス(添付ファイルを含む)<br>勤怠退職の要綱<br>平成23年度の勤務評価を取りまとめた表   | 愛知県職員三の丸倉市町村研修生受入方針(平成24年度)について(送付)<br>雇用と年金の接続について(情報提供2)<br>東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査について【追伸】東日本大震災復興関連参考資料の送付【豊橋市】定年延長に向けた対応について(照会)<br>ほか17件  | 3月2日         | 一部開示         | 職員番号、採用日、資格免許取得日、学歴、勤怠情報、人事評価の評価点、給与に関する情報、個人メールアドレス等             | 条例第7条第2号及び第7号該当                  | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>2.人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため |    |
| 158  | 2月21日 | 請求 | 総務部<br>人事課     | 人事評価システム構築に係る委託に係る文書一式(成果物を含む)<br>H21文書番号2368による研修で取得した文書<br>H21文書番号2435に基づいて照会をかけた結果作成された文書<br>21春人第2512号の集計結果、LAPISの説明書<br>21春人第2056号の集計結果、21春人第294号で配布された資料 | 人事評価システム構築の際の委託に係る文書一式<br>21春人第2368号の研修により取得した文書<br>21春人第2435号で照会した結果で作成された文書<br>LAPISの説明書   | 3月6日         | 一部開示         | 職員番号、採用日、資格免許取得日、学歴、勤怠情報、人事評価の評価点、給与に関する情報等                       | 1.条例第7条第2号<br>2.条例第7条第7号         | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>2.人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等                        | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)   | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示しないこととした部分  | 開示しないこととした根拠規定                                   | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|-----------------------------|--|---|--------------|--------------|---|--|---|----|
| 159  | 2月21日 | 請求 | 企画政策部<br>秘書課                | H23年1月からH24年2月までの月間予定表(市長分)<br>H22年度とH23年度の秘書課の索引目次  | 平成23年1月から平成24年2月までの市長月間予定表  | 3月6日         | 全部開示         |   |  |   |    |
|      |       |    |                             |  | 平成22年度と平成23年度の秘書課文書索引目次   | 3月6日         | 一部開示         | 個人の氏名   | 条例7条第2号  | 個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため  |    |
| 160  | 2月22日 | 請求 | 企画政策部<br>秘書課                | 平成22年度の庁議報告の内容が記載された文書で秘書課で保管されているもの   | 平成22年度の庁議議事録  | 3月7日         | 一部開示         | 個人の氏名   | 条例7条第2号  | 個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため  |    |
| 161  | 2月22日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課                | 平成22年度の市民課の文書件名簿(欠各事由の照会に関するもの)  | 身上調査照会書(欠格条項等)受付一覧  | 3月2日         | 一部開示         | 照会者の氏名  | 条例7条第2号  | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため   |    |
| 162  | 2月24日 | 請求 | 総務部<br>総務課                  | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(総務課のもの)                                   | 索引目次(平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度(開示請求日までの分))                | 3月23日        | 一部開示         | 1個人の氏名<br>2法人名<br>3捜査事項照会書の発行者<br>4開発事業紛争調停委員会の当事者名       | 1 条例7条第2号<br>2 条例7条第3号<br>3 条例7条第4号<br>4 条例7条第7号 | 1個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため<br>2法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため<br>3犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため<br>4争訟に関する事務であって、当事者の地位を不当に害するおそれがあるため | 延長 |
| 163  | 2月24日 | 請求 | 総務部<br>人事課                  | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(人事課のもの)                                   | 平成18年度から平成23年度まで(平成21年度除く)の人事課索引目次  | 3月6日         | 一部開示         | 職務に関わりがない氏名及び所属   | 条例7条第2号及び4号該当                                    | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>*犯罪の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるため   |    |
| 164  | 2月24日 | 請求 | 環境部<br>環境政策課                | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(環境政策課のもの)                                 | 平成18、平成19、平成20、平成22年度、平成23年4月1日～平成24年2月24日までの索引目次                         | 4月3日         | 一部開示         | 個人の氏名   | 条例7条第2号該当  | 個人に関する情報であって、特定の個人を特定できるため。   | 延長 |
| 165  | 2月24日 | 請求 | 環境部<br>環境保全課                | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(環境保全課のもの)                                 | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年度4月1日～開示請求日までの索引目次(環境保全課のもの)             | 4月5日         | 一部開示         | ①発信/受信者の欄の個人名<br>②件名及び発信/受信者の欄の法人名<br>③捜査関係事項照会書の発信/受信者の欄 | ①第7条第2号該当<br>②第7条第3号及び7号該当<br>③第7条第4号該当          | ①特定の個人を識別することができる情報であるため。<br>②法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報のため。<br>③犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある情報のため。              | 延長 |
| 166  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>下水建設課              | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(下水建設課のもの)                                 | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～から開示請求日までの索引目次                      | 4月9日         | 一部開示         | 個人の氏名   | 条例7条第2号該当  | 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。   | 延長 |
| 167  | 2月24日 | 請求 | 環境部<br>ごみ減量推進課              | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(ごみ減量推進課のもの)                               | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度4月1日～開示請求日までの索引目次                      | 4月6日         | 一部開示         | 発信/発信者の氏名   | 条例7条第2号該当  | 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため   | 延長 |
| 168  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課              | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(企画経営課のもの)<br>(下水に関するものに限る)                | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度開示請求日までの索引目次(下水)                       | 3月9日         | 一部開示         | 個人氏名  | 条例7条第2号該当  | 特定の個人を識別することが出来る情報であるため   |    |
| 169  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>業務課                | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(業務課のもの)<br>(下水に関するものに限る)                  | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度4月1日～開示請求日までの索引目次(業務課のもの)(下水に関するものに限る) | 4月9日         | 一部開示         | ①個人の氏名<br>②法人名及び代表者名                                      | 条例7条第2号及び第3号該当                                   | 個人の情報であって、特定の個人が識別されるため<br>公にすることにより、法人及び代表者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため  | 延長 |
| 170  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課<br>勝西浄化センター  | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(勝西浄化センターのもの)                              | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度～開示請求日までの索引目次(勝西浄化センター)                | 3月9日         | 一部開示         | 個人氏名  | 条例7条第2号該当  | 特定の個人を識別することが出来る情報であるため   |    |
| 171  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課<br>南部浄化センター  | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(南部浄化センターのもの)                              | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度～開示請求日までの索引目次(南部浄化センター)                | 3月9日         | 一部開示         | 個人氏名  | 条例7条第2号該当  | 特定の個人を識別することが出来る情報であるため   |    |
| 172  | 2月24日 | 請求 | 上下水道部<br>企画経営課<br>高蔵寺浄化センター | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年4月1日～開示請求日までの索引目次(高蔵寺浄化センターのもの)                             | 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度～開示請求日までの索引目次(高蔵寺浄化センター)               | 3月9日         | 一部開示         | 個人氏名  | 条例7条第2号該当  | 特定の個人を識別することが出来る情報であるため   |    |
| 173  | 2月24日 | 請求 | 総務部<br>総務課                  | 平成20年度のコンズとの契約に関する文書<br>(契約の起案文書、契約書、及びコンズより送付された文書)   | 支出負担行為決議書・契約書   | 3月9日         | 一部開示         | 法人の印影   | 条例7条第3号該当  | 法人の内部情報であるため  |    |
| 174  | 2月27日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課              | 春日井市教育委員会教育総務課 見積依頼書<br>事務机(片袖)31台 事務用椅子(肘無し)30台<br>見積書提出期限平成24年2月24日<br>見積徴集結果一覧表 開示請求を致します | 見積書   | 3月12日        | 一部開示         | 法人印影  | 条例7条第3号及び第4号該当                                   | 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため   |    |
| 175  | 2月29日 | 請求 | 教育委員会<br>教育総務課              | 2012.2月教育委員会会議の録音物。  | 2012.2月教育委員会会議の録音物(公開部分)  | 3月14日        | 全部開示         |   |  |   |    |
|      |       |    |                             |  | 2012.2月教育委員会会議の録音物(非公開部分)   | 3月14日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在  | 非公開の教育委員会会議は、非開示とすべき個人情報が含まれており、これらが審議の中で公になることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、録音していない。  |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等                | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)  | 公文書の名称  | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分   | 開示しないこととした根拠規定   | 当該規定を適用する理由  | 備考 |  |    |
|------|-------|----|---------------------|---|---|--------------|----------|--|--|--|----|--|----|
| 176  | 2月29日 | 請求 | 教育委員会<br>学校教育課      | 2011.8.1～2012.2.29の春日井市教職員研修委員会に関するすべての文書。  | 平成23年度 第3回教職員研修委員会要項  | 3月14日        | 一部開示     | 別紙6 平成24年度国内研修員候補一覧における<br>(1)年齢、研究歴・入賞歴<br>(2)写しの送付に要する費用 | (1)条例第7条第2号に該当<br>(2)条例第7条第7号に該当                             | (1)個人に関する情報であって、職務遂行情報に該当しないため。<br>(2)現在国内研修員を選定中であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事選定事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  |    |  |    |
| 177  | 2月29日 | 請求 | 健康福祉部<br>健康増進課      | H23年度の健康増進課の索引目次の文書番号<br>862、871、921、1253、489、1166、557、53、259、331、590、597、617、717、737、832、793、793、401、396、903、1022、1309、1241、643、241、264、212、1265、807、126、93、450、176、404、1124 | 出資団体の監査について(通知)<br>定期監査講評に係る文書の送付について<br>平成23年9月議会報告議案原稿について(伺)<br>平成24年3月議会報告議案原稿について(伺)<br>休日急病診療所(医科・歯科)の運営等に係る調べについて(依頼)<br>ほか16件<br>定期監査の資料提出について(伺)(23春健第862号)<br>定期監査の資料提出について(伺)(23春健第871号)<br>中部大学との連携協力依頼書について(伺)<br>(仮称)春日井総合保健センター建設に伴う春日井市民病院増築に係る同意について<br>(仮)春日井総合保健センター建設に伴う施設設備及び事業の見直しについて(提案)<br>ほか12件 | 4月10日        | 全部開示     |  |  |  |    |  | 延長 |
| 178  | 2月29日 | 請求 | 環境部<br>環境政策課        | 春日井市生活環境の保全に関する条例の制定に係る名古屋地方検察庁との協議に関する書類   | 春日井市生活環境の保全に関する条例の制定に伴う協議に係る資料の送付について(伺)<br>春日井市生活環境の保全に関する条例の制定について(協議)<br>春日井市生活環境の保全に関する条例の制定に係る名古屋地方検察庁との協議の結果について(報告)<br>春日井市生活環境の保全に条例の制定に係る名古屋地方検察庁への条例送付について(伺)   | 3月12日        | 全部開示     |  |  |  |    |  |    |
| 179  | 3月1日  | 申出 | まちづくり推進部<br>建築指導課   | 建築計画概要書<br>県知事許可番号12806号・株式会社永賢組が施行業者になっている・23年9月1日から24年2月29日までの物   | 建築計画概要書   | 3月5日         | 全部開示     |  |  |  |    |  |    |
| 180  | 3月2日  | 請求 | 市民生活部<br>市民活動支援センター | 春日井市市民活動支援センター印刷機ORPHIS HC5500<br>平成19年4月1日契約物件 此の物件の構成品目 本体価格及びオプション個々の価格 合計金額 設計積算品目 個々の金額 合計金額明細の分かる書類の開示請求を致します   | 見積書(参考)   | 3月15日        | 一部開示     | 担当者の氏名   | 条例7条第2号該当  | 個人に関する情報であって、個人を識別することができる   |    |  |    |
| 181  | 3月2日  | 請求 | 総務部<br>情報システム課      | 平成18年度～平成24年3月2日の索引目次(情報システム課分)   | 索引目次(平成18年度から平成23年度開示請求日まで)   | 3月15日        | 一部開示     | 個人の氏名  | 条例7条第2号該当  | 個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別されるため。   |    |  |    |
| 182  | 3月5日  | 請求 | 市民病院事務局<br>管理課      | H24年度 春日井市民病院予算見積書  |   | 3月14日        | 取下げ      |  |  |  |    |  |    |
| 183  | 3月5日  | 請求 | 市民病院事務局<br>医事課      | ・地域医療支援病院事業計画書<br>・ガン診療拠点病院事業計画書  | がん診療拠点病院事業計画書<br>地域医療支援病院事業計画書  | 3月13日        | 全部開示     |  |  |  |    |  |    |
| 184  | 3月8日  | 請求 | 教育委員会<br>学校給食センター   | H18、H19、H20、H21、H22、H23年度の学校給食センターのさく引目次及び歳出予算整理簿   | ・索引目次(平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度)<br>・歳出予算整理簿(節別)(平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度)  | 3月22日        | 一部開示     | 個人の氏名  | 条例7条第2号該当  | 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため及び特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため  |    |  |    |
| 185  | 3月8日  | 請求 | 総務部<br>総務課          | H18、H19、H20、H21、H22、H23年度の総務課のさく引目次   | 索引目次(平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度(開示請求日までの分))  | 3月22日        | 一部開示     | 1.個人の氏名<br>2.法人名<br>3.捜査事項照会書の発行者<br>4.開発事業紛争調停委員会の当事者名    | 1.条例7条第2号に該当<br>2.条例7条第3号に該当<br>3.条例7条第4号に該当<br>4.条例7条第7号に該当 | 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため<br>2.法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため<br>3.犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため<br>4.当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため |    |  |    |
| 186  | 3月8日  | 請求 | まちづくり推進部<br>都市拠点整備課 | H18、H19、H20、H21、H22、H23年度の都市拠点整備課のさく引目次及び歳出予算整理簿(H21、H22)   | 索引目次(平成18年度～平成23年度)<br>歳出予算整理簿(平成21年度～平成22年度)   | 3月22日        | 一部開示     | 発信/受信者及び契約の相手方の氏名  | 条例第7条第2号   | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため   |    |  |    |
| 187  | 3月13日 | 請求 | 環境部<br>ごみ減量推進課      | 平成23年度ごみ減量推進課文書番号 13、43、292、331、400、435、483、575、655、661、673、693、704、705、707   | 春日井市ごみ処理基本計画改定業務委託プロポーザル実施要領の制定について(伺)<br>監視及び測定すべき項目並びにその頻度の特定依頼について(回答)<br>指名競争入札の執行について(伺)<br>監視及び測定すべき項目並びにその頻度の特定依頼について(回答)<br>事故由来放射線物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について見直し等の執行について(伺)(23春ご第693号)<br>見直し等の執行について(伺)(23春ご第704号)<br>見直し等の執行について(伺)(23春ご第705号)<br>見直し等の執行について(伺)(23春ご第707号)                                      | 3月22日        | 全部開示     |  |  |  |    |  |    |
|      |       |    |                     |   | 平成22年度緊急雇用創出事業基金事業の実績報告について(伺)<br>一般廃棄物処理施設設備に係る用地選定手法の調査について(伺)<br>定期監査資料の提出について(伺)<br>平成23年度第3四半期一般廃棄物(ごみ)処分許可業者の業務量について一般廃棄物処理手数料の減免について(伺)  | 3月22日        | 一部開示     | ①氏名、住所、性別、年齢、就業状況<br>②法人印影<br>③職員のメールアドレス                  | ①条例第7条第2号<br>②条例第7条第3号及び4号<br>③条例第7条第7号                      | ①個人に関する情報であって特定の個人を識別できるため及び、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>②法人に関する情報であって権利利益を害するおそれがある及び犯罪防止のため。<br>③当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  |    |  |    |

| 整理番号 | 受付日   | 区分 | 担当課等              | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)   | 公文書の名称   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分                                  | 開示しないこととした根拠規定         | 当該規定を適用する理由   | 備考 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|----------|---|------------------------|---|----|
| 188  | 3月14日 | 請求 | 企画政策部<br>企画課      | H22年度、H23年度(3月14日現在)の企画課の索引目次  | 索引目次(平成22年度、平成23年度)  | 3月27日        | 一部開示     | 個人の氏名   | 条例7条第2号                | 特定の個人を識別することが出来る情報であるため   |    |
| 189  | 3月14日 | 請求 | 企画政策部<br>政策推進課    | H22年度、H23年度(3月14日現在)の政策推進課の索引目次  | 索引目次(平成22年度及び平成23年度(3月14日現在))  | 3月21日        | 全部開示     |   |                        |   |    |
| 190  | 3月14日 | 請求 | まちづくり推進部<br>建築指導課 | 大規模盛土造成地分布図(A-3)(カラー)  | 大規模盛土造成地分布図  | 3月26日        | 全部開示     |   |                        |   |    |
| 191  | 3月15日 | 請求 | 文化スポーツ部<br>スポーツ課  | H18、H19、H20、H21、H22、H23年度のスポーツ課のさく引目次及びH21、H22の歳出予算整理簿(スポーツ課)  | 平成18年度から平成23年度までの索引目次<br>平成21年度及び平成22年度歳出予算整理簿   | 3月29日        | 一部開示     | 契約の相手方欄の個人名義(歳出予算整理簿)<br>発信/受信者欄の個人名義(索引目次一覧) | 条例7条第2号                | 個人の氏名等が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため。  |    |
| 192  | 3月19日 | 請求 | 企画政策部<br>秘書課      | 秘書課の文書番号H22年度<br>29、59、111、159、173、189、218、249、266、302、324、349、392、427、458、497、532、558、591、611、633、662、702、727、762、780、809、823、857、879、908、927、952、974、991、1016、1061、1077、1105、1130、1134、1157、1177、1194、1210、1230、1245、1275、1314、1341、1367、1383、1411、209、1426-2、172、1414、14-2、951-2、1446、162、284、367、402、367-3、548、668、808、926、1023、1132、1148、1213、1313、1422、834、820、846、872、909、909-2、951、998、1239、1267、909 | 庁議事録について(伺)<br>市長就任に係る挨拶状の送付について(伺)<br>平成22年度の市町村課長表彰担当者名簿等について<br>平成23年度表彰担当者名簿の作成について(依頼)<br>高蔵寺分屯基地開庁五十二周年記念懇親会への敬意のお礼<br>ほか60件                                     | 3月29日        | 全部開示     |   |                        |   |    |
|      |       |    |                   |  | 庁議事録について(伺)<br>除籍抄本、刑罰等調書及び住民票の交付について(伺)<br>市政懇談会開催のお礼<br>市長交際費(3月分)の支出について<br>市長交際費(4月分)の支出について<br>ほか16件  | 3月29日        | 一部開示     | 個人の氏名、役職、生年月日、住所、本籍地、電話番号                     | 条例第7条第2号               | 個人の氏名、役職、生年月日、住所、本籍地、電話番号が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため  |    |
| 193  | 3月30日 | 請求 | 企画政策部<br>秘書課      | 秘書課の文書番号H22年度<br>1427、39、27、51、52、70、119、335、449、599-2、625、681、752、768、807、845、1033、1073、1097、1169、1174、1195、1174-2、1400、50、199、923、923-2、1193、1193-2、1196-4、366、345-3、228、582、844、585、760、861、872、1037、1131、1246、1260、37、258、1081、1119-2、1336、1365、1365-7、1423、1405、9、101、101-2、287、330、442-3、564、572、749、749-2、751、855、564-2、992、1005、928-2、1041、1056、1068、1255、1320、1359、1360-2、1365-5、1425               | 特定調達物品の調達状況について(伺)<br>平成22年度「担当組織目標シート」の提出について(伺)<br>平成22年度各部運営方針等の提出について(伺)<br>附属機関等の会議公開等に係る施行状況の報告について(依頼)<br>備品現在額報告書の提出について(伺)<br>ほか57件                           | 5月14日        | 全部開示     |   |                        |   |    |
|      |       |    |                   |  | 人事異動に伴う支出科目報告書の提出について<br>「組織及び事務分担表」及び「組織及び事務分担表に係る組織図」の取りまとめについて(依頼)<br>市長へのホットラインについて(伺)<br>テレビ設置状況調査について(伺)<br>「組織及び事務分担表」及び「組織及び事務分担表に係る組織図」の取りまとめについて(伺)<br>ほか11件 | 5月14日        | 一部開示     | ①個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレス・職員番号<br>②職員のメールアドレス    | ①条例第7条第2号<br>②条例第7条第7号 | ①個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスが記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため<br>②職員のメールアドレスが記録されており、適正な庶務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 |    |

資料2 平成23年度個人情報保護実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等         | 開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項 | 開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示等しないこととした部分   | 開示等しないこととした根拠規定  | 当該規定を適用する理由  | 備考 |
|------|--------|----|--------------|--|--|--------------|--------------|---|------------------|--|----|
| 1    | 5月2日   | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成23年1月1日～5月2日までの戸籍謄本の交付申請書                    | 戸籍証明等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年1月1日～平成23年5月2日)                                    | 5月10日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成23年1月1日から平成23年5月2日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。   |    |
| 2    | 6月6日   | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成22年5月20日～平成23年5月30日までの住民票(除票)及び戸籍の附票の申請書     | 住民票の写し等交付申請書<br>(申請期間 平成22年5月20日～平成23年5月30日)                                 | 6月15日        | 全部開示         |   |                  |  |    |
|      |        |    |              |  | 住民票の写し等交付申請書<br>住民票の写し等職務上請求書<br>(申請期間:平成22年5月20日～平成23年5月30日)                | 6月15日        | 一部開示         | (1) 使用者の氏名及び印<br>(2) 請求者の事務所の電話番号、職印、社印及び登録番号           | 条例第17条第3号及び第4号該当 | ・使用者の氏名及び印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。<br>・請求者の事務所の電話番号、職印、社印及び登録番号については、法人に関する情報であって、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 |    |
|      |        |    |              |  | 戸籍証明等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年5月20日～平成23年5月30日)                                  | 6月15日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成22年5月20日～平成23年5月30日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。  |    |
| 3    | 8月3日   | 請求 | 消防本部<br>消防署  | 私が平成23年4月15日に救急車で搬送された際の活動記録                   | 救急出場報告書  | 8月12日        | 全部開示         |   |                  |  |    |
| 4    | 9月22日  | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成22年4月23日～平成23年9月22日までの住民票及び戸籍に関する交付申請書       | 住民票(除票)の写しの交付について(依頼)<br>戸籍謄本等の写しの交付について(依頼)<br>(申請期間 平成22年4月23日～平成23年9月22日) | 10月6日        | 全部開示         |   |                  |  |    |
|      |        |    |              |  | 住民票の写し等職務上請求書<br>住民票の写し等交付申請書<br>戸籍謄本等職務上請求書<br>(申請期間:平成22年4月23日～平成23年9月22日) | 10月6日        | 一部開示         | (1) 請求者の事務所の電話、FAX番号、登録番号、職印及び社印<br>(2) 使用者の氏名、住所及び電話番号 | 条例第17条第3号に該当     | ・請求者の事務所の電話番号、FAX番号、登録番号、職印、社印及び使用者の氏名、住所、電話番号については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。                                     |    |
| 5    | 10月5日  | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成23年6月1日から平成23年10月3日までの戸籍に関する交付申請書            | 戸籍証明書等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年6月1日～平成23年10月3日)                                  | 10月12日       | 不開示<br>(不存在) |   |                  | 平成23年6月1日から平成23年10月3日までの申請期間については、戸籍証明書等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため  |    |
| 6    | 10月17日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成23年9月23日～平成23年10月17日までの住民票及び戸籍に関する交付申請書      | 戸籍証明等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年9月23日～平成23年10月17日)                                 | 10月28日       | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成23年9月23日～平成23年10月17日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。   |    |
|      |        |    |              |  | 住民票の写し等職務上請求書<br>(申請期間:平成23年9月23日～平成23年10月17日)                               | 10月28日       | 一部開示         | (1) 請求者の事務所の電話番号、登録番号及び職印<br>(2) 使用者の氏名、住所及び印           | 条例第17条第3号        | ・請求者の事務所の電話番号、登録番号、職印及び使用者の氏名、住所、印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。   |    |
| 7    | 11月15日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成23年11月2日～11月15日迄の住民票及び戸籍の附票の申請書。             | 住民票の写し等交付申請書<br>(申請期間 平成23年11月2日～平成23年11月15日)                                | 11月21日       | 全部開示         |   |                  |  |    |
|      |        |    |              |  | 戸籍の附票の交付申請書<br>(申請期間 (平成23年11月2日～平成23年11月15日)                                | 11月21日       | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成23年11月2日～平成23年11月15日までの申請期間については、戸籍の附票の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。   |    |
| 8    | 12月28日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成20年4月1日～平成23年12月28日までに申請された住民票               | 住民票の写し等交付申請書<br>(申請期間 平成20年4月1日～平成23年12月28日)                                 | 1月6日         | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成20年4月1日～平成23年12月28日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。   |    |
| 9    | 12月28日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課 | 平成23年6月28日から同年12月28日までの戸籍及び住民票に関する申請書          | 住民票の写し等交付申請書<br>戸籍証明書等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年6月28日～平成23年12月28日)                | 1月10日        | 不開示<br>(不存在) | —   | 不存在              | 平成23年6月1日から平成23年12月28日までの申請期間については、戸籍証明書等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有個人情報を保有していないため                                      |    |

| 整理番号 | 受付日    | 区分 | 担当課等           | 開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項  | 開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名                   | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容     | 開示等しないこととした部分               | 開示等しないこととした根拠規定 | 当該規定を適用する理由  | 備考 |
|------|--------|----|----------------|---|---|--------------|--------------|-----------------------------|-----------------|--|----|
| 10   | 12月28日 | 請求 | 市民生活部<br>市民課   | 平成23年6月28日から同年12月28日迄の戸籍及び住民票に関する申請書            | 戸籍証明書等の交付申請書<br>(申請期間 平成23年6月1日～平成23年10月3日)   | 1月10日        | 全部開示         |                             |                 |  |    |
|      |        |    |                |   | 住民票の写し等交付申請書<br>(申請期間 平成23年6月28日～平成23年12月28日) | 1月10日        | 不開示<br>(不存在) | —                           | 不存在             | 平成23年6月1日から平成23年12月28日までの申請期間については、戸籍証明書等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため   |    |
| 11   | 1月10日  | 請求 | 市民生活部<br>市民課   | 平成23年4月1日から平成24年1月10日までに申請された戸籍に関する申請書(戸籍謄本・抄本) | 戸籍証明書等の交付申請書(申請期間 平成23年4月1日～平成24年1月10日)       | 1月20日        | 不開示<br>(不存在) | —                           | 不存在             | 平成23年4月1日から平成24年1月10日までの申請期間については、戸籍証明書等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。   |    |
| 12   | 1月17日  | 請求 | 市民生活部<br>市民課   | 平成23年4月1日から平成24年1月10日までに申請された戸籍に関する申請書(戸籍謄本・抄本) | 戸籍証明書等の交付申請書(申請期間 平成23年4月1日～平成24年1月10日)       | 1月20日        | 全部開示         |                             |                 |  |    |
|      |        |    |                |   | 戸籍謄本等職務上請求書(申請期間:平成23年4月1日～平成24年1月10日)        | 1月20日        | 一部開示         | 請求者の事務所の電話番号、FAX番号、職印及び登録番号 | 条例第17条第4号に該当    | 請求者の事務所の電話番号、FAX番号、職印及び登録番号については、法人に関する情報であって、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 |    |
| 13   | 2月15日  | 請求 | 市民生活部<br>市民生活課 | 平成23年12月21日春日井市役所にて法律相談にて相談した内容及び記録             | 法律相談記録票                                       | 2月15日        | 全部開示         |                             |                 |  |    |

資料 平成23年度会議公開実施状況一覧

| 担当課        | 附属機関等の名称            | 公開非公開<br>の状況 | 会議開催数 |     | 傍聴<br>人数 |
|------------|---------------------|--------------|-------|-----|----------|
|            |                     |              | 公開    | 非公開 |          |
| 秘書課        | 表彰審査委員会             | 非公開          |       | 1   | —        |
| 企画課        | 総合計画審議会             | 公開           | 0     |     | 0        |
|            | 行政改革推進委員会           | 公開           | 0     |     | 0        |
| 政策推進課      | 総合計画推進市民委員会         | 公開           | 5     |     | 14       |
| 総務課        | 開発事業紛争調停委員会         | 公開           | 0     |     | 0        |
|            |                     | 非公開          |       | 0   | —        |
|            | 情報公開・個人情報保護審査会      | 非公開          |       | 8   | —        |
| 人事課        | 特別職報酬等審議会           | 公開           | 2     |     | 4        |
| 市民安全課      | 防災会議                | 公開           | 1     |     | 3        |
|            | 国民保護協議会             | 公開           | 0     |     | 0        |
| 交通対策課      | 地域公共交通会議            | 公開           | 1     |     | 3        |
|            | 自転車等駐車対策協議会         | 公開           | 0     |     | 0        |
| 市民活動支援センター | 市民活動支援センター運営委員会     | 公開           | 2     |     | 6        |
| 男女共同参画課    | 男女共同参画審議会           | 公開           | 6     |     | 26       |
| 青少年女性センター  | 青少年女性センター運営委員会      | 公開           | 2     |     | 1        |
| 勤労青少年ホーム   | 勤労青少年ホーム運営委員会       | 公開           | 2     |     | 1        |
| 市民活動推進課    | 市民憲章審議会             | —            | —     | —   | —        |
|            | 市民活動促進のための基本指針策定委員会 | 公開           | 3     |     | 5        |
| 市民生活課      | 社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会  | 非公開          |       | 0   | —        |
| 文化課        | 春日井市民会館運営審議会        | 一部公開         | 0     |     | 0        |
|            | 市民会館の整備に関する検討委員会    | 公開           | 4     |     | 4        |
| スポーツ課      | スポーツ表彰審査会           | 非公開          |       | 1   | —        |
| 生涯学習課      | 生涯学習審議会             | 公開           | 2     |     | 2        |
| 道風記念館      | 道風記念館運営協議会          | 公開           | 1     |     | 0        |
| 健康増進課      | 健康施策等推進協議会          | 公開           | 4     |     | 8        |
|            | 救急医療対策協議会           | 公開           | 1     |     | 5        |
|            | 予防接種健康被害調査委員会       | 非公開          |       | 0   | —        |
|            | 〇157対策連絡会           | —            | —     | —   | —        |
|            | 保健予防調整会             | —            | —     | —   | —        |

| 担当課     | 附属機関等の名称             | 公開非公開<br>の状況 | 会議開催数 |     | 傍聴<br>人数 |
|---------|----------------------|--------------|-------|-----|----------|
|         |                      |              | 公開    | 非公開 |          |
| 高齢福祉課   | 高齢者総合福祉計画推進協議会       | 公開           | 5     |     | 32       |
|         | 地域福祉計画推進協議会          | 公開           | 1     |     | 3        |
|         | 老人ホーム入所判定委員会         | 非公開          |       | 4   | —        |
|         | 福祉有償運送運営協議会          | 一部公開         | 1     |     | 3        |
|         | 民生委員推薦会              | 非公開          |       | 0   | —        |
| 介護保険課   | 介護認定審査会              | 公開           | 0     |     | 0        |
|         | 〃 (合議体)              | 非公開          |       | 338 | —        |
|         | 地域包括支援センター運営等協議会     | 公開           | 3     |     | 4        |
|         | 高齢者虐待防止連絡協議会         | 公開           | 1     |     | 2        |
| 障がい福祉課  | 障がい程度区分判定審査会         | 非公開          |       | 28  | —        |
|         | 障がい者施策推進協議会          | 公開           | 5     |     | 41       |
|         | 地域自立支援協議会            | 一部公開         | 3     |     | 23       |
| 保険医療年金課 | 国民健康保険運営協議会          | 公開           | 2     |     | 6        |
| 子ども政策課  | 子ども・若者総合支援地域協議会      | 非公開          |       | 1   | —        |
|         | 次世代育成支援対策地域協議会       | 公開           | 1     |     | 2        |
| 保育課     | 障がい児保育審査委員会          | 非公開          |       | 2   | —        |
| 環境政策課   | 環境審議会                | 公開           | 4     |     | 9        |
| ごみ減量推進課 | 廃棄物減量等推進審議会          | 公開           | 4     |     | 14       |
| 経済振興課   | 商工業振興審議会             | 公開           | 0     |     | 0        |
| 農政課     | 農業振興地域整備計画検討委員会      | 公開           | 0     |     | 0        |
| 都市政策課   | 都市計画審議会              | 公開           | 2     |     | 2        |
|         | 町名等審議会               | 公開           | 0     |     | 0        |
|         | 都市景観審議会              | 公開           | 1     |     | 0        |
| 都市整備課   | 尾張都市計画事業松河戸土地区画整理審議会 | 一部公開         | 1     |     | 0        |
|         | まちづくり交付金評価委員会        | 公開           | 0     |     | 0        |
| 建築指導課   | 建築審査会                | 非公開          |       | 6   | —        |
|         | 開発審査会                | 非公開          |       | 6   | —        |
|         | 旅館等建築審査会             | 非公開          |       | 0   | —        |
| 公園緑地課   | 緑の審議会                | 公開           | 1     |     | 0        |

| 担当課     | 附属機関等の名称                     | 公開非公開<br>の状況 | 会議開催数 |     | 傍聴<br>人数 |
|---------|------------------------------|--------------|-------|-----|----------|
|         |                              |              | 公開    | 非公開 |          |
| 勝川管理課   | 尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地<br>区画整理審議会 | 一部公開         | 2     |     | 1        |
| 消防本部総務課 | 消防賞じゅつ金等審査委員会                | —            | —     | —   | —        |
| 学校教育課   | 藤山台中学校区学校規模適正化地域協<br>議会      | 公開           | 0     |     | 0        |
|         | 通学区域審議会                      | 公開           | 0     |     | 0        |
|         | いじめ・不登校対策協議会                 | 非公開          |       | 2   | —        |
|         | 学校保健結核対策委員会                  | 非公開          |       | 2   | —        |
|         | 就学指導委員会                      | 非公開          |       | 3   | —        |
|         | 放課後なかよし教室運営委員会               | 公開           | 1     |     | 1        |
| 文化財課    | 文化財保護審議会                     | 公開           | 2     |     | 1        |
| 図書館     | 図書館協議会                       | 公開           | 2     |     | 5        |
|         | 子ども読書活動推進計画策定委員会             | 公開           | 0     |     | 0        |
| 給食センター  | 学校給食センター運営委員会                | 公開           | 2     |     | 0        |
| 市民病院管理課 | 市民病院事業評価委員会                  | 公開           | 1     |     | 5        |
| 企画経営課   | 下水道基本計画策定検討委員会               | 公開           | 3     |     | 13       |
|         | 水道事業運営研究会                    | 公開           | 0     |     | 0        |
|         |                              |              | 84    | 402 | 249      |

※非公開で行われた会議の402回のうち、介護認定審査会（合議体）が338回になっています。

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が平成 23 年 6 月 6 日付け 23 春教学第 391 号で行った公文書不開示決定は妥当でなく、別表 1 欄第 1 項から第 14 項に掲げる公文書を開示請求に係る公文書として特定した上で、別表 2 欄に掲げる部分を除き開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成 23 年 6 月 6 日付け 23 春教学第 391 号により市教育委員会が行った不開示決定を取り消し、これまで行われた同類の「教員処分案件」に対する情報公開請求の場合と同様の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) これまで何度か、市教育委員会に対して、教職員の非違行為関係文書の開示請求を行い、市教育委員会は、条例第 7 条第 2 号により「一部開示」としてきた。この市教育委員会の判断は、了解できるものであるが、今回の「不開示」については容認できない。
- (2) 教育委員会会議に「教員の処分について」との議題を上程し、その会議録を公開しておきながら、情報公開制度により、同事案の内容を確認する者に対し「一切答えることができない」（不開示）とする姿勢が理解できない。
- (3) 愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は「事故報告について」と題する文書を市町村教育委員会に通知し、教職員の事故（非違行為を含む）発生時に、どのような文書を作成・提出するのか等、その手続きを定めている。市教育委員会は、今回、例えば「非違行為報告書」という公文書の名称さえも開示しなかったが、開示した場合、「特定の個人を識別できる」わけでもないし、「個人の権利利益を害するお

それがある」わけでもない。つまり、条例第7条第2号により対象文書の全部を「不開示」とするには無理がある。

- (4) 市教育委員会担当者より「最大限人権に配慮した結果、不開示とした」旨聞いた。人権に配慮することを否定するものではないし、それにより、他の処分案件の開示の場合と比較し、不開示部分が多少増えることがあるかもしれないが、それを理由として「不開示」（しかも、当該事件そのものを不存在化する）とすることは認めることができない。よって、個人情報等を除き開示を求める。
- (5) 市教育委員会は「県教育委員会が規定する「懲戒処分の公表基準」に基づき、公表しないものとした案件の情報であって、公にすることにより、県教育委員会との信頼関係が著しく損なわれると認められるため。」と述べ条例第7条第5号に該当すると主張している。公表することにより、「県教育委員会との関係が著しく損なわれる」ならば、条例第7条第5号に該当する場合として、市教育委員会の判断を尊重してもよいが、市教育委員会が電話で確認した内容が疑問である。
- (6) 私は、平成23年6月10日付けで県教育委員会に対し、「2011.2.1～2011.5.31に尾張教育事務所管内の市教育委員会から提出された非違行為に関するすべての文書（ただし、体罰事案を除く。）。」という公文書開示請求を行った。
- (7) 県教育委員会が私に一部開示した文書は、速度制限違反事案等であり、「不開示」事案は1件であった。この「不開示」事案が「わいせつ事案」であり「懲戒免職」処分であったことは、私が県教育委員会より提供を受けていた「小中分限懲戒処分綴」から容易に確定できる。また、市教育委員会の処分案件が「不開示」であることから、「わいせつ事案」であることも容易に推察できる。
- (8) これらについては、「推察にすぎない」と一蹴されるかもしれないが、県教育委員会は市教育委員会と異なり「不開示」処分において、行政文書名を明記しており、市教育委員会との扱いが異なる。
- (9) 県教育委員会は毎年、文部科学省（以下「文科省」という。）に教職員の懲戒処分等の状況を報告している。文科省は、都道府県教育委員会の報告を基に、毎年、「教職員に係る懲戒処分の状況」を公表しているが、わいせつ事案等を含め、各事件の処分内容・処分年月日等表示している。つまり、県教育委員会は公表されることを前提に文科省に提出しているのである。県教育委員会は、平成22年度分についても、文科省に提出するという。この点は不開示とする県教育委員会も、明らかに矛

盾しているが、今回、市教育委員会はどのように確認したのか疑問である。

- (10) 市教育委員会は、不開示理由説明書において、「被害者が事件の公表を望まない場合」として、不開示処分を行ったとの記載がないが、それについても不開示理由としていると推察されるので、その点についても述べておく。例えば、体罰事案を調べていると、「うちの子が悪いことをしたので」と体罰を容認する保護者の存在を確認する場合があるが、保護者が、「うちの子が悪いので、この件は一切表に出さないで」と主張した場合、市教育委員会は「不開示」とするのか。もし、保護者らの意向により「不開示」となれば、非違行為発生時に、市教育委員会・校長が、被害者や保護者らに「公表を望まない」旨の一筆を依頼しかねない。長年、事なかれ主義・隠ぺい体質の市教育委員会を見てきた者の率直な思いである。「公表を望まない」ことを根拠にする場合の判断基準を明確にするよう求める。
- (11) 市教育委員会は、本件教員処分が「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 号及び第 3 号による懲戒処分のことである。」と記している。地方公務員法第 27 条第 1 項は「すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」と定めている。ここにいう「公正」の意味は、「処分を行うかどうかの決定及びその処分の種類、程度の決定が公平かつ適正になされること」との理解が一般的である。このことは当然、行政による「公正な処分」、「市民に対する説明責任」が義務付けられる。市民が説明を求めたならば、その場合、一定の関係公文書を提示し説明することは行政としての責務である。その意味でも、市教育委員会の事件の存在そのものを抹消しようとするがごとき姿勢は容認できない。
- (12) 私は、春日井市立小学校に勤務する一教員である。これまで、市教育委員会は、自らの管理監督能力が疑問視されたくないのか、例えば体罰等の非違行為が発生しても、我々現場教員に周知し、注意喚起することを怠ってきた。
- (13) 私は、県教育委員会小中学校人事グループの管理主事に直接確認したが、県教育委員会は、市町村教育委員会の担当者会議において「(県立校を含め、県下で発生した全事案の周知は無理にしても) 配下校・周辺市教育委員会配下校において発生した非違行為について、教職員に周知し、注意喚起するよう指導してきた。」とのことである。悲しいかな、隠ぺい体質の我が市教育委員会においては、この当たり前のこ

とがなされてこなかったのである。

- (14) 本件処分事案についても、私は市教育委員会会議の議題を見て知ったのである。勤務校の校長に、本件処分事案に関する市教育委員会の指導等の有無を確認したが、「聞いた記憶がない」とのことであった。
- (15) 私も、被害者のことを考えると気が重くなるが、仮にわいせつ事案であるとしても、人権に十分配慮し、我々現場の教職員に周知していたならば、開示請求をしなかったかもしれない。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求を不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示の理由について

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。
- (2) 県教育委員会が規定する懲戒処分の公表基準（以下「公表基準」という。）に基づき、公表しないものとした案件の情報であって、公にすることにより、県教育委員会との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。
- (3) 本件対象文書は、県教育委員会の懲戒処分の手続きに沿って作成されたものという認識をしており、今回の事案については県教育委員会が作成した公表基準に基づいて事案の内容を公表しないものと県教育委員会から指示されていると受け取っている。
- (4) 異議申立人が県教育委員会から情報公開請求や資料提供によって取得している情報の範囲も考慮して懲戒処分の事案が発生した市町村の特定がされないように、不開示決定を行った。

#### 2 本件異議申立てに係る開示請求及び開示決定等について

本件異議申立てに係る開示請求は、平成23年3月18日に開催された3月臨時教育委員会の会議録（非公開とした会議部分に係る会議録を含む。）及び、平成23年3月18日の教育委員会会議において審議された教員の処分に関する全ての文書である。教育委員会会議録については全部開示決定をし、教員の処分に関する文書については不開示決定をした。

#### 3 平成23年3月18日の教育委員会会議において審議された教員の処分について

「平成23年3月18日の教育委員会会議において審議された教員の処分」(以下「非違行為事案」という。)とは、県教育委員会が当市公立学校教職員に対して行った地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号による懲戒処分のことである。

#### 4 非違行為事案に係る公表対象該当性の確認

市教育委員会は県教育委員会に対して、当該非違行為事案の公表対象の該当性について電話で問い合わせ、県教育委員会が被害者の人権に配慮し、公表基準に規定している「3公表の例外」を適用し、公表しないとして取り扱っている旨確認した。

以上により、本件対象文書については、4の確認を踏まえ、県教育委員会との信頼関係に基づき、当該非違行為事案の全部を不開示決定したことは妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成23年6月6日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成23年6月15日 異議申立てのあった日
- 3 平成23年7月20日 諮問のあった日
- 4 平成23年7月20日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成23年8月8日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成23年9月13日 諮問実施機関の説明、審議
- 8 平成23年10月7日 審議
- 9 平成23年11月4日 審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件開示請求に係る公文書の特定について

本件公文書開示請求に対し、諮問実施機関は、対象文書を特定することなく不開示決定を行っている。

その理由について、諮問実施機関は、県教育委員会が同委員会において定める公表基準に基づき今回の事案の内容を公表しないものとしており、同委員会から公表しないよう指示されているためであるとし、異議申立人に既に公開されている情報の範囲を考慮したためとも説明している。

しかし、公文書不開示決定通知書(春日井市情報公開条例施行規則(平成12年春日井市規則第46号)第4号様式。以下「不開示決定通知書」という。)には、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに

足りる事項」を記載すべきものとされている。この点、公文書開示請求書（同規則第1号様式）においても同様に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載が求められているが、公文書の具体名を把握できないことが多い開示請求者と、当該公文書を自身で保有している実施機関とでは、記載事項に求められる具体性の程度は自ずと異なってくると考えなければならない。

また、公文書不開示決定を行う場合には、春日井市行政手続条例（平成8年春日井市条例第37号）第8条第1項の規定に基づき、開示請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示さなければならないものとされているが、対象文書を具体的に特定しないままでは、十分な拒否理由の提示は困難である。

たしかに、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものとされており（条例第10条）、事案によっては、これに準じて、対象文書の具体名を明らかにしないまま不開示決定をすることが妥当である場合もあり得るとは考えられる。

しかし、本件については、対象文書の具体名を明らかにすることで不開示情報を開示することとなると認めるべき事情は存在しない。現に、県教育委員会は、異議申立人の同委員会に対する平成23年6月10日付け開示請求に対し、本件と同一事案と考えられる事案に係る公文書について、7つの具体的文書名を挙げたうえで不開示決定を行っているのである。

本件に関しても、諮問実施機関は、不開示決定通知書の「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」欄には、個別具体的な公文書の名称を記載すべきであった。

## 2 本件対象文書について

本件開示請求において、異議申立人が開示を求めている文書は、公文書開示請求書上の記載によれば「2011. 3. 18 の教育委員会会議において審議された教員の処分に関するすべての文書」である。

諮問実施機関がこれに該当するものとして、当審査会の求めに応じて提示した文書の名称及び内容は、次のとおりである。

### ① 非違行為に関する速報

学校が市教育委員会宛てに非違行為が発生したことを報告する最初の文書であり、非違行為に係る教職員（以下「当該職員」という。）、非違行為の内容、状況等が記載されている。

② 非違行為について（伺）

市教育委員会が県教育委員会及び愛知県教育委員会尾張教育事務所（以下「尾張教育事務所」という。）に非違行為の発生を報告するための決裁文書であり、ア起案書、イ非違行為について（報告）、ウ教職員の非違行為について（報告）、エ非違行為報告書、オ校長意見書、カ本人申立書、キ履歴書で構成されている。

③ 非違行為について（報告）（写）

②の決裁後、尾張教育事務所及び県教育委員会へ提出された文書の写しであり、②のイからカで構成されている。

④ 教員の処分について（内申）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 38 条に基づき、市教育委員会が県教育委員会へ教員の処分についての内申を行うための決裁文書であり、ア起案書、イ教員の処分について（内申）、ウ教員の処分について（内申）、エ意見書で構成されている。なお、イ及びウはそれぞれ市教育委員会から尾張教育事務所長及び県教育委員会宛ての文書である。

⑤ 教員の処分について（内申）（写）

④の決裁後、尾張教育事務所を経由して県教育委員会へ提出した文書の写しであり、④のイからエで構成されている

⑥ 教員の解雇予告除外認定の申請について

懲戒免職の処分をするにあたり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項ただし書き後段及び第 3 項の規定に基づいた申請であり、ア教員の解雇予告除外認定の申請について、イ解雇予告除外認定申請書で構成されている。

⑦ 解雇予告除外認定について（伺）

⑥の県教育委員会からの申請を認定するための決裁文書であり、ア起案書、イ解雇予告除外認定についてで構成されている。

⑧ 解雇予告除外認定について（写）

⑦の決裁後、県教育委員会へ提出した文書の写しであり、⑦のイの文書と同様である。

⑨ 教員の処分について（通知）

尾張教育事務所を経由して県教育委員会から市教育委員会宛てに発信された職員の懲戒処分についての文書であり、ア教員の処分について（通知）、イ教員の処分について（通知）、ウ辞令、エ退職手当支給制限処分書、オ処分事由説明書で構成されている。なお、アについて

は尾張教育事務所長、イについては県教育委員会教育長から発信された文書である。

⑩ 校長の処分について（協議）

当該職員が所属する学校長の処分について県教育委員会と協議をするための決裁文書であり、ア起案書、イ校長の処分について（協議）、ウ教員の処分について（協議）、エ意見書、オ履歴書で構成されている。

⑪ 校長の処分について（協議）（写）

⑩の決裁後、尾張教育事務所を経由して県教育委員会へ提出した文書の写しであり、⑩のイからエで構成されている。

⑫ 公立学校長の処分について（通知）

尾張教育事務所を経由して県教育委員会から発送された校長の処分についての文書であり、ア公立学校長の処分について（通知）、イ公立学校長の処分について（通知）、ウ訓告（案）で構成されている。アについては尾張教育事務所長、イについては県教育委員会教育長から発信された文書である。

⑬ 教員の処分について

校長の処分を行ったことを県教育委員会へ報告するための決裁文書であり、ア起案書、イ教職員の処分について（報告）、ウ訓告で構成されている。

⑭ 教職員の処分について（報告）

⑬の決裁後、県教育委員会へ提出した文書であり、⑬のイ及びウで構成されている。

3 不開示情報該当性について

諮問実施機関は、不開示理由説明書及び口頭説明において、本件対象文書の全てが条例第7条第2号及び第5号に該当することから不開示としたと述べているため、その該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプ

ライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することのできる情報及び個人の正当な権利利益を害するものは不開示とすることを定めたものである。

一方、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するために開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書きアからエまでにおいて当該情報を規定している。

#### イ 条例第7条第2号該当性の判断基準について

諮問実施機関は、被害者及びその家族（以下「被害者側」という。）が事件の公表を望んでいないことから、県教育委員会が公表基準に基づき事案の内容を公表しておらず、開示することによって被害者側の権利利益を害するおそれがあるため、本件対象文書の全てが条例第7条第2号に該当するとしている。

しかし、公表基準に基づき非公表とすべき事案であるということ自体は、直ちに本件対象文書の内容が条例上の不開示情報に該当するということの意味しない。条例第7条第2号に該当することを理由として不開示とすべきか否かについては、あくまで同号に定める要件に即して判断すべきものである。

被害者側から非公表の要望がある点については、条例第7条第2号該当性の判断において考慮すべき要素の一つではあるが（特に「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かの判断に当たって）、当該要望の有無のみで開示の適否が決定せられるものではない。

#### ウ 条例第7条第2号該当性について

上記を踏まえ、諮問実施機関が本号に該当するとして全部不開示とした本件対象文書について個別に検討する。

##### ① 非違行為に関する速報

非違行為に関する速報は、発信日時、発信者、受信者、当該職員、非違行為の内容及び状況等の項目で構成されている。

##### (ア) 発信者について

発信者については、当該職員が所属する学校の管理職の氏名が記載されている。これが開示された場合、当該職員の所属していた学校名の識別に繋がることになる。学校名のみからは、特定の個人を識別することはできないが、学校経営案等の他の

情報と照合することで、当該職員の範囲を絞り込むことができ、それにより当該職員の氏名を特定することが相当な程度可能となり、ひいては、当該非違行為により害を蒙った者（以下「被害者」という。）を特定することが相当な程度可能となると考えられる。

したがって、発信者に関する情報は、被害者について、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するか、そうでないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものといえることから、発信者名は不開示とするのが相当である。

(イ) 当該職員について

当該職員については、学校名（学校の種別含む。以下同じ）、職・氏名、生年月日、年齢及び性別が記載されている。

学校の種別（小、中学校の別）については、開示することで被害者がある程度絞り込むことになるものの、被害者を特定するには及ばないと思われるが、被害者側が事件の公表を望んでいないことを考慮すれば、学校の種別が明らかになることで、被害者側の権利利益を害するおそれがあると言えるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

その他の情報についても、(ア)と同様に、被害者について、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するか、そうでないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものといえることから、不開示とするのが相当である。

(ウ) 非違行為の内容

非違行為の内容には日時、場所、概要が記載されている。

日時には非違行為を当該職員に確認した日付と時間が記載されている。このうち日付は、開示することで特定の個人を識別することはできないが、被害者からすると、非違行為の内容の事実確認がなされた日付であり、開示することによって被害者が不快の念を抱くことは容易に想像でき、このような被害者の感情に配慮をすることで被害者の権利利益を害する恐れを防ぐことができると言えるため、日付は本号本文に該当し、不

開示とするのが相当である。

場所については、非違行為の発生した場所が記載されており、開示することによって、被害者の特定に繋がるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

概要については、非違行為に至るまでの経緯及び非違行為の内容が記載されている。非違行為に至るまでの経緯については、開示することによって被害者の特定に繋がることになる。また、非違行為の内容を開示することにより被害者の権利利益を害するおそれがある。よって、概要については本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

(エ) 状況等

状況等には、当該職員、被害者とその家族等の受け止め方、報道機関等の取材、その他についての記載がある。

当該職員には、所属校での在職年数、職名、学校での指導状況について記載されている。このうち、在職年数は、学校経営案等の他の情報と照合することで、当該職員を識別することができる。また、職名についても、当該職員の範囲を絞り込むことのできる記載があるため、開示することにより、当該職員の氏名を特定することが相当な程度可能となる。このことにより、被害者の特定も相当程度可能となることから、在職年数及び職名については本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。学校での指導状況については、学校の種別が判別できる部分については(イ)の理由から不開示とするのが相当であるが、それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

被害者とその家族等の受け止め方には、被害者側の家庭状況や率直な心情を吐露する記載が見受けられ、開示することで、被害者側の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し不開示とするのが相当である。ただし、記載部分のうち、学校側の対応及び被害者側の一般的な発言部分については、被害者の権利利益を害するものとは考えられないため本号本文該当性を認められない。

(オ) その他

その他については、学校側の不祥事防止への指導の状況、当該職員及び被害者の事件後の状況が記載されている。

当該職員的事件後の状況には、当該職員の氏及び非違行為発

生後の職員の行動が記載されている。職員の氏については、(ア)と同様に、また、非違行為発生後の職員の行動については、開示することで非違行為発生後の職員の行動が明らかになり、当該職員が特定されることによって被害者が特定されることに繋がるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

被害者の事件後の状況には、被害者の心身の状況が記載されており、被害者個人を特定することはできないが、開示することで被害者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

それ以外の部分については、被害者の権利利益を害する恐れはないため本号本文該当性を認められない。

## ② 非違行為について (何)

当該文書は、起案書、非違行為について (報告)、教職員の非違行為について (報告)、非違行為報告書、校長意見書、本人申立書、履歴書で構成されている。

### (ア) 起案書

起案書には文書番号、起案日、決裁日、発送／施行日、起案者の所属及び氏名、宛先、発信者の職名、決裁者の印影、件名及び起案理由が記載されている。

審査会で見分したところ、起案者氏名、発信者の職名及び決裁者印影については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

### (イ) 非違行為について (報告)

非違行為について (報告) には、文書番号、発信日、宛先、発信者の職名及び氏名、文書件名、報告文が記載されている。

このうち、報告文には当該職員が所属する学校名が記載されている。学校名については、①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。

発信者の職名及び氏名については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

### (ウ) 教職員の非違行為について (報告)

教職員の非違行為について (報告) は、当該職員の所属する

学校長から県教育委員会、尾張教育事務所及び市教育委員会宛での文書であり、文書番号、発信日、宛先、発信者である校長の所属校、氏名及び職印、件名、報告文が記載されている。

このうち、文書番号には学校名が含まれており、①(ア)(イ)と同様に学校名及び学校種別の部分については、不開示とするのが相当である。また、発信者の所属校も同じ学校名であり、不開示とするのが相当である。

校長の氏名及び職印についても、学校名の特定に容易に繋がる情報であることから、同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

#### (エ) 違行為報告書

非違行為報告書には、作成者、当該職員、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、相手の状況、事後措置が記載されている。

作成者には、校長の氏名及び私印が記載されており、②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。

当該職員の所属、氏名、生年月日、年齢、性別については、①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。

採用年月日、本県勤務年数及び現所属発令年月日については、当該情報を組み合わせること及び学校経営案等の他の情報と照合することにより、当該職員を特定し、被害者の特定をすることとなるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

発生日時等については、開示することで特定の個人を識別することはできないが、被害者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

発生場所については、開示することによって、被害者の特定に繋がるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

概要については、非違行為に至るまでの経緯、非違行為の内容及び非違行為発生後の対応が記載されている。経緯及び内容については、「非違行為に関する速報」の概要を詳細に記載したものであり、開示することで被害者を識別することができる。また、被害者を識別できる部分を除いたとしても、被害者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示

とするのが相当である。非違行為発生後の対応の部分については、非違行為の内容、被害者の家族の状況、心身の状況等が記載されているため、開示することで被害者側の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。ただし、非違行為の事実確認、謝罪、事情説明については、非違行為が発生した際には一般的に行われることであり、被害者側の権利利益を害するとは言えず、本号本文該当性を認められない。

相手の状況には、被害者の氏名、年齢、負傷等の状況、相手方の主張が記載されている。被害者の氏名及び年齢については、個人を特定することができるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。負傷等の状況については、被害者の負傷の状況、非違行為発生後の様子等が記載されており、開示することによって被害者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示が妥当である。相手方の主張については、「非違行為に関する速報」の被害者とその家族の受け止め方を詳細に記載したものであり、開示することで、被害者側を識別することはできないが、権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。ただし、記載部分のうち、被害者側の一般的な発言部分については、開示しても被害者の権利利益を害するとは言えず、本号本文該当性を認められない。

事後措置については、非違行為が発覚してからの経過が記載されている。当該部分の日付、当該職員に関すること及び被害者側に関する部分については、当該職員を特定し、被害者の特定に繋がる部分や、被害者側の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当であるが、それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(オ) 校長意見書

校長意見書には、学校名、当該職員の職名及び氏名、事由、校長意見、日付、校長の氏名及び職印が記載されている。このうち、学校名及び当該職員の氏名については①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。また、校長の氏名及び職印についても②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。

校長意見の部分には、当該職員に関すること、非違行為発覚

の経緯、非違行為発生後の対応について記載されている。このうち、当該職員に関することについては、開示することによって当該職員を特定し、被害者を特定することに繋がる情報であるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。また、非違行為発覚の経緯及び発生後の対応部分において、当該職員の氏名が記載されている部分についても、①(ア)と同様に、被害者側に関する記述部分については、開示することによって被害者が識別され、又は被害者側の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(カ) 本人申立書

本人申立書は日付、当該職員の氏名及び私印、申し立ての部分で構成されている。この申立書は当該職員の自筆によって作成されたものであり、開示することによって筆跡から当該職員が特定されることにより、被害者の特定に繋がる情報であるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

(キ) 履歴書

履歴書については当該職員の氏名、生年月日、性別、住所、学歴、資格、学業・任免・賞罰等の履歴事項の記載及び顔写真の掲載が認められる。履歴書については、開示することによって当該職員を特定することになり、被害者の特定に繋がる情報であるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

③ 非違行為について（報告）（写）

②の決裁後、尾張教育事務所及び県教育委員会へ提出された文書の写しであり、当審査会で見分したところ、②の非違行為について（報告）、教職員の非違行為について（報告）、非違行為報告書、校長意見書、本人申立書と同じ文書である。よって、開示、不開示の判断は②(イ)から(カ)と同様である。

④ 教員の処分について（内申）

地教行法第 38 条に基づき、市教育委員会が県教育委員会へ教員の処分についての内申を行うための文書であり、起案書、教員の処分について（内申）（尾張教育事務所長及び県教育委員会宛て）、意見書で構成されている。

(ア) 起案書

起案書には文書番号、起案日、起案者の所属及び氏名、宛先、

発信者の職名、決裁者印影、件名及び起案理由が記載されており、審査会で見分したところ、起案者及び決裁者印影については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(イ) 教員の処分について（内申）

尾張教育事務所長宛ての文書であり、文書番号、日付、宛先、発信元、文書件名、報告文が記載されている。審査会で見分したところ、当該文書については、本号本文該当性を認められない。

(ウ) 教員の処分について（内申）

県教育委員会宛ての文書であり、文書番号、日付、宛先、発信元、文書件名、内申の内容が記載されている。

このうち内申の内容については、学校名、当該職員の氏名が記載されている部分があり、これらについては①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(エ) 意見書

意見書は内申についての市教育委員会の意見が記載されており、意見の部分については、非違行為等の防止に関する指導方法、本件非違行為に対する弁明、懲戒処分の内容に関する意見で構成されている。このうち、非違行為に対する弁明の部分に学校名及び被害者に関する記述が認められ、学校名については①(ア)(イ)と同様に、被害者について、開示することによって、他の情報と照合することにより被害者個人を識別することができるか、そうでなくても、被害者の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

⑤ 教員の処分について（内申）（写）

④の決裁後、尾張教育事務所を経由して県教育委員会へ提出した文書の写しであり、④の教員の処分について（内申）（尾張教育事務所長及び県教育委員会宛て）、意見書と同じ文書である。よって、開示、不開示の判断は④(イ)から(エ)と同様である。

⑥ 教員の解雇予告除外認定の申請について

懲戒免職の処分をするにあたり、労働基準法の規定に基づいた

申請であり、教員の解雇予告除外認定の申請について、解雇予告除外認定申請書で構成されている。

教員の解雇予告除外認定の申請には、文書番号、日付、宛先、発信元、件名及び申請文が記載されている。このうち、申請文には学校名及び当該職員の職名が記載されている。学校名については①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。また、職名については、当該職員の範囲を絞り込むことのできる記載があり、当該職員の識別に繋がり、それにより被害者を特定することが相当な程度可能であると言わざるを得ない。よって不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

解雇予告除外認定申請書には、宛先、任命権者の名称及び職印、事業の種類、名称、所在地、労働者氏名、生年月日、性別、雇用年月日、業務の種類、労働者の責に帰すべき事由が記載されている。

事業の名称及び所在地には学校名及び学校の住所が記載されている。学校名については①(ア)(イ)と同様に不開示が相当であり、学校の住所についても開示することで学校名を特定することが可能なため①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。労働者の氏名、生年月日、性別については①(ア)と同様に、雇用年月日については②(エ)と同様に不開示とするのが相当である。業務の種類には当該職員の範囲を絞り込むことのできる記載があり、当該職員の識別に繋がり、それにより被害者を特定することが相当な程度可能であると言わざるを得ない。よって不開示とするのが相当である。労働者の責に帰すべき事由には、当該職員の氏名及び非違行為の内容が記載されており、それぞれ①(ア)及び①(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

#### ⑦ 解雇予告除外認定について (何)

⑥の県教育委員会からの申請を認定するための決裁文書であり、起案書、解雇予告除外認定についてで構成されている。

##### (ア) 起案書

起案書には文書番号、起案日、決裁日、発送／施行日、完結日、起案者の所属及び氏名、宛先、発信者の職名、決裁者印影、件名及び起案理由が記載されている。このうち起案理由に記載

されている学校名、当該職員の職及び氏名、非違行為の内容については、それぞれ①(ア)(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。起案者氏名、発信者の職名及び決裁者の印影については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(イ) 解雇予告除外認定について

解雇予告除外認定については、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、内容が記載されている。このうち内容部分については学校名、当該職員の氏名及び職名が記載されている。学校名及び当該職員の氏名については①(ア)(イ)と同様に、職名については、当該職員の範囲を絞り込むことのできる記載があり、当該職員の識別に繋がり、それにより被害者を特定することが相当な程度可能であると言わざるを得ないため不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

⑧ 解雇予告除外認定について (写)

⑦の決裁後、県教育委員会へ提出した文書の写しであり、⑦の解雇予告除外認定についてと同じ文書である。よって、開示、不開示の判断は⑦(イ)と同様である。

⑨ 教員の処分について (通知)

尾張教育事務所を經由して県教育委員会から市教育委員会宛てに発信された当該職員の懲戒処分についての文書であり、教員の処分について (通知) (尾張教育事務所長及び県教育委員会発信)、辞令、退職手当支給制限処分書、処分事由説明書で構成されている。

(ア) 教員の処分について (通知)

尾張教育事務所から市教育委員会宛てに発信された文書であり、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、当該職員の処分内容が記載され、諮問実施機関の決裁者の印影が確認できる。このうち処分内容の部分については、学校名及び当該職員の氏名が記載されており、①(ア)(イ)と同様に不開示とするのが相当である。印影については個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(イ) 教員の処分について（通知）

県教育委員会教育長から尾張教育事務所長宛てに発信された文書の写しであるが、記載内容は上記(ア)とほとんど相違ないことから上記のとおり判断する。

(ウ) 辞令

当該職員に交付された辞令の写しであり、職名、氏名、発令事項、発令日付、任命権者が記載されている。このうち、職名に記載されている学校名及び氏名については①(ア)(イ)と同様に不開示が相当であり、それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(エ) 退職手当支給制限処分書

退職手当支給制限処分書は県教育委員会から当該職員に通知されたものの写しであり、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、処分内容について記載されている。

このうち宛先は、当該職員の氏名が記載されているため、①(ア)と同様に不開示とするのが相当である。次に、処分内容のうち当該職員の氏名、採用年月日、退職年月日、勤続期間、退職時の所属、職位、処分前の一般の退職手当等の額、処分後に支払われる一般の退職手当等の額、退職時の給料月額については、①(ア)(イ)及び②(エ)と同様に不開示とするのが相当である。また、支給制限処分の理由中、非違行為に関する部分については①(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(オ) 処分事由説明書

処分事由説明書には、当該職員の職名、氏名、所属する学校名、処分についての説明が記載されており、当該職員の氏名、学校名については、①(ア)(イ)と同様に、処分についての説明の非違行為に関する部分については①(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

⑩ 校長の処分について（協議）

市教育委員会が当該職員の所属する学校長の処分について、県教育委員会と協議をするための決裁文書であり、起案書、校長の処分について（協議）、教員の処分について（協議）、意見書、履歴書で構成されている。

(ア) 起案書

起案書には文書番号、起案日、起案者の所属及び氏名、宛先、発信者、決裁者印影、件名及び起案理由が記載されており、審査会で見分したところ、起案者及び決裁者印影については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(イ) 校長の処分について（協議）

校長の処分について（協議）には、文書番号、日付、宛先、発信者、文書件名、報告文が記載されている。審査会で見分したところ、当該文書については、本号本文該当性を認められない。

(ウ) 教員の処分について（協議）

教員の処分について（協議）には、文書番号、日付、宛先、発信者、文書件名、協議内容が記載されている。このうち、協議内容には学校名、当該職員及び校長の氏名が記載されており、学校名及び当該職員の氏名については、①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については、②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。その以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(エ) 意見書

意見書には、日付、作成者（市教育委員会）、校長の処分に対する意見が記載されている。このうち意見の部分には、学校名、当該職員や被害者を特定し得る表現が記載されており、学校名については①(ア)(イ)と同様に、被害者を特定し得る表現部分については、他の情報と照合することによって、被害者を識別することが可能であるため不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(オ) 履歴書

履歴書については校長の氏名、生年月日、性別、住所、学歴、資格、学業・任免・賞罰等の履歴事項の記載及び顔写真の掲載が認められる。履歴書については、開示することにより校長を特定することができ、そこから学校名の特定に容易に繋がり、被害者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とするのが相当である。

⑪ 校長の処分について（協議）（写）

⑩の決裁後、尾張教育事務所を經由して県教育委員会へ提出した文書の写しであり、⑩の校長の処分について（協議）、教員の処分について（協議）、意見書と同じ文書である。よって、開示、不開示の判断は⑩(イ)から(エ)と同様である。

⑫ 公立学校長の処分について（通知）

尾張教育事務所を經由して県教育委員会から市教育委員会宛てに発信された校長の処分についての文書であり、公立学校長の処分について（通知）（尾張教育事務所長及び県教育委員会発信）、訓告（案）で構成されている。

(ア) 公立学校長の処分について（通知）

尾張教育事務所から発信された文書であり、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、通知文が記載され、諮問実施機関の決裁者の印影が確認できる。印影については個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(イ) 公立学校長の処分について（通知）

県教育委員会教育長から尾張教育事務所長宛てに発信された文書の写しであり、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、協議に対する回答が記載されている。このうち、協議に対する回答部分に学校名及び校長の氏名が記載されている。学校名については①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については②(ウ)と同様に不開示とするのが相当であるが、それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

(ウ) 訓告（案）

訓告（案）は学校長に対する処分の案であり、学校名、職名、校長の氏名、訓告の内容、日付、処分者が記載されている。

学校名については、①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。また、訓告内容には、当該職員の氏名及び非違行為の内容が記載されている部分があり、当該職員の氏名については、①(ア)と同様に、非違行為の内容については、①(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

### ⑬ 教員の処分について

校長の処分を行うこと及び県教育委員会へ処分の報告をするための決裁文書であり、起案書、教職員の処分について（報告）、訓告で構成されている。

#### (ア) 起案書

起案書には文書番号、起案日、決裁日、起案者の所属及び氏名、宛先、発信者、決裁者印影、件名及び起案理由が記載されている。起案理由には学校名、校長の氏名が記載されており学校名については、①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。起案者及び決裁者印影については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

#### (イ) 教職員の処分について（報告）

県教育委員会への報告書の案であり、文書番号、日付、宛先、発信元、件名、報告内容が記載されている。報告内容の学校名は①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。処分者及び立会人については、個人を識別する情報ではあるものの、職務遂行情報であり、本号ただし書きウに該当する。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

#### (ウ) 訓告

訓告は学校長に対する処分であり、学校名、職名、校長の氏名、訓告の内容、日付、処分者が記載されている。

学校名については、①(ア)(イ)と同様に、校長の氏名については②(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。訓告内容には、当該職員の氏名及び非違行為の内容が記載されている部分があり、当該職員の氏名については、①(ア)と同様に、非違行為の内容については、①(ウ)と同様に不開示とするのが相当である。それ以外の部分については、本号本文該当性を認められない。

### ⑭ 教職員の処分について（報告）

⑬の決裁後、県教育委員会へ提出した文書であり、⑬の教員の処分について（報告）及び訓告と同じ文書である。よって、開示、不開示の判断は⑬(イ)及び(ウ)と同様である。

(2) 条例第7条第5号該当性について

諮問実施機関は、本件対象文書について条例第7条第5号該当性を主張もしているが、上記(1)において、当審査会が不開示とすることが相当であると判断した部分については判断するまでもないことから、ここでは、条例第7条第2号に該当しない部分について、条例第7条第5号該当性を検討する。

ア 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、「国又は他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」と規定し、これらの情報については不開示とすることとしている。市の行政には国等の協力、信頼関係のもとで、総合的に推進されるものが多くあり、その相関関係を確保する必要性があることから、公にすることにより、これらの関係が著しく損なわれると認められる情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 条例第7条第5号該当性について

諮問実施機関は、県教育委員会が公表基準に基づいて本件事案を公表しないことを踏まえ、県教育委員会から公表しないよう指示されていると認識しており、県教育委員会の指示に従わないと、県教育委員会が保護者の意向を汲んで非公表としたものを不完全なものにしてしまい、そのことにより県教育委員会との事務連携において信頼関係が損なわれるとして、条例第7条第5号に該当する事由があると説明している。

しかし、「公にすることにより、国等の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる」かどうかの判断は、主観的でなく客観的に明白でなければならず、客観的判断を行うため、必要に応じて国等（本件の場合には県教育委員会）から意見を聴取する等し、対応すべきものである（情報公開事務の手引き 31 頁）。諮問実施機関は、開示することにより事務連携において県教育委員会との信頼関係が損なわれると説明するが、どのような点で信頼関係が損なわれるのかという具体的な説明はなく、また、県教育委員会に対して、本件事案が公表基準に基づいて非公表とされていることは確認しているものの、本件対象文書を公文書開示請求に基づいて開示又は一部開示した場合に信頼関係を損なうかについては意見を聴取してい

ない。上述のとおり、県教育委員会が公文書名を明らかにして不開示決定した文書について、具体名を明らかにしないまま不開示決定をし、その理由として県教育委員会から公表しないよう指示されているためであると説明するなど、県教育委員会との間で開示の適否に関する認識のずれがあることも明らかになっている。

本件対象文書のうち、少なくとも上記した条例第7条第2号に該当することにより不開示とされるべき部分を除外した部分について、記載内容は、文書名から当然に推測される項目や一般的な記述、将来的に公表が見込まれる事項に限られている。これらについて、条例に基づく公文書開示請求に応じて開示したとしても、そのことにより県教育委員会との間の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるとは、到底考え得ない。

したがって、本件対象文書のうち少なくとも前記した条例第7条第2号に該当しない部分については、条例第7条第5号に該当する事由があるとは判断できない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

#### 第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

別 表

| 1 公文書の名称             | 2 不開示部分  |
|----------------------|--|
| 1 非違行為に関する速報         | 3行目発信者の氏名<br>5行目学校名及び学校の種別、当該職員<br>の氏名<br>6行目当該職員の生年月日、年齢及び<br>性別<br>8行目日付及び曜日<br>9行目当該職員の氏<br>10行目場所<br>12行目から17行目まで<br>20行目から21行目4文字<br>目まで<br>23行目7文字目から24行目5行目まで<br>24行目15文字目から25行目2文字目<br>まで<br>26行目6文字目から28行目18文字目<br>まで<br>33行目から35行目まで |
| 2 非違行為について（伺）        |  |
| (1) 起案書              | なし   |
| (2) 非違行為について（報告）     | 8行目学校名及び学校の種別  |
| (3) 教職員の非違行為について（報告） | 1行目学校名及び学校の種別<br>6行目学校名及び学校の種別、校長の<br>氏名、職印  |
| (4) 非違行為報告書          | 1頁<br>作成者の氏名及び私印<br>当該職員欄<br>学校名及び学校の種別、氏名、生年月<br>日、年齢、性別、採用年月日、本県勤<br>務年数、現所属発令年月日<br>(1) 発生日時等欄の全て<br>(2) 発生場所欄の全て<br>(3) 概要欄  |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>1 行目から 15 行目まで<br/> 16 行目日付<br/> 17 行目から 18 行目<br/> 19 行目日付<br/> 20 行目日付及び 17 文字目から 30 文字目まで<br/> 21 行目冒頭から 14 文字目まで<br/> 22 行目日付、7 文字目から 23 行目 17 文字目まで<br/> 23 行目 29 文字目から 29 行目まで<br/> 2 頁<br/> (4)相手の状況欄<br/> 2 行目<br/> 4 行目から 10 行目<br/> 12 行目冒頭から 30 文字目まで<br/> 13 行目 23 文字目から 19 行目 22 文字目まで<br/> 21 行目から 23 行目まで<br/> (5)事後措置欄<br/> 日付<br/> 4 行目<br/> 5 行目 24 文字目から 6 行目 9 文字目まで<br/> 9 行目校長が謝罪した相手方の部分<br/> 11 行目から 13 行目 8 文字目まで</p> |
| (5) 校長意見書 | <p>2 行目学校名及び学校の種別<br/> 4 行目当該職員の氏名<br/> 7 行目から 8 行目<br/> 9 行目訴えの相手、15 文字目から 26 文字目まで<br/> 10 行目の被害者部分<br/> 12 行目当該職員の氏<br/> 13 行目 9 文字目から 18 文字目まで<br/> 14 行目 3 文字目から 15 行目 26 文字目</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
|                               | まで<br>20 行目学校名及び学校の種別<br>21 行目校長の氏名及び職印                                 |
| (6) 本人申立書                     | 全て  |
| (7) 履歴書                       | 全て  |
| 3 非違行為について（報告）（写）             |   |
| (1) 非違行為について（報告）              | 2 (2)に同じ  |
| (2) 教職員の非違行為について（報告）          | 2 (3)に同じ  |
| (3) 非違行為報告書                   | 2 (4)に同じ  |
| (4) 校長意見書                     | 2 (5)に同じ  |
| (5) 本人申立書                     | 2 (6)に同じ  |
| 4 教員の処分について（内申）               |   |
| (1) 起案書                       | なし  |
| (2) 教員の処分について（内申）（尾張教育事務所長宛て） | なし  |
| (3) 教員の処分について（内申）（県教育委員会宛て）   | 6 行目学校名及び学校の種別<br>7 行目当該職員の氏名<br>12 行目学校名及び学校の種別、当該職員の氏名                |
| (4) 意見書                       | 8 行目学校名及び学校の種別、非違行為の相手方<br>9 行目 30 文字目から 10 行目 8 文字目まで<br>10 行目非違行為の相手方 |
| 5 教員の処分について（内申）               |   |
| (1) 教員の処分について（内申）（尾張教育事務所長宛て） | 4 (2)に同じ  |
| (2) 教員の処分について（内申）（県教育委員会宛て）   | 4 (3)に同じ  |
| (3) 意見書                       | 4 (4)に同じ  |
| 6 教員の解雇予告除外認定の申請について          |   |
| (1) 教員の解雇予告除外認定の申請について        | 6 行目当該職員の職名（当該職員を特定できる記載部分）   |

|   |  |
|---|--|
| (2) 解雇予告除外認定申請書                         | 事業の名称欄の学校名及び学校の種別<br>事業所の所在地欄の学校の住所<br>労働者氏名欄の当該職員の氏名及び生年月日<br>性別欄、雇用年月日欄の全て<br>業務の種類欄の1行目から3行目1文字目まで<br>労働者の責に帰すべき理由欄の当該職員の氏名及び2行目から8行目まで |
| 7 解雇予告除外認定について (伺)                      |  |
| (1) 起案書                                 | 起案理由の部分<br>2行目学校の種別<br>8行目学校名、学校の種別、当該職員の職名(当該職員を特定できる記載部分)及び氏名<br>10行目当該職員の氏名<br>10行目から12行目非違行為の内容  |
| (2) 解雇予告除外認定について                        | 6行目から7行目当該職員の職名(当該職員を特定できる記載部分)  |
| 8 解雇予告除外認定について (写)                      |  |
| (1) 解雇予告除外認定について                        | 7(2)に同じ  |
| 9 教員の処分について (通知)                        |  |
| (1) 教員の処分について(尾張教育事務所長発 市教育委員会宛て)       | 10行目学校名、学校の種別及び当該職員の氏名   |
| (2) 教員の処分について(写)(県教育委員会教育長発 尾張教育事務所長宛て) | 14行目学校名及び学校の種別<br>15行目当該職員の氏名  |
| (3) 辞令                                  | 3行目学校名及び学校の種別<br>4行目当該職員の氏名  |
| (4) 退職手当支給制限処分書                         | 1頁<br>4行目当該職員の氏名<br>12行目全て<br>処分前の一般の退職手当等の額欄及び処分後に支払われる一般の退職手当等   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>の額欄の金額、退職をした者の氏名欄の当該職員の氏名、採用年月日欄及び退職年月日欄の日付、勤続期間欄の年月、退職時の所属欄の学校名及び学校の種別、退職時の給料月額欄の金額及び職位</p> <p>2 頁目</p> <p>5 行目から 7 行目まで</p>                        |
| (5) 処分事由説明書                  | <p>3 行目学校名及び学校の種別</p> <p>4 行目当該職員の氏名</p> <p>5 行目 6 文字目から 7 行目まで</p>   |
| 10 校長の処分について（協議）             |   |
| (1) 起案書                      | なし  |
| (2) 校長の処分について（協議）（尾張教育事務所宛て） | なし  |
| (3) 校長の処分について（協議）（県教育委員会宛て）  | <p>6 行目学校名及び学校の種別</p> <p>7 行目当該職員の氏名、</p> <p>10 行目学校名及び学校の種別、校長の氏名</p>  |
| (4) 意見書                      | <p>6 行目学校名及び学校の種別、</p> <p>7 行目被害者</p> <p>10 行目 24 行目から 36 行目まで</p> <p>11 行目 6 行目から末尾まで</p> <p>12 行目当該職員が命じられた内容</p> <p>13 行目被害者部分</p> <p>14 行目被害者部分</p> |
| (5) 履歴書                      | 全て  |
| 11 校長の処分について（協議）             |   |
| (1) 校長の処分について（協議）（尾張教育事務所宛て） | 10(2)に同じ  |
| (2) 校長の処分について（協議）（県教育委員会宛て）  | 10(3)に同じ  |
| (3) 意見書                      | 10(4)に同じ  |
| 12 公立学校長の処分について              |   |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (1) 公立学校長の処分について（通知）<br>（尾張教育事務所長発）  | なし  |
| (2) 公立学校長の処分について（写）（通知）<br>（県教育委員会発） | 11 行目学校名及び学校の種別、当該職員の氏名   |
| (3) 訓告（案）                            | 3 行目学校名及び学校の種別、<br>4 行目校長の氏名<br>5 行目当該職員の氏名<br>5 行目から 8 行目非違行為の内容 |
| 13 教員の処分について                         |   |
| (1) 起案書                              | 起案理由の部分<br>6 行目学校名及び学校の種別、校長の氏名                                   |
| (2) 教職員の処分について（報告）                   | 11 行目学校名及び学校の種別、校長の氏名   |
| (3) 訓告                               | 3 行目学校名及び学校の種別、<br>4 行目校長の氏名<br>5 行目当該職員の氏名<br>5 行目から 8 行目非違行為の内容 |
| 14 教職員の処分について（報告）                    |   |
| (1) 教職員の処分について（報告）（写）                | 13(2)に同じ  |
| (2) 訓告                               | 13(3)に同じ  |

## 平成 23 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 24 年 6 月発行

発 行 春日井市総務部総務課

問い合わせ 〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課文書担当

電話番号 (0568) 85-6129

Eメール somu@city.kasugai.lg.jp